

資料 3 - 6

泊発電所 3号炉 審査資料	
資料番号	SA44H-9 r. 3.0
提出年月日	令和5年6月30日

泊発電所 3号炉
設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

44条

令和5年6月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
------------	---------	------

補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

【適合性一覧表の相違箇所について】

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したため資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

【関連資料の相違箇所について】

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方
①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし
②	環境条件_海水通水	外部送水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし
④	切り替え性	本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類化相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賄える容量とする方針に相違なし
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし
⑨	共通要因故障_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量に相違はなく、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし -(世帯炉申請であり未用設備なし)
⑧	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑨	接続性	系統図	接続図	接続図	
⑩	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑪	設置場所	配置図	接続図	接続図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑫	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	
⑬	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑭	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p><u>女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの</u></p> <p>重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p> <p>【共通（資料構成の変更）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。 <ul style="list-style-type: none"> （変更前）配置図，試験検査，系統図，容量設定根拠 （変更後）配置図，試験検査，系統図，容量設定根拠，単線結線図，接続図，保管場所図，アクセスルート図 「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。 「接続図，保管場所図，アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。 自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。 各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。 <p>【配置図】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに作成した「接続図，保管場所図，アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項号の確認項目を示す資料を変更しました。配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。 重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。 操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。 <p>【試験検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連資料が相違する場合には、試験検査ができることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。 比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画，検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として提示し、試験検査ができることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。 <p>【系統図】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図，アクセスルート図等を関連資料としました。 <p>【容量設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。 容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。 <p>【単線結線図，接続図，保管場所図，アクセスルート図】</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。 		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>44-1 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p>44-1 SA設備 基準適合性一覧表</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	緊急停止失敗時の対応	1	緊急停止失敗時の対応	
2	緊急停止失敗時の対応	2	緊急停止失敗時の対応	
3	緊急停止失敗時の対応	3	緊急停止失敗時の対応	
4	緊急停止失敗時の対応	4	緊急停止失敗時の対応	
5	緊急停止失敗時の対応	5	緊急停止失敗時の対応	
6	緊急停止失敗時の対応	6	緊急停止失敗時の対応	
7	緊急停止失敗時の対応	7	緊急停止失敗時の対応	
8	緊急停止失敗時の対応	8	緊急停止失敗時の対応	
9	緊急停止失敗時の対応	9	緊急停止失敗時の対応	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	緊急停止失敗時の対応	
2	緊急停止失敗時の対応	
3	緊急停止失敗時の対応	
4	緊急停止失敗時の対応	
5	緊急停止失敗時の対応	
6	緊急停止失敗時の対応	
7	緊急停止失敗時の対応	
8	緊急停止失敗時の対応	
9	緊急停止失敗時の対応	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	項目 1 項目 1 項目 1	項目 1 項目 1 項目 1	項目 1 項目 1 項目 1	
2	項目 2 項目 2 項目 2	項目 2 項目 2 項目 2	項目 2 項目 2 項目 2	
3	項目 3 項目 3 項目 3	項目 3 項目 3 項目 3	項目 3 項目 3 項目 3	
4	項目 4 項目 4 項目 4	項目 4 項目 4 項目 4	項目 4 項目 4 項目 4	
5	項目 5 項目 5 項目 5	項目 5 項目 5 項目 5	項目 5 項目 5 項目 5	
6	項目 6 項目 6 項目 6	項目 6 項目 6 項目 6	項目 6 項目 6 項目 6	
7	項目 7 項目 7 項目 7	項目 7 項目 7 項目 7	項目 7 項目 7 項目 7	
8	項目 8 項目 8 項目 8	項目 8 項目 8 項目 8	項目 8 項目 8 項目 8	
9	項目 9 項目 9 項目 9	項目 9 項目 9 項目 9	項目 9 項目 9 項目 9	

44-1-3



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	項目 1 項目 1 項目 1	
2	項目 2 項目 2 項目 2	
3	項目 3 項目 3 項目 3	
4	項目 4 項目 4 項目 4	
5	項目 5 項目 5 項目 5	
6	項目 6 項目 6 項目 6	
7	項目 7 項目 7 項目 7	
8	項目 8 項目 8 項目 8	
9	項目 9 項目 9 項目 9	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	
項目	大飯	項目	泊
緊急停止失敗時の緊急停止機能	①	緊急停止失敗時の緊急停止機能	①
緊急停止失敗時の緊急停止機能	②	緊急停止失敗時の緊急停止機能	②
緊急停止失敗時の緊急停止機能	③	緊急停止失敗時の緊急停止機能	③
緊急停止失敗時の緊急停止機能	④	緊急停止失敗時の緊急停止機能	④
緊急停止失敗時の緊急停止機能	⑤	緊急停止失敗時の緊急停止機能	⑤
緊急停止失敗時の緊急停止機能	⑥	緊急停止失敗時の緊急停止機能	⑥
緊急停止失敗時の緊急停止機能	⑦	緊急停止失敗時の緊急停止機能	⑦
緊急停止失敗時の緊急停止機能	⑧	緊急停止失敗時の緊急停止機能	⑧
緊急停止失敗時の緊急停止機能	⑨	緊急停止失敗時の緊急停止機能	⑨

44-1-2



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由	
項目	泊	項目	相違理由
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	①	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	①
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	②	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	②
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	③	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	③
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	④	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	④
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	⑤	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	⑤
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	⑥	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	⑥
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	⑦	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	⑦
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	⑧	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	⑧
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	⑨	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	⑨

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	相違	相違	相違	
1	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	
2	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	
3	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	
4	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	
5	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	
6	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	
7	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	
8	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	
9	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	

44-1-1

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	相違	相違理由
1	緊急停止失敗時の対応	
2	緊急停止失敗時の対応	
3	緊急停止失敗時の対応	
4	緊急停止失敗時の対応	
5	緊急停止失敗時の対応	
6	緊急停止失敗時の対応	
7	緊急停止失敗時の対応	
8	緊急停止失敗時の対応	
9	緊急停止失敗時の対応	

44-1-7

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	1	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
2	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	2	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
3	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	3	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
4	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	4	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
5	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	5	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
6	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	6	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
7	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	7	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
8	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	8	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
9	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	9	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	

44-1-1

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
2	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
3	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
4	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
5	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
6	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
7	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
8	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	
9	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		大飯発電所3/4号炉		大飯発電所3/4号炉		大飯発電所3/4号炉		大飯発電所3/4号炉		大飯発電所3/4号炉		大飯発電所3/4号炉		大飯発電所3/4号炉		大飯発電所3/4号炉		大飯発電所3/4号炉	
項目	大飯	大飯	大飯	大飯	大飯	大飯	大飯	大飯	大飯	大飯	大飯	大飯	大飯	大飯	大飯	大飯	大飯	大飯	大飯
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨										
ATWS抑制設備	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨										
電動補助給水ポンプ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨										
タービン駆動給水ポンプ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨										
主蒸気減圧弁	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨										
過熱器減圧弁	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨										
圧力調整弁	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨										
圧力調整弁	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨										

44-1-1



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		泊発電所3号炉		相違理由	
項目	泊発電所3号炉	相違理由	項目	泊発電所3号炉	相違理由
電動補助給水ポンプ	①		電動補助給水ポンプ	①	
②			②		
③			③		
④			④		
⑤			⑤		
⑥			⑥		
⑦			⑦		
⑧			⑧		
⑨			⑨		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯3号炉	大飯4号炉	泊発電所3号炉	
1	1	2	3	
2	2	3	4	
3	3	4	5	
4	4	5	6	
5	5	6	7	
6	6	7	8	
7	7	8	9	
8	8	9		
9	9			

44-1-1



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉	
1	2	
3	4	
5	6	
7	8	
9		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
2	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	2	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
3	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	3	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
4	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	4	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
5	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	5	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
6	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	6	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
7	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	7	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
8	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	8	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
2	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
3	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
4	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
5	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
6	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
7	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
8	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
9	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	緊急停止失敗時の緊急停止装置の設置	緊急停止装置の設置	緊急停止装置の設置	
2	緊急停止装置の設置	緊急停止装置の設置	緊急停止装置の設置	
3	緊急停止装置の設置	緊急停止装置の設置	緊急停止装置の設置	
4	緊急停止装置の設置	緊急停止装置の設置	緊急停止装置の設置	
5	緊急停止装置の設置	緊急停止装置の設置	緊急停止装置の設置	
6	緊急停止装置の設置	緊急停止装置の設置	緊急停止装置の設置	
7	緊急停止装置の設置	緊急停止装置の設置	緊急停止装置の設置	
8	緊急停止装置の設置	緊急停止装置の設置	緊急停止装置の設置	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉	
1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
2	緊急停止装置の設置	
3	緊急停止装置の設置	
4	緊急停止装置の設置	
5	緊急停止装置の設置	
6	緊急停止装置の設置	
7	緊急停止装置の設置	
8	緊急停止装置の設置	
9	緊急停止装置の設置	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	大飯発電所3号炉		大飯発電所4号炉		備考
	項目	内容	項目	内容	
1	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	
2	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	
3	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	
4	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	
5	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	
6	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	
7	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	
8	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	

44-1-1

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	泊発電所3号炉		備考
	項目	内容	
1	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	
2	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	
3	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	
4	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	
5	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	
6	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	
7	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	
8	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	
9	緊急停止失敗時の発生	緊急停止失敗時の発生	

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
2	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	2	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
3	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	3	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
4	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	4	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
5	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	5	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
6	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	6	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
7	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	7	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
8	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	8	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	大飯2		大飯3		大飯4		大飯5		大飯6		大飯7		大飯8	
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容
1	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止
2	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止
3	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止
4	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止
5	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止
6	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止
7	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止
8	緊急停止失敗時の緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止	緊急停止

44-1-1



泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	内容	種別区分	関連資料
1	緊急停止失敗時の緊急停止	B d	① [補足説明資料]44-2 配置図
2	緊急停止失敗時の緊急停止	-	[補足説明資料]44-4 系統図
3	緊急停止失敗時の緊急停止	-	②
4	緊急停止失敗時の緊急停止	C	③ [補足説明資料]44-3 試験・検査説明資料
5	緊急停止失敗時の緊急停止	B b	④ [補足説明資料]44-4 系統図
6	緊急停止失敗時の緊急停止	A d	⑤ [補足説明資料]44-4 系統図
7	緊急停止失敗時の緊急停止	-	⑥
8	緊急停止失敗時の緊急停止	A *	⑧ [補足説明資料]44-2 配置図
9	緊急停止失敗時の緊急停止	-	⑨

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	第1号機		第2号機		第3号機		第4号機		備考
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	
緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
①	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
②	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
③	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
④	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
⑤	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
⑥	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
⑦	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	
⑧	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	内容	適合性	備考
①	【ほう酸ポンプ】 C/D以外の屋内-その他 (原子炉隔壁設置) 有効に隔離も確保する	B d	① [補足説明資料]44-2 配置図
②	【ほう酸ポンプ】 対象外(海水を過水しない) (吸管が揺れをたない)	-	[補足説明資料]44-4 系統図
③	【ほう酸ポンプ】 操作性 中央制御室での操作が可能	B	②
④	【ほう酸ポンプ】 性能・劣化 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分断が可能)	A	③ [補足説明資料]44-3 試験・検査 説明資料
⑤	【ほう酸ポンプ】 切り替え性 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	④ [補足説明資料]44-4 系統図
⑥	【ほう酸ポンプ】 系統設計 DBと同一系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合は同一系統構成)	A d	⑤ [補足説明資料]44-4 系統図
⑦	【ほう酸ポンプ】 設置場所 地震、過水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	
⑧	【ほう酸ポンプ】 常設時の容量 中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	⑥
⑨	【ほう酸ポンプ】 井筒の構造 共用しない	-	⑦
⑩	【ほう酸ポンプ】 種別条件、設計 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (原子炉トリップ遮断器、安全保護保護装置及び制御棒クラスと多様性) (原子炉トリップ遮断器、安全保護保護装置及び制御棒クラスと位置的分散)	A *	⑧ [補足説明資料]44-2 配置図
⑪	【ほう酸ポンプ】 サポート系 対象外(サポート系なし)	-	⑨

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	備考	緊急停止失敗時の対応		緊急停止失敗時の対応		緊急停止失敗時の対応		緊急停止失敗時の対応		緊急停止失敗時の対応		緊急停止失敗時の対応		緊急停止失敗時の対応	
		項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容
1	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
2	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
3	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
4	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
5	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
6	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
7	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応
8	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応	緊急停止失敗時の対応

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	内容	適合性	関連資料
1	緊急停止失敗時の対応	B d	① [補足説明資料]44-2 配置図
2	緊急停止失敗時の対応	/	[補足説明資料]44-4 系統図
3	緊急停止失敗時の対応	B	②
4	緊急停止失敗時の対応	B b	④ [補足説明資料]44-4 系統図
5	緊急停止失敗時の対応	A d	⑤ [補足説明資料]44-4 系統図
6	緊急停止失敗時の対応	B	⑥
7	緊急停止失敗時の対応	/	⑦
8	緊急停止失敗時の対応	A a	⑧ [補足説明資料]44-2 配置図
9	緊急停止失敗時の対応	/	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	2	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	
2	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	3	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	
3	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	4	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	
4	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	5	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	
5	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	6	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	
6	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	7	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	
7	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	8	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	
8	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保			



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	
2	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	
3	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	
4	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	
5	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	
6	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	
7	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	
8	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	
9	緊急停止失敗時の緊急停止機能の確保	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	1	1	1	
2	2	2	2	
3	3	3	3	
4	4	4	4	
5	5	5	5	
6	6	6	6	
7	7	7	7	
8	8	8	8	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉	
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	項目	項目	項目	
1	1	1	1	
2	2	2	2	
3	3	3	3	
4	4	4	4	
5	5	5	5	
6	6	6	6	
7	7	7	7	
8	8	8	8	

44-1-4

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由		
項目	項目	項目	項目	相違理由
1	1	1	1	
2	2	2	2	
3	3	3	3	
4	4	4	4	
5	5	5	5	
6	6	6	6	
7	7	7	7	
8	8	8	8	
9	9	9	9	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	項目	第1号機		第2号機		第3号機		第4号機		備考
		設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	設備	仕様	
1	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	
2	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	
3	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	
4	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	
5	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	
6	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	
7	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	
8	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	

44-1-2



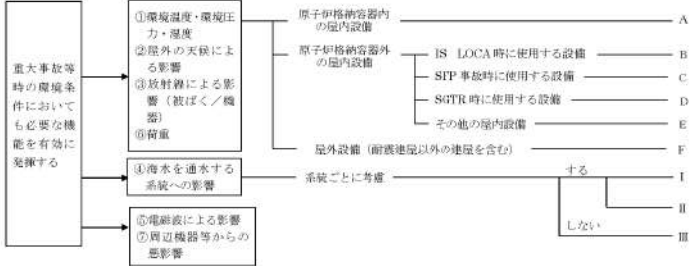
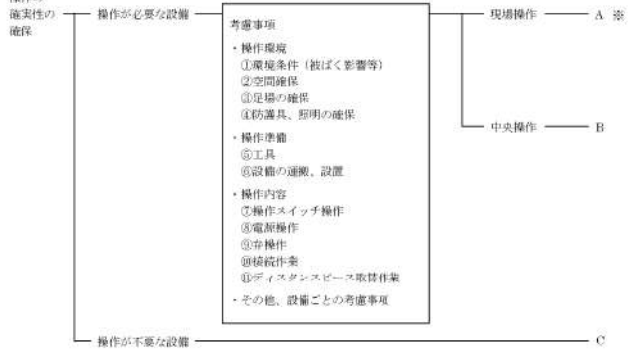
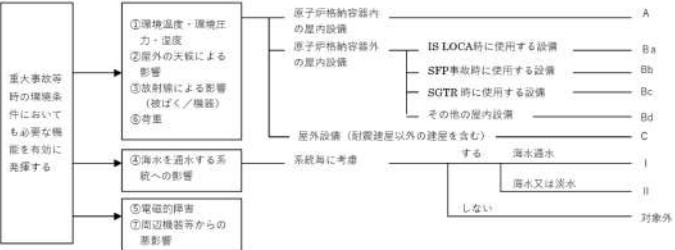

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	項目	仕様	備考
1	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	
2	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	
3	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	
4	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	
5	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	
6	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	
7	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	
8	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	
9	燃料取扱用ピット	燃料取扱用ピット	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>①環境温度・環境圧力・湿度 ②屋外の天候による影響 ③放射線による影響（被ばく/機器） ④荷重</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備 原子炉格納容器外の屋内設備 屋外設備（耐震建屋以外の建屋を含む）</p> <p>IS LOCA時に使用する設備 SFP事故時に使用する設備 SGTR時に使用する設備 その他の屋内設備</p> <p>④海水を流通する系統への影響 ⑤電磁波による影響 ⑥周辺機器等からの悪影響</p> <p>系統ごとに考慮する 系統毎に考慮する しない</p> <p>Ⅰ Ⅱ Ⅲ</p> <p>④海水を流通する系統については、Ⅰ：通常時に海水を流通する系統、Ⅱ：淡水又は海水から選択できる系統、Ⅲ：海水を流通しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備 操作が不要な設備</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作環境 <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件（被ばく影響等） ②空間確保 ③足場の確保 ④防護具、照明の確保 ・操作準備 <ul style="list-style-type: none"> ⑤工具 ⑥設備の運搬、設置 ・操作内容 <ul style="list-style-type: none"> ⑦操作スイッチ操作 ⑧電解操作 ⑨弁操作 ⑩接続作業 ⑪ディスプレイスペース取替作業 ・その他、設備ごとの考慮事項 <p>現場操作 — A ※ 中央操作 — B C</p> <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 （例：A②、A⑤、A⑦等）</p>	<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>①環境温度・環境圧力・湿度 ②屋外の天候による影響 ③放射線による影響（被ばく/機器） ④荷重</p> <p>原子炉格納容器内の屋内設備 原子炉格納容器外の屋内設備 屋外設備（耐震建屋以外の建屋を含む）</p> <p>IS LOCA時に使用する設備 SFP事故時に使用する設備 SGTR時に使用する設備 その他の屋内設備</p> <p>④海水を流通する系統への影響 ⑤電磁波による影響 ⑥周辺機器等からの悪影響</p> <p>系統毎に考慮する 系統毎に考慮する しない</p> <p>Ⅰ Ⅱ</p> <p>淡水 淡水又は淡水 対象外</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>操作の確実性の確保</p> <p>操作が必要な設備 操作が不要な設備</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作環境 <ul style="list-style-type: none"> ①環境条件（被ばく影響等） ②空間確保 ③足場の確保 ④防護具、照明の確保 ・操作準備 <ul style="list-style-type: none"> ⑤工具 ⑥設備の運搬、設置 ・操作内容 <ul style="list-style-type: none"> ⑦操作スイッチ操作 ⑧電解操作 ⑨弁操作 ⑩接続作業 ・その他、設備毎の考慮事項 <p>現場操作 — A 中央操作 — B 対象外</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。(例：A①、A③等)</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）

泊発電所3号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

区分	設計方針	関連資料	備考
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

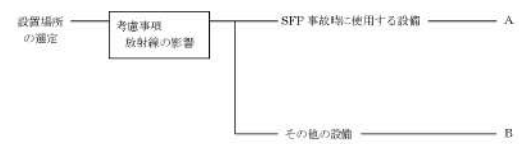
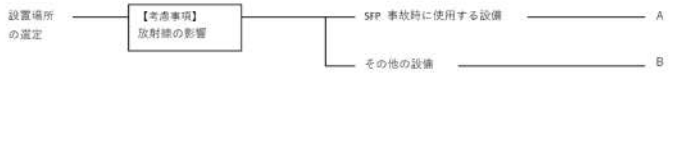

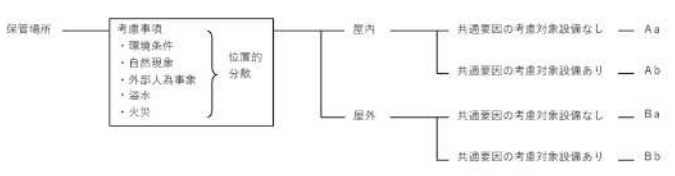
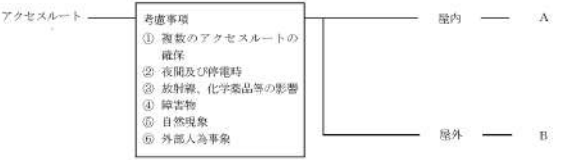

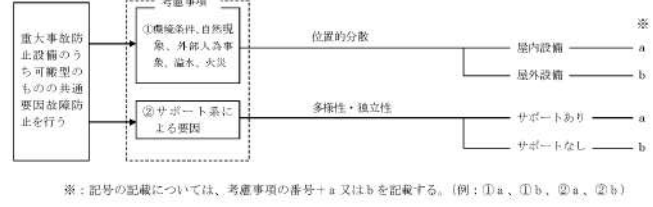
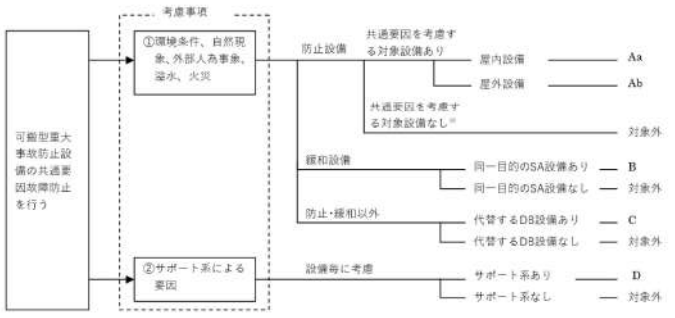
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="246 255 918 510"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</p> <p>② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか</p> </div> <div data-bbox="515 271 918 510"> <p>原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> <p>予備数量の考えかた</p> </div> <div data-bbox="246 558 918 798"> <p>【考慮事項】</p> <p>④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか</p> <p>⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるか</p> </div> <div data-bbox="582 558 918 798"> <p>プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備 — a</p> <p>保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — b</p> <p>④、⑤以外 — c</p> </div>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="1164 255 1836 430"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</p> <p>② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか</p> </div> <div data-bbox="1456 255 1836 430"> <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> <p>予備数量もきめて設計方針とする。</p> </div>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <div data-bbox="246 893 918 1133"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 容易かつ確実な接続</p> <p>② 接続部の規格の統一</p> </div> <div data-bbox="560 893 918 1133"> <p>ケーブル</p> <p>コネクタ接続 — A</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>配管</p> <p>ボルト締フランジ接続 — B</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>その他の措置 — D</p> <p>接続なし — E</p> </div>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <div data-bbox="1164 893 1836 1133"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 容易かつ確実な接続</p> <p>② 接続部の規格の統一</p> </div> <div data-bbox="1456 893 1836 1133"> <p>ケーブル</p> <p>母線供給</p> <p>端子のボルト・ネジによる接続 — A</p> <p>通信・計装各設備電源 専用の接続方法による接続 — D</p> <p>水・空気配管</p> <p>大口径等</p> <p>ボルト締フランジ接続 — B</p> <p>小口径等</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>油配管、計装付属配管 専用の接続方法による接続 — D</p> </div>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <div data-bbox="246 1212 918 1404"> <p>【考慮事項】</p> <p>・放射線による影響因子</p> <p>・漏水、火災</p> <p>・自然現象</p> <p>・外部人為事象</p> </div> <div data-bbox="246 1212 918 1404"> <p>接続箇所</p> <p>屋内（壁面含む） — A</p> <p>屋内及び屋外 — B</p> <p>その他（空気） — C</p> <p>接続箇所なし — D</p> </div>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <div data-bbox="1164 1212 1836 1404"> <p>【考慮事項】</p> <p>・接続条件</p> <p>・漏水、火災</p> <p>・自然現象</p> <p>・外部人為事象</p> </div> <div data-bbox="1164 1212 1836 1404"> <p>接続箇所</p> <p>水・電力</p> <p>屋内（壁面含む） — A</p> <p>その他（空気） — 対象外</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">44-2 配置図 3号炉</p>	<p style="text-align: center;">44-2 配置図</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div>	<p>■ 記載方針の相違 (女川審査支線の反 映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 201 1010 1358" style="border: 2px solid black; height: 725px; width: 367px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="398 1369 860 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>		

44-2-2

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1008 1361" style="border: 2px solid black; height: 728px; width: 367px;"></div> <div data-bbox="409 1366 871 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="958 1380 1016 1401" style="text-align: right; margin-top: 5px;">44-2-3</div>	<div data-bbox="1086 199 1933 1425" style="border: 1px solid yellow; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">原子炉建屋</p> <p style="text-align: center;">T.P. 10.3 m</p> <p style="text-align: center;">原子炉補助建屋</p> <p style="text-align: center;">電気建屋</p> <p style="text-align: center;">A-発電機ポンプ</p> <p style="text-align: center;">B-発電機ポンプ</p> <p style="text-align: center;">C-発電機ポンプ</p> <p style="text-align: center;">A-電動機補助水ポンプ</p> <p style="text-align: center;">B-電動機補助水ポンプ</p> <p style="text-align: center;">C-電動機補助水ポンプ</p> <p style="text-align: center;">周辺設備棟</p> <p style="text-align: center;">原子炉格納施設</p> <p style="text-align: center;">原子炉格納容器</p> </div>	<div data-bbox="1973 204 2116 295" style="border: 1px solid yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ■ 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1008 1356" style="border: 2px solid black; height: 725px; width: 365px;"></div> <div data-bbox="403 1364 869 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right; margin-top: 5px;">44-2-4</div>	<div data-bbox="1064 207 1948 1212" style="border: 1px solid yellow; padding: 10px;"> </div>	<div data-bbox="1971 199 2128 295" style="margin-top: 5px;"> <p>■ 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 199 1008 1356" style="border: 2px solid black; height: 725px; width: 366px;"></div> <div data-bbox="427 1364 884 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="958 1380 1019 1404" style="text-align: right; margin-top: 5px;">44-2-5</div>	<div data-bbox="1086 207 1937 1380" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div>	<div data-bbox="1971 199 2116 295" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> ■ 記載方針の相違 (女川審査実績の反 例) </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1008 1356" style="border: 2px solid black; height: 725px; width: 368px;"></div> <div data-bbox="421 1364 878 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="958 1380 1019 1404" style="text-align: right; margin-top: 5px;">44-2-6</div>	<div data-bbox="1086 207 1937 1348" style="border: 1px solid yellow; padding: 10px;"> </div>	<div data-bbox="1971 199 2116 295" style="margin-top: 5px;"> <p>■ 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1005 1361" style="border: 2px solid black; height: 728px; width: 367px;"></div> <div data-bbox="414 1364 875 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div> <div data-bbox="958 1380 1016 1404" style="text-align: right; margin-top: 10px;">44-2-7</div>	<div data-bbox="1077 209 1939 1414" style="border: 1px solid yellow; padding: 10px;"> <p>燃料取扱設備 周辺構機棟 原子炉躯体施設 原子炉格納容器</p> <p>原子炉建屋 原子炉補修建屋 電気建屋</p> <p>A-玉盛 原子炉格納井 設置場所 T.P. 23.5m 【操作性】 現場操作可能</p> <p>B-玉盛 原子炉格納井 設置場所 T.P. 23.5m 【操作性】 現場操作可能</p> <p>C-玉盛 原子炉格納井 設置場所 T.P. 23.5m 【操作性】 現場操作可能</p> <p>T.P. 33.1m</p> </div>	<div data-bbox="1973 204 2130 300" style="border: 1px solid yellow; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ■ 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) </div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1008 1364" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="403 1364 869 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>		<p>■ 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

44-2-8

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 201 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 728px; width: 367px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="412 1369 875 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>		

44-2-9

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="183 194 1008 1359" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="421 1364 896 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>		<p>■ 記載方針の相違 (女川審査実績の反 照)</p>

44-2-10

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>44-4 試験・検査説明資料 3号炉</p>	<p>44-3 試験・検査説明資料</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実施廠(機番名)	点検及び試験の項目	保安の重要度又は保安方式	検査名	備考 (○)中核による試験設備法特)
C高気圧蒸発器	3.382本 1次側 22次側 マンホール 3.382本 1次側 22次側 マンホール 3階・RC-065 3階・RC-068 3階・RC-067	1.非破壊試験	高	高気圧蒸発器管体検査	
		1.開放点検	高	1次系部交換器検査	
		2.漏えい点検	高		
		3.分解点検	高		
		1.非破壊試験	高	高気圧蒸発器管体検査	
		1.開放点検	高	1次系部交換器検査	
		2.漏えい点検	高		
		3.分解点検	高		
		1.事前・性能試験	高	加圧器安全弁機能検査	
		2.漏えい点検	高	加圧器安全弁漏えい検査	
加圧器	3階・RC-065 3階・RC-068 3階・RC-067	1.事前・性能試験	高	加圧器安全弁機能検査	
		2.漏えい点検	高	加圧器安全弁漏えい検査	
加圧器過熱し弁	3POV-482A	1.事前・性能試験	高	加圧器過熱し弁機能検査	
		2.漏えい点検	高	加圧器過熱し弁漏えい検査	
加圧器過熱し弁駆動部	3POV-482B	1.事前・性能試験	高	加圧器過熱し弁機能検査	
		2.漏えい点検	高	加圧器過熱し弁漏えい検査	
加圧器過熱し弁駆動部	3POV-482B	1.事前・性能試験	高	加圧器過熱し弁機能検査	
		2.漏えい点検	高	加圧器過熱し弁漏えい検査	

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
C高気圧蒸発器	3.382本 1次側 22次側 マンホール 3.382本 1次側 22次側 マンホール 3階・RC-065 3階・RC-068 3階・RC-067	1.非破壊試験	高	高気圧蒸発器管体検査	
		1.開放点検	高	1次系部交換器検査	
		2.漏えい点検	高		
		3.分解点検	高		
		1.非破壊試験	高	高気圧蒸発器管体検査	
		1.開放点検	高	1次系部交換器検査	
		2.漏えい点検	高		
		3.分解点検	高		
		1.事前・性能試験	高	加圧器安全弁機能検査	
		2.漏えい点検	高	加圧器安全弁漏えい検査	
加圧器	3階・RC-065 3階・RC-068 3階・RC-067	1.事前・性能試験	高	加圧器安全弁機能検査	
		2.漏えい点検	高	加圧器安全弁漏えい検査	
加圧器過熱し弁	3POV-482A	1.事前・性能試験	高	加圧器過熱し弁機能検査	
		2.漏えい点検	高	加圧器過熱し弁漏えい検査	
加圧器過熱し弁駆動部	3POV-482B	1.事前・性能試験	高	加圧器過熱し弁機能検査	
		2.漏えい点検	高	加圧器過熱し弁漏えい検査	
加圧器過熱し弁駆動部	3POV-482B	1.事前・性能試験	高	加圧器過熱し弁機能検査	
		2.漏えい点検	高	加圧器過熱し弁漏えい検査	

別紙1-15(1)

機器又は系統名	実施廠(機番名)	点検及び試験の項目	保安の重要度又は保安方式	検査名	備考 (○)中核による試験設備法特)
C高気圧蒸発器	3.382本 1次側 22次側 マンホール 3.382本 1次側 22次側 マンホール 3階・RC-065 3階・RC-068 3階・RC-067	1.非破壊試験	高	高気圧蒸発器管体検査	
		1.開放点検	高	1次系部交換器検査	
		2.漏えい点検	高		
		3.分解点検	高		
		1.非破壊試験	高	高気圧蒸発器管体検査	
		1.開放点検	高	1次系部交換器検査	
		2.漏えい点検	高		
		3.分解点検	高		
		1.事前・性能試験	高	加圧器安全弁機能検査	
		2.漏えい点検	高	加圧器安全弁漏えい検査	
加圧器	3階・RC-065 3階・RC-068 3階・RC-067	1.事前・性能試験	高	加圧器安全弁機能検査	
		2.漏えい点検	高	加圧器安全弁漏えい検査	
加圧器過熱し弁	3POV-482A	1.事前・性能試験	高	加圧器過熱し弁機能検査	
		2.漏えい点検	高	加圧器過熱し弁漏えい検査	
加圧器過熱し弁駆動部	3POV-482B	1.事前・性能試験	高	加圧器過熱し弁機能検査	
		2.漏えい点検	高	加圧器過熱し弁漏えい検査	
加圧器過熱し弁駆動部	3POV-482B	1.事前・性能試験	高	加圧器過熱し弁機能検査	
		2.漏えい点検	高	加圧器過熱し弁漏えい検査	

別紙1-6

試原-15

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-114</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁機能検査 要領書番号：HT3-11</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="219 228 992 1310" style="border: 2px solid black; height: 678px; width: 345px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="371 1321 837 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1149 280 1870 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 322px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1702 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-115</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査 要領書番号：HT3-12</p> <p style="text-align: right;">試原-17</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 236 1003 1315" style="border: 2px solid black; height: 676px; width: 340px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="385 1326 846 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 284 1872 1315" style="border: 2px solid black; height: 646px; width: 324px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1702 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁分解検査 要領書番号：O3-16-116</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁分解検査 要領書番号：HT3-13</p> <p style="text-align: right;">試原-19</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 213 987 1315" style="border: 2px solid black; height: 690px; width: 335px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="358 1331 824 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1151 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 320px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1323 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

機器又は系統名	実施版(機番名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 (O)中継運用による試験部法特)		
C高気圧蒸器	3.382本 1次側 22次側 マンホール 3.382本 1次側 22次側 マンホール	1.非破壊試験	高	26M	高気圧蒸器圧力管材料検査			
		2.腐食点検	高	13M	1次系部交換管検査			
		3.腐食点検 (スラッジランゲル)	高	13M				
		4.腐食点検 (ガスケット廻り等)	高	13M				
		1.非破壊試験	高	26M	高気圧蒸器圧力管材料検査			
		2.腐食点検	高	13M	1次系部交換管検査			
		3.腐食点検 (スラッジランゲル)	高	13M				
		4.腐食点検 (ガスケット廻り等)	高	13M				
		加圧器	3階 3W-RC-065 3W-RC-068 3W-RC-067 3POV-452A	1.事前・性能試験	高	1F	加圧器安全弁機能検査	
				2.漏えい試験	高	B	加圧器安全弁漏えい検査	
3.分解点検	高			13M	加圧器安全弁分解検査			
1.事前・性能試験 (運転部まで)	高			1F	加圧器漏れ弁機能検査			
2.漏えい試験	高			1F	加圧器漏れ弁漏えい検査			
3.分解点検	高			26M	加圧器漏れ弁分解検査			
1.分解点検	高			26M				
2.腐食点検 (特性点検)	高			13M				
加圧器漏れ弁	3POV-452B			1.事前・性能試験 (運転部まで)	高	1F	加圧器漏れ弁機能検査	
				2.漏えい試験	高	1F	加圧器漏れ弁漏えい検査	
		3.分解点検	高	26M	加圧器漏れ弁分解検査			
		1.分解点検	高	26M				
		2.腐食点検 (特性点検)	高	13M				

別紙1-7(1)

機器又は系統名	実施版(機番名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 (O)中継運用による試験部法特)		
加圧器	3階 3W-RC-065 3W-RC-068 3W-RC-067 3POV-452A	1.事前・性能試験	高	1F	加圧器安全弁機能検査			
		2.漏えい試験	高	B	加圧器安全弁漏えい検査			
		3.分解点検	高	13M	加圧器安全弁分解検査			
		1.事前・性能試験 (運転部まで)	高	1F	加圧器漏れ弁機能検査			
		2.漏えい試験	高	1F	加圧器漏れ弁漏えい検査			
		3.分解点検	高	26M	加圧器漏れ弁分解検査			
		1.分解点検	高	26M				
		2.腐食点検 (特性点検)	高	13M				
		加圧器漏れ弁	3POV-452B	1.事前・性能試験 (運転部まで)	高	1F	加圧器漏れ弁機能検査	
				2.漏えい試験	高	1F	加圧器漏れ弁漏えい検査	
3.分解点検	高			26M	加圧器漏れ弁分解検査			
1.分解点検	高			26M				
2.腐食点検 (特性点検)	高			13M				

別紙1-7

別紙21

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

機器又は系統名	実施廠(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	検査方式又は頻度	検査名	備考 (O)中修による試験(修繕後)	
C.高気圧蒸気発生器	圧熱管 3.382本 1次側 22次側	1.非破壊試験	高	26M	高気圧蒸気発生器圧力管検査		
		1.漏洩点検 2.腐蝕点検 (スラッジランゲル)	高	13M	1次系部交換管検査		
	マンホール	1.漏洩点検 (ガスケット廻り等)	高	13M			
		1.非破壊試験 (ガスケット廻り等)	高	26M	高気圧蒸気発生器圧力管検査		
	圧熱管 3.382本 1次側 22次側	1.漏洩点検	高	13M	1次系部交換管検査		
		2.腐蝕点検 (スラッジランゲル)	高	13M			
	マンホール	1.漏洩点検 (ガスケット廻り等)	高	13M			
		1.漏洩点検	高	13M			
	加圧器	3階 M-RC-855 3W-RC-868 3V-RC-857	1.運転・性能試験	高	1F	加圧器安全弁機能検査	
			2.漏えい試験	高	B	加圧器安全弁漏えい検査	
3.分解点検			高	13M	加圧器安全弁分解検査		
加圧器通がし弁	3POV-482A	1.運転・性能試験 (運転即後)	高	1F	加圧器通がし弁機能検査		
		2.漏えい試験	高	1F	加圧器通がし弁漏えい検査		
		3.分解点検	高	26M	加圧器通がし弁分解検査		
加圧器通がし弁駆動部		1.分解点検	高	26M			
		2.漏洩点検 (特性点検)	高	13M			
		1.運転・性能試験 (運転即後)	高	1F	加圧器通がし弁機能検査		
加圧器通がし弁	3POV-482B	2.漏洩点検 (特性点検)	高	1F	加圧器通がし弁漏えい検査		
		2.漏えい試験	高	1F	加圧器通がし弁漏えい検査		
		3.分解点検	高	26M	加圧器通がし弁分解検査		
加圧器通がし弁駆動部		1.分解点検	高	26M			
		2.漏洩点検 (特性点検)	高	13M			
		1.運転・性能試験 (運転即後)	高	1F	加圧器通がし弁機能検査		

比較のため前項より転記

別紙1-5(注)

機器又は系統名	実施廠(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	検査方式又は頻度	検査名	備考 (O)中修による試験(修繕後)	
C.高気圧蒸気発生器	圧熱管 3.382本 1次側 22次側	1.非破壊試験	高	26M	高気圧蒸気発生器圧力管検査		
		1.漏洩点検 2.腐蝕点検 (スラッジランゲル)	高	13M	1次系部交換管検査		
	マンホール	1.漏洩点検 (ガスケット廻り等)	高	13M			
		1.非破壊試験 (ガスケット廻り等)	高	26M	高気圧蒸気発生器圧力管検査		
	圧熱管 3.382本 1次側 22次側	1.漏洩点検	高	13M	1次系部交換管検査		
		2.腐蝕点検 (スラッジランゲル)	高	13M			
	マンホール	1.漏洩点検 (ガスケット廻り等)	高	13M			
		1.漏洩点検	高	13M			
	加圧器	3階 M-RC-855 3W-RC-868 3V-RC-857	1.運転・性能試験	高	1F	加圧器安全弁機能検査	
			2.漏えい試験	高	B	加圧器安全弁漏えい検査	
3.分解点検			高	13M	加圧器安全弁分解検査		
加圧器通がし弁	3POV-482A	1.運転・性能試験 (運転即後)	高	1F	加圧器通がし弁機能検査		
		2.漏えい試験	高	1F	加圧器通がし弁漏えい検査		
		3.分解点検	高	26M	加圧器通がし弁分解検査		
加圧器通がし弁駆動部		1.分解点検	高	26M			
		2.漏洩点検 (特性点検)	高	13M			
		1.運転・性能試験 (運転即後)	高	1F	加圧器通がし弁機能検査		
加圧器通がし弁	3POV-482B	2.漏洩点検 (特性点検)	高	1F	加圧器通がし弁漏えい検査		
		2.漏えい試験	高	1F	加圧器通がし弁漏えい検査		
		3.分解点検	高	26M	加圧器通がし弁分解検査		
加圧器通がし弁駆動部		1.分解点検	高	26M			
		2.漏洩点検 (特性点検)	高	13M			
		1.運転・性能試験 (運転即後)	高	1F	加圧器通がし弁機能検査		

別紙1-6

別紙22

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器安全弁機能検査 要領書番号：O3-16-111</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器安全弁機能検査 要領書番号：HT3-8</p> <p style="text-align: right;">試原-23</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="232 240 994 1307" style="border: 2px solid black; height: 668px; width: 340px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="387 1321 853 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1149 288 1865 1310" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 320px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期事業者検査要領書の系統図を示し、対象SA設備を示すことに相違はない。 ・泊では、各検査内容に応じた検査系統図を示しているが、設定した検査が可能であることを示すことに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器安全弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-112</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器安全弁漏えい検査 要領書番号：HT3-9</p> <p style="text-align: right;">試原-25</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 236 987 1300" style="border: 2px solid black; height: 667px; width: 333px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="378 1305 844 1337" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1870 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期事業者検査要領書の系統図を示し、対象SA設備を示すことに相違はない。 ・泊では、各検査内容に応じた検査系統図を示しているが、設定した検査が可能であることを示すことに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器安全弁分解検査 要領書番号：O3-16-113</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器安全弁分解検査 要領書番号：HT3-10</p> <p style="text-align: right;">試原-27</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="228 245 987 1305" style="border: 2px solid black; height: 664px; width: 339px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="378 1315 844 1342" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1870 1311" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

機器又は系統名	実施数(機器名)	試験及び試験の項目	保全の重要度又は高度	検査名	備考 (0)中に含まれる試験設備は別表	
核燃料物質の取除施設及び貯蔵施設 [燃料取扱用水設備] [燃料取扱排水設備]	核燃料物質の取除施設及び貯蔵施設 [燃料取扱用水設備] [燃料取扱排水設備] その他機器	1. 離脱・性能試験	高	1次系ポンプ機能検査	B・ポンプまたは電動機の分界点後にあわせて実施 (個別診断：6回)	
		2. 分降点検査	高			
		3. 分降点検査 (電動機)	高			
		4. 降置点検査 (燃料油入昇機) (ポンプ)	高			
核燃料物質の取除施設及び貯蔵施設 [燃料取扱用水設備] その他の弁	1式	1. 離脱・性能試験	高	1次系ポンプ機能検査	B・ポンプまたは電動機の分界点後にあわせて実施 (個別診断：6回)	
		2. 分降点検査	高			
		3. 分降点検査 (電動機)	高			
		4. 降置点検査 (燃料油入昇機) (ポンプ)	高			
核燃料物質の取除施設及び貯蔵施設 [燃料取扱用水設備] その他の弁	1式	1. 離脱・性能試験	高・低			
		2. 分降点検査	高・低			
		3. 分降点検査 (グラントハンギン取替)	高			
		4. 分降点検査	高			
核燃料物質の取除施設及び貯蔵施設 [燃料取扱用水設備] その他の機器	1式	1. 非破壊試験	高	蒸気発生器圧力管材料検査		
		1. 開閉点検査	高	1次系保安設備検査		
		2. 降置点検査	高			
		2. 降置点検査 (スラッジランジング)	高			
蒸気発生器	1次側 3. 2次側 2次側	1. 非破壊試験	高	蒸気発生器圧力管材料検査		
		1. 開閉点検査	高	1次系保安設備検査		
		2. 降置点検査	高			
		2. 降置点検査 (スラッジランジング)	高			
蒸気発生器	1次側 3. 2次側 2次側	1. 非破壊試験	高	蒸気発生器圧力管材料検査		
		1. 開閉点検査	高	1次系保安設備検査		
		2. 降置点検査	高			
		2. 降置点検査 (スラッジランジング)	高			
マンホール	1式	1. 開閉点検査	高			
		2. 降置点検査	高			
		2. 降置点検査 (スラッジランジング)	高			
		2. 降置点検査 (スラッジランジング)	高			

別紙1-15/16

機器又は系統名	実施数(機器名)	試験及び試験の項目	保全の重要度又は高度	検査名	備考 (0)中に含まれる試験設備は別表		
核燃料物質の取除施設及び貯蔵施設 [燃料取扱用水設備] [燃料取扱排水設備] その他の機器	核燃料物質の取除施設及び貯蔵施設 [燃料取扱用水設備] [燃料取扱排水設備] その他機器	1. 離脱・性能試験	高	1次系ポンプ機能検査	B・ポンプまたは電動機の分界点後にあわせて実施 (個別診断：6回)		
		2. 分降点検査	高				
		3. 分降点検査 (電動機)	高				
		4. 降置点検査 (燃料油入昇機) (ポンプ)	高				
		核燃料物質の取除施設及び貯蔵施設 [燃料取扱用水設備] その他の弁	1式	1. 離脱・性能試験	高	1次系ポンプ機能検査	B・ポンプまたは電動機の分界点後にあわせて実施 (個別診断：6回)
				2. 分降点検査	高		
				3. 分降点検査 (電動機)	高		
				4. 降置点検査 (燃料油入昇機) (ポンプ)	高		
		核燃料物質の取除施設及び貯蔵施設 [燃料取扱用水設備] その他の弁	1式	1. 離脱・性能試験	高・低		
				2. 分降点検査	高・低		
				3. 分降点検査 (グラントハンギン取替)	高		
				4. 分降点検査	高		
		核燃料物質の取除施設及び貯蔵施設 [燃料取扱用水設備] その他の機器	1式	1. 非破壊試験	高	蒸気発生器圧力管材料検査	
				1. 開閉点検査	高	1次系保安設備検査	
				2. 降置点検査	高		
				2. 降置点検査 (スラッジランジング)	高		
		蒸気発生器	1次側 3. 2次側 2次側	1. 非破壊試験	高	蒸気発生器圧力管材料検査	
				1. 開閉点検査	高	1次系保安設備検査	
				2. 降置点検査	高		
				2. 降置点検査 (スラッジランジング)	高		
		蒸気発生器	1次側 3. 2次側 2次側	1. 非破壊試験	高	蒸気発生器圧力管材料検査	
				1. 開閉点検査	高	1次系保安設備検査	
				2. 降置点検査	高		
				2. 降置点検査 (スラッジランジング)	高		
マンホール	1式	1. 開閉点検査	高				
		2. 降置点検査	高				
		2. 降置点検査 (スラッジランジング)	高				
		2. 降置点検査 (スラッジランジング)	高				

別紙1-6

試原-29

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査要領書なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉				泊発電所3号炉				相違理由
機器又は系統名	実地版(機器名)	点検及び試験の項目	保安の重要性又は程度	保安方式又は程度	検査名	検査実施方法		
機器又は系統名	C系気源生器	1. 運転試験	高	20M	気源生器圧力容器検査	（〇）中略による 試験実施方法		
		3.382本	高	20M				
		1. 開断点検	高	13M	1. 次系系交換器検査			
		2. 2次側	高	13M				
		2. 開断点検	高	13M				
		3. 分断点検	高	13M				
		マンホール	高	13M				
		マンホール	高	13M				
		マンホール	高	13M				
		マンホール	高	13M				
		マンホール	高	13M				
		マンホール	高	13M				
		マンホール	高	13M				
機器又は系統名	D系気源生器	1. 運転試験	高	20M	気源生器圧力容器検査	（〇）中略による 試験実施方法		
		3.382本	高	20M				
		1. 開断点検	高	13M	1. 次系系交換器検査			
		2. 2次側	高	13M				
		2. 開断点検	高	13M				
		3. 分断点検	高	13M				
		マンホール	高	13M				
		マンホール	高	13M				
		マンホール	高	13M				
		マンホール	高	13M				
		マンホール	高	13M				
		マンホール	高	13M				
		機器又は系統名	加圧器	1. 運転・性能試験	高		1F	加圧器安全弁機能検査
2. 追加試験	高			B	加圧器安全弁漏えい検査			
3. 分断点検	高			13M	加圧器安全弁分断検査			
1. 運転・性能試験	高			1F	加圧器過熱し弁機能検査			
2. 追加試験	高			1F	加圧器過熱し弁漏えい検査			
3. 分断点検	高			20M	加圧器過熱し弁分断検査			
1. 運転点検	高			20M				
2. 閉鎖点検	高			13M				
1. 運転・性能試験	高			1F	加圧器過熱し弁機能検査			
2. 追加試験	高			1F	加圧器過熱し弁漏えい検査			
3. 分断点検	高			20M	加圧器過熱し弁分断検査			
1. 運転点検	高			20M				
2. 閉鎖点検	高			13M				

別紙1-6

試験-29

比較のため前項より転記

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査 要領書番号：O3-16-110</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査 要領書番号：HT3-6</p> <p style="text-align: right;">試版-30</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; width: 90%; height: 80%; margin: 10px auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div style="border: 2px solid black; width: 80%; height: 70%; margin: 10px auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 288 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1285 1326 1727 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉格納施設 検査名：1次系熱交換器検査(1/2) [原子炉編] 要領書番号：O3-16-326</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		<p>保安計画の相違 ・保安計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1008 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 372px;"></div> <div data-bbox="488 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 285 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1702 1343" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 (O)中体適用する試験標準法特)
原子炉冷却系統回路 [主蒸気・主給水設備]	原子炉冷却系統回路(一次冷却回路)の備(一式) その他機器	1.分解品点検 2.分解品検査	高	13M~104M		
	主蒸気安全弁	20回 B, D 系 3V-MS-328B 3V-MS-327B 3V-MS-328B 3V-MS-329B 3V-MS-330B 3V-MS-329D 3V-MS-328D 3V-MS-329D 3V-MS-330D	高	13M~95M	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏えい検査	
原子炉冷却系統回路 [主蒸気・主給水設備]	A, G 系 3V-MS-328A 3V-MS-327A 3V-MS-328A 3V-MS-329A 3V-MS-330A 3V-MS-329C 3V-MS-327C 3V-MS-328C 3V-MS-329C 3V-MS-330C	1.漏れ・性能試験 1.漏れ検査 2.分解品検査	高	1F	主蒸気安全弁漏えい検査	
	主蒸気漏れ弁	4回 3SV-341.0 (漏れ部点検) 3PCV-3630 3PCV-3640	高	13M	主蒸気漏れ弁機能検査	
原子炉冷却系統回路 [主蒸気・主給水設備]	主蒸気漏れ弁駆動部	1.分解品点検 2.漏れ品点検 (物性点検)	高	52M 13M		
	主蒸気漏れ弁	4回 3V-MS-333A 3V-MS-333B 3V-MS-333C 3V-MS-333D	高	1F 39M 39M 39M 39M	主蒸気漏れ弁機能検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査	

別紙-1 (O) (A)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 (O)中体適用する試験標準法特)
原子炉冷却系統回路 [主蒸気・主給水設備]	原子炉冷却系統回路(一次冷却回路)の備(一式) その他機器	1.分解品点検 2.分解品検査	高	13M~104M		
	主蒸気安全弁	20回 B, D 系 3V-MS-328B 3V-MS-327B 3V-MS-328B 3V-MS-329B 3V-MS-330B 3V-MS-329D 3V-MS-328D 3V-MS-329D 3V-MS-330D	高	13M~95M	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏えい検査	
原子炉冷却系統回路 [主蒸気・主給水設備]	A, G 系 3V-MS-328A 3V-MS-327A 3V-MS-328A 3V-MS-329A 3V-MS-330A 3V-MS-329C 3V-MS-327C 3V-MS-328C 3V-MS-329C 3V-MS-330C	1.漏れ・性能試験 1.漏れ検査 2.分解品検査	高	1F	主蒸気安全弁漏えい検査	
	主蒸気漏れ弁	4回 3SV-341.0 (漏れ部点検) 3PCV-3630 3PCV-3640	高	13M	主蒸気漏れ弁機能検査	
原子炉冷却系統回路 [主蒸気・主給水設備]	主蒸気漏れ弁駆動部	1.分解品点検 2.漏れ品点検 (物性点検)	高	52M 13M		
	主蒸気漏れ弁	4回 3V-MS-333A 3V-MS-333B 3V-MS-333C 3V-MS-333D	高	1F 39M 39M 39M 39M	主蒸気漏れ弁機能検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査	

別紙1-10

試原-38

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とする SA 設備が保全対象として設定され、点検計画を定めており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合に、この定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図面にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気隔離弁機能検査 要領書番号：O3-16-122</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気隔離弁機能検査 要領書番号：HT3-29</p> <p style="text-align: right;">試原-39</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料-6</p> <div style="border: 2px solid black; width: 80%; margin: 20px auto; height: 600px;"></div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>	<div style="border: 2px solid black; width: 80%; margin: 20px auto; height: 600px;"></div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 2</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 蒸気タービンの附属設備 検査名：2次系弁検査 (3/3) [機械編] 要領書番号：O3-16-351</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 計測制御系統設備 原子炉格納施設</p> <p>検査名：1次系弁検査 要領書番号：HT3-84</p> <p style="text-align: right;">試-原-41</p>	<p style="background-color: yellow;">保全計画の相違 ・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について、設定した定期事業者検査の要領書にて試験検査実績のある設備であることを示すことに相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="226 236 996 1326" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="378 1337 842 1362" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1160 288 1861 1281" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1424 1286 1854 1321" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 prefix-3-PAGE</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要は、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。 ・ 泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実施があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 288 949 1291" style="border: 2px solid black; height: 628px; width: 318px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="356 1294 819 1321" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1146 282 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 322px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実地版(機器名)	点検及び試験の項目	保安の重要度又は階層	検査名	備考 (〇印は適用する試験設備技術)
原子炉冷却系設備部 〔主蒸気・主凝水設備〕	原子炉冷却系設備部〔一次冷却材の循環設備〕 その他機器	1.分解点検 2.分解点検	高 高		
	主蒸気発生弁	1.機能・性能試験 1.漏れ試験	高 高	主蒸気発生弁機能検査 主蒸気発生弁漏れ検査	
原子炉冷却系設備部 〔主蒸気・主凝水設備〕	4回 B, C系 3V-MS-526B 3V-MS-527B 3V-MS-528B 3V-MS-529B 3V-MS-530B 3V-MS-526D 3V-MS-527D 3V-MS-528D 3V-MS-529D 3V-MS-530D	1.漏れ試験	高	B 主蒸気発生弁漏れ検査	
	A, C系 3V-MS-526A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-530A 3V-MS-526C 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C 3V-MS-530C	1.漏れ試験	高	B 主蒸気発生弁漏れ検査	
	4回 SPCV-3610 SPCV-3610 SPCV-3620 SPCV-3640	1.機能・性能試験 1.漏れ試験	高 高	1F 主蒸気発生弁機能検査 主蒸気発生弁漏れ検査	
	2.分解点検	高	13M		
	1.分解点検	高	52M		
	2.分解点検 (特性点検)	高	13M		
	1.分解点検 (特性点検)	高	39M	1F 主蒸気発生弁機能検査	
	1.分解点検 (特性点検)	高	39M	2次系弁検査	
	1.分解点検 (特性点検)	高	39M	2次系弁検査	
	1.分解点検 (特性点検)	高	39M	2次系弁検査	
1.分解点検 (特性点検)	高	39M	2次系弁検査		
1.分解点検 (特性点検)	高	13M			

大飯発電所3号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実地版(機器名)	点検及び試験の項目	保安の重要度又は階層	検査名	備考 (〇印は適用する試験設備技術)
原子炉冷却系設備部 〔主蒸気・主凝水設備〕	原子炉冷却系設備部〔一次冷却材の循環設備〕 その他機器	1.分解点検 2.分解点検	高 高		
	主蒸気発生弁	1.機能・性能試験 1.漏れ試験	高 高	主蒸気発生弁機能検査 主蒸気発生弁漏れ検査	
原子炉冷却系設備部 〔主蒸気・主凝水設備〕	4回 B, C系 3V-MS-526B 3V-MS-527B 3V-MS-528B 3V-MS-529B 3V-MS-530B 3V-MS-526D 3V-MS-527D 3V-MS-528D 3V-MS-529D 3V-MS-530D	1.漏れ試験	高	B 主蒸気発生弁漏れ検査	
	A, C系 3V-MS-526A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-530A 3V-MS-526C 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C 3V-MS-530C	1.漏れ試験	高	B 主蒸気発生弁漏れ検査	
	4回 SPCV-3610 SPCV-3610 SPCV-3620 SPCV-3640	1.機能・性能試験 1.漏れ試験	高 高	1F 主蒸気発生弁機能検査 主蒸気発生弁漏れ検査	
	2.分解点検	高	13M		
	1.分解点検	高	52M		
	2.分解点検 (特性点検)	高	13M		
	1.分解点検 (特性点検)	高	39M	1F 主蒸気発生弁機能検査	
	1.分解点検 (特性点検)	高	39M	2次系弁検査	
	1.分解点検 (特性点検)	高	39M	2次系弁検査	
	1.分解点検 (特性点検)	高	39M	2次系弁検査	
1.分解点検 (特性点検)	高	39M	2次系弁検査		
1.分解点検 (特性点検)	高	13M			

別紙1-3(5/30)

機器又は系統名	実地版(機器名)	点検及び試験の項目	保安の重要度又は階層	検査名	備考 (〇印は適用する試験設備技術)
原子炉冷却系設備部 〔主蒸気・主凝水設備〕	原子炉冷却系設備部〔一次冷却材の循環設備〕 その他機器	1.分解点検 2.分解点検	高 高		
	主蒸気発生弁	1.機能・性能試験 1.漏れ試験	高 高	主蒸気発生弁機能検査 主蒸気発生弁漏れ検査	
原子炉冷却系設備部 〔主蒸気・主凝水設備〕	4回 B, C系 3V-MS-526B 3V-MS-527B 3V-MS-528B 3V-MS-529B 3V-MS-530B 3V-MS-526D 3V-MS-527D 3V-MS-528D 3V-MS-529D 3V-MS-530D	1.漏れ試験	高	B 主蒸気発生弁漏れ検査	
	A, C系 3V-MS-526A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-530A 3V-MS-526C 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C 3V-MS-530C	1.漏れ試験	高	B 主蒸気発生弁漏れ検査	
	4回 SPCV-3610 SPCV-3610 SPCV-3620 SPCV-3640	1.機能・性能試験 1.漏れ試験	高 高	1F 主蒸気発生弁機能検査 主蒸気発生弁漏れ検査	
	2.分解点検	高	13M		
	1.分解点検	高	52M		
	2.分解点検 (特性点検)	高	13M		
	1.分解点検 (特性点検)	高	39M	1F 主蒸気発生弁機能検査	
	1.分解点検 (特性点検)	高	39M	2次系弁検査	
	1.分解点検 (特性点検)	高	39M	2次系弁検査	
	1.分解点検 (特性点検)	高	39M	2次系弁検査	
1.分解点検 (特性点検)	高	39M	2次系弁検査		
1.分解点検 (特性点検)	高	13M			

別紙1-6

試原-43

保安側の相違
 ・対象設備の保安内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保安対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保安内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査要領書なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-120</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気逃がし弁機能検査 要領書番号：HT3-27</p> <p style="text-align: right;">試原-44</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 280 1870 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-121</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：HT3-28</p> <p style="text-align: right;">試原-46</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1256 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1014 1364" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 375px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1870 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	実機名(機番名)	点検及び試験の項目	保全の方式又は程度	機名
原子炉冷却系制御設備 [主蒸気・主給水設備]	原子炉冷却系系統図(一次冷却時の部一式) その他機器	1.分解品点検 2.分解品点検	高 高	
主蒸気安全弁	20型 B D系 3V-MS-328B 3V-MS-327B 3V-MS-328B 3V-MS-329B 3V-MS-330B 3V-MS-329D 3V-MS-328D 3V-MS-329D 3V-MS-330D A, C系 3V-MS-328A 3V-MS-327A 3V-MS-328A 3V-MS-329A 3V-MS-330A 3V-MS-329C 3V-MS-327C 3V-MS-328C 3V-MS-329C 3V-MS-330C	1.動作・性能試験 1.漏れ試験	高 高 高 高 高 高 高 高 高	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏れ検査
主蒸気減圧弁	4個	1.動作・性能試験 (動作部含む) 1.漏れ試験	高 高	主蒸気減圧弁機能検査 主蒸気減圧弁漏れ検査
主蒸気減圧弁駆動部	3PCV-2810 3PCV-2810 3PCV-3630 3PCV-3640	2.分解品点検	高 高	
主蒸気隔離弁	4個	1.分解品点検 2.漏れ試験 (特性点検) 1.動作・性能試験 (動作部含む) 1.分解品点検	高 高 高 高 高	2次系弁駆動部検査 2次系弁駆動部検査 2次系弁駆動部検査 2次系弁駆動部検査 2次系弁駆動部検査
主蒸気隔離弁駆動部	3V-MS-333A 3V-MS-333B 3V-MS-333C 3V-MS-333D	2.分解品点検 1.分解品点検	高 高 高 高	

図表-1 (3/4)

機器又は系統名	実機名(機番名)	点検及び試験の項目	保全の方式又は程度	機名
原子炉冷却系制御設備 [主蒸気・主給水設備]	原子炉冷却系系統図(一次冷却時の部一式) その他機器	1.分解品点検 2.分解品点検	高 高	
主蒸気安全弁	20型 B D系 3V-MS-328B 3V-MS-327B 3V-MS-328B 3V-MS-329B 3V-MS-330B 3V-MS-329D 3V-MS-328D 3V-MS-329D 3V-MS-330D A, C系 3V-MS-328A 3V-MS-327A 3V-MS-328A 3V-MS-329A 3V-MS-330A 3V-MS-329C 3V-MS-327C 3V-MS-328C 3V-MS-329C 3V-MS-330C	1.動作・性能試験 1.漏れ試験	高 高 高 高 高 高 高 高 高	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏れ検査
主蒸気減圧弁	4個	1.動作・性能試験 (動作部含む) 1.漏れ試験	高 高	主蒸気減圧弁機能検査 主蒸気減圧弁漏れ検査
主蒸気減圧弁駆動部	3PCV-2810 3PCV-2810 3PCV-3630 3PCV-3640	2.分解品点検	高 高	
主蒸気隔離弁	4個	1.分解品点検 2.漏れ試験 (特性点検) 1.動作・性能試験 (動作部含む) 1.分解品点検	高 高 高 高 高	2次系弁駆動部検査 2次系弁駆動部検査 2次系弁駆動部検査 2次系弁駆動部検査 2次系弁駆動部検査
主蒸気隔離弁駆動部	3V-MS-333A 3V-MS-333B 3V-MS-333C 3V-MS-333D	2.分解品点検 1.分解品点検	高 高 高 高	

別紙1-9

試原-49

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

機器又は系統名	実施数(機名)	点検及び試験の項目	保安方式又は程度	機名	備考 (○印は適用する設備部法則)	
原子炉冷却系統設備 [主蒸気・主給水設備]	原子炉冷却系統設備(一次冷却回路の備)一式 その他機器	20回	高			
	主蒸気安全弁	1. 運転・停機試験 2. 漏れ試験	高 高	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏れ検査		
原子炉冷却系統設備 [主蒸気・主給水設備]	B, D系 3V-MS-928B 3V-MS-927B 3V-MS-928B 3V-MS-929B 3V-MS-930B 3V-MS-929D 3V-MS-928D 3V-MS-929D 3V-MS-930D	1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高			
	A, G系 3V-MS-928A 3V-MS-927A 3V-MS-928A 3V-MS-929A 3V-MS-928C 3V-MS-927C 3V-MS-928C 3V-MS-929C 3V-MS-930C	1. 漏れ・性能試験 2. 分解点検	高 高			
	主蒸気過熱弁	4回	高	主蒸気過熱弁機能検査		
	主蒸気過熱弁駆動部	3PCV-3610 3PCV-3610 3PCV-3630 3PCV-3640	1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高		
		主蒸気過熱弁	4回	高	主蒸気過熱弁機能検査	
		3V-MS-933A 3V-MS-933B 3V-MS-933C 3V-MS-933D	1. 漏れ・性能試験 1. 分解点検 1. 分解点検 1. 分解点検	高 高 高 高		
	主蒸気過熱弁駆動部		高			

比較のため前項より転記

別紙1-10/40

機器又は系統名	実施数(機名)	点検及び試験の項目	保安方式又は程度	機名	備考 (○印は適用する設備部法則)		
原子炉冷却系統設備 [主蒸気・主給水設備]	原子炉冷却系統設備(一次冷却回路の備)一式 その他機器	20回	高				
	主蒸気安全弁	1. 運転・停機試験 2. 漏れ試験	高 高	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏れ検査			
	原子炉冷却系統設備 [主蒸気・主給水設備]	B, D系 3V-MS-928B 3V-MS-927B 3V-MS-928B 3V-MS-929B 3V-MS-930B 3V-MS-929D 3V-MS-928D 3V-MS-929D 3V-MS-930D	1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高			
		A, G系 3V-MS-928A 3V-MS-927A 3V-MS-928A 3V-MS-929A 3V-MS-928C 3V-MS-927C 3V-MS-928C 3V-MS-929C 3V-MS-930C	1. 漏れ・性能試験 2. 分解点検	高 高			
		主蒸気過熱弁	4回	高	主蒸気過熱弁機能検査		
		主蒸気過熱弁駆動部	3PCV-3610 3PCV-3610 3PCV-3630 3PCV-3640	1. 漏れ試験 2. 分解点検	高 高		
			主蒸気過熱弁	4回	高	主蒸気過熱弁機能検査	
			3V-MS-933A 3V-MS-933B 3V-MS-933C 3V-MS-933D	1. 漏れ・性能試験 1. 分解点検 1. 分解点検 1. 分解点検	高 高 高 高		
		主蒸気過熱弁駆動部		高			

別紙1-10

試原-50

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気安全弁機能検査 要領書番号：O3-16-118</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気安全弁機能検査 要領書番号：HT3-25</p> <p style="text-align: right;">試原-51</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="224 220 994 1302" style="border: 2px solid black; height: 678px; width: 344px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="369 1315 833 1342" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 324px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期事業者検査要領書の系統図を示し、対象SA設備を示すことに相違はない。 ・泊では、各検査内容に応じた検査系統図を示しているが、設定した検査が可能であることを示すことに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気安全弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-119</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気安全弁漏えい検査 要領書番号：HT3-26</p> <p style="text-align: right;">試版53</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期事業者検査要領書の系統図を示し、対象SA設備を示すことに相違はない。 ・大飯にて記載している試験検査系統の構成・弁状態については、泊では要領書手順にて記載している内容である。試験検査系統を示すことで主蒸気逃がし弁漏えい検査が可能であることを示すことに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="232 284 947 1289" style="border: 2px solid black; height: 630px; width: 319px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="353 1289 819 1318" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1153 288 1868 1305" style="border: 2px solid black; height: 637px; width: 319px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1429 1313 1868 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 prefix-3-PAGE </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	実地帳(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	検査名	備考 (〇印は適用する設備点検技術)	
3A〜3F配管系	3A配水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3B配水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3C配水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3A配水経延器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3B配水経延器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3C配水経延器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3D配水経延器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3E配水経延器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3F配水経延器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3配水ピット	1.外観点検	高	1F		
蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.5分弁点検検査 2.2分弁点検検査	高 低	13M~150M 13M~130M	蒸気タービン開閉検査 一部BIMあり	
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	1.開閉点検	高	蒸気タービン開閉検査	
		2.非破壊試験	2.非破壊試験	高	蒸気タービン開閉検査	
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	1.外観点検	高	外観管理用蒸気タービン開閉検査	
		2.非破壊試験	2.非破壊試験	高	2次系配管検査	定期点検記録簿
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	1.異常設置点検	高	1F	蒸気タービン性能検査
		2.負荷点検	2.負荷点検	高	1F	緊急負荷試験検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	1.運転・性能試験	高・低	B	2次系安全弁検査
		2.2分弁点検	2.2分弁点検	高	13M~260M	2次系弁検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	4.降圧点検 (ランドバッキング取替)	高・低	30M~200M	
1.運転・性能試験		1.運転・性能試験	高・低	B	2次系弁検査	
蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	2.2分弁点検	高・低	32M~130M		
	2.2分弁点検	2.2分弁点検	高・低	32M~182M	有効性評価No.3の反映	
蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	2.降圧点検	高・低	13M~182M		
	2.降圧点検	2.降圧点検	高・低	13M~182M		

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	実地帳(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	検査名	備考 (〇印は適用する設備点検技術)	
3A〜3F配管系	3A配水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3B配水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3C配水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3A配水経延器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3B配水経延器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3C配水経延器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3D配水経延器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3E配水経延器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3F配水経延器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3配水ピット	1.外観点検	高	1F		
蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.5分弁点検検査 2.2分弁点検検査	高 低	13M~150M 13M~130M	蒸気タービン開閉検査 一部BIMあり	
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	1.開閉点検	高	蒸気タービン開閉検査	
		2.非破壊試験	2.非破壊試験	高	蒸気タービン開閉検査	
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	1.外観点検	高	外観管理用蒸気タービン開閉検査	
		2.非破壊試験	2.非破壊試験	高	2次系配管検査	定期点検記録簿
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	1.異常設置点検	高	1F	蒸気タービン性能検査
		2.負荷点検	2.負荷点検	高	1F	緊急負荷試験検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	1.運転・性能試験	高・低	B	2次系安全弁検査
		2.2分弁点検	2.2分弁点検	高	13M~260M	2次系弁検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	4.降圧点検 (ランドバッキング取替)	高・低	30M~200M	
1.運転・性能試験		1.運転・性能試験	高・低	B	2次系弁検査	
蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	2.2分弁点検	高・低	32M~130M		
	2.2分弁点検	2.2分弁点検	高・低	32M~182M	有効性評価No.3の反映	
蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	2.降圧点検	高・低	13M~182M		
	2.降圧点検	2.降圧点検	高・低	13M~182M		

別紙1-30(30)

機器又は系統名	実地帳(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	検査名	備考 (〇印は適用する設備点検技術)	
3A〜3F配管系	3A配水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3B配水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3C配水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3A配水経延器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3B配水経延器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3C配水経延器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3D配水経延器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3E配水経延器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3F配水経延器	1.開閉点検	高	2次系容器検査		
	3配水ピット	1.外観点検	高	1F		
蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.5分弁点検検査 2.2分弁点検検査	高 低	13M~150M 13M~130M	蒸気タービン開閉検査 一部BIMあり	
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	1.開閉点検	高	蒸気タービン開閉検査	
		2.非破壊試験	2.非破壊試験	高	蒸気タービン開閉検査	
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	1.外観点検	高	外観管理用蒸気タービン開閉検査	
		2.非破壊試験	2.非破壊試験	高	2次系配管検査	定期点検記録簿
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	1.異常設置点検	高	1F	蒸気タービン性能検査
		2.負荷点検	2.負荷点検	高	1F	緊急負荷試験検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	1.運転・性能試験	高・低	B	2次系安全弁検査
		2.2分弁点検	2.2分弁点検	高	13M~260M	2次系弁検査
	蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	4.降圧点検 (ランドバッキング取替)	高・低	30M~200M	
1.運転・性能試験		1.運転・性能試験	高・低	B	2次系弁検査	
蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	2.2分弁点検	高・低	32M~130M		
	2.2分弁点検	2.2分弁点検	高・低	32M~182M	有効性評価No.3の反映	
蒸気タービン(蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水配管並びに給水ろ過器等)	1.式	2.降圧点検	高・低	13M~182M		
	2.降圧点検	2.降圧点検	高・低	13M~182M		

別紙1-30

試原-56

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査要領書なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1424 1318 1868 1362" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 prefix-3-PAGE </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 284 1870 1311" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセシビリティを設ける設計としている関連資料として建屋配置図を示している。

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。
 prefix-3-PAGE

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉						
機器又は系統名	実名称(機器名)	危険及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇印は適用する試験診断技術)
	白霧/高圧注水試験器	1.開閉点検 2.非感度試験 3.漏えい試験	高 高 高	130M 130M 130M	2次系系交換器検査	
	クラウド蒸気発生器	1.開閉点検 2.非感度試験 3.漏えい試験	高 高 高	60M 130M 130M	2次系系交換器検査	
	給水、復水素 補助給水素	1.開閉点検 2.非感度試験 3.漏えい試験	高 高 高	60M 130M 130M	2次系系交換器検査	
	高蒸タービン (蒸気タービンに附属する 蒸気タービン及び冷水設備 並びに給水配管設備)	1.開閉点検 2.非感度試験 3.漏えい試験	高 高 高	60M 130M 130M	2次系系交換器検査	
	A電機補助給水ポンプ・電機機	1.開閉点検 2.非感度試験 3.漏えい試験	高 高 高	52M 78M 20M	補助給水系ポンプ分解検査	(標準診断-3M)
	B電機補助給水ポンプ・電機機	1.開閉点検 2.非感度試験 3.漏えい試験	高 高 高	52M 78M 20M	補助給水系ポンプ分解検査	(標準診断-3M)
	タービン駆動給水ポンプ・タービン	1.開閉点検 2.非感度試験 3.漏えい試験	高 高 高	52M 78M 20M	補助給水系ポンプ分解検査	(標準診断-3M)
	Aタービン駆動給水ポンプ・タービン	1.開閉点検 2.非感度試験 3.漏えい試験	高 高 高	52M 78M 20M	補助給水系ポンプ分解検査	(標準診断-3M)

泊発電所3号炉						
機器又は系統名	実名称(機器名)	危険及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇印は適用する試験診断技術)
	白霧/高圧注水試験器	1.開閉点検 2.非感度試験 3.漏えい試験	高 高 高	130M 130M 130M	2次系系交換器検査	
	クラウド蒸気発生器	1.開閉点検 2.非感度試験 3.漏えい試験	高 高 高	60M 130M 130M	2次系系交換器検査	
	給水、復水素 補助給水素	1.開閉点検 2.非感度試験 3.漏えい試験	高 高 高	60M 130M 130M	2次系系交換器検査	
	高蒸タービン (蒸気タービンに附属する 蒸気タービン及び冷水設備 並びに給水配管設備)	1.開閉点検 2.非感度試験 3.漏えい試験	高 高 高	60M 130M 130M	2次系系交換器検査	
	A電機補助給水ポンプ・電機機	1.開閉点検 2.非感度試験 3.漏えい試験	高 高 高	52M 78M 20M	補助給水系ポンプ分解検査	(標準診断-3M)
	B電機補助給水ポンプ・電機機	1.開閉点検 2.非感度試験 3.漏えい試験	高 高 高	52M 78M 20M	補助給水系ポンプ分解検査	(標準診断-3M)
	タービン駆動給水ポンプ・タービン	1.開閉点検 2.非感度試験 3.漏えい試験	高 高 高	52M 78M 20M	補助給水系ポンプ分解検査	(標準診断-3M)
	Aタービン駆動給水ポンプ・タービン	1.開閉点検 2.非感度試験 3.漏えい試験	高 高 高	52M 78M 20M	補助給水系ポンプ分解検査	(標準診断-3M)

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査記録なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系統機能検査（1/2） 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系統機能検査 要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試原-60</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1146 284 1872 1313" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1706 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-16-131</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違（実 績有無の相違を 含む）により、泊では 定期事業者検査要 領書の作成実績が ないため、設計図書 にて試験検査が可 能な設計であるこ とを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1313" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1256 1321 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>保全計画の相違</p> <p>・保全計画の相違（実績有無の相違を含む）により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実地帳(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査項目(○印は適用する試験設備技術)
	白霧/高圧注水試験器	1.開閉点検	高	130M	2次系系気液相検査
		2.非感度試験	高	130M	
		3.漏えい試験	高	130M	
	クラウド蒸気発生器	1.開閉点検	高	60M	2次系系気液相検査
		2.非感度試験	高	130M	
		3.漏えい試験	高	60M	
高気タービン(蒸気タービン)は耐震する(蒸気タービン及び貯水設備並びに給水配管設備並びに給水配管設備)	給水、復水系	1.機能・性能試験(ポンプ、電動機等)	高	1F	高気タービン附属設備機能検査
	補助給水系	1.機能・性能試験(ポンプ、電動機等)	高	1F	補助給水系機能検査
	A電磁補助給水ポンプ・電動機	1.分装点検(電動機)	高	52M	補助給水系ポンプ分装検査 (機組診断-3M)
		2.分装点検(電動機)	高	78M	
		3.調整点検(ポンプ・弁・人目他)	高	20M	
		4.調整点検(潤滑油入替他)	高	20M	
	B電動補助給水ポンプ・電動機	1.分装点検(電動機)	高	52M	補助給水系ポンプ分装検査
		2.分装点検(電動機)	高	78M	
		3.調整点検(ポンプ・弁・人目他)	高	20M	
		4.調整点検(潤滑油入替他)	高	20M	
	タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.機能・性能試験(タービン)	高	B	2次系ポンプ機能検査 (機組診断-3M)
		2.分装点検	高	52M	
	Aタービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.調整点検(ストレーナ清掃)	高	20M	2次系ポンプ機能検査
		2.分装点検(タービン)	高	B	
		3.分装点検(ポンプ)	高	52M	
		3.分装点検(タービン)	高	52M	2次系ポンプ分装検査

大飯発電所3号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実地帳(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査項目(○印は適用する試験設備技術)
	白霧/高圧注水試験器	1.開閉点検	高	130M	2次系系気液相検査
		2.非感度試験	高	130M	
		3.漏えい試験	高	130M	
	クラウド蒸気発生器	1.開閉点検	高	60M	2次系系気液相検査
		2.非感度試験	高	130M	
		3.漏えい試験	高	60M	
高気タービン(蒸気タービン)は耐震する(蒸気タービン及び貯水設備並びに給水配管設備並びに給水配管設備)	給水、復水系	1.機能・性能試験(ポンプ、電動機等)	高	1F	高気タービン附属設備機能検査
	補助給水系	1.機能・性能試験(ポンプ、電動機等)	高	1F	補助給水系機能検査
	A電磁補助給水ポンプ・電動機	1.分装点検(電動機)	高	52M	補助給水系ポンプ分装検査 (機組診断-3M)
		2.分装点検(電動機)	高	78M	
		3.調整点検(ポンプ・弁・人目他)	高	20M	
		4.調整点検(潤滑油入替他)	高	20M	
	B電動補助給水ポンプ・電動機	1.分装点検(電動機)	高	52M	補助給水系ポンプ分装検査
		2.分装点検(電動機)	高	78M	
		3.調整点検(ポンプ・弁・人目他)	高	20M	
		4.調整点検(潤滑油入替他)	高	20M	
	タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.機能・性能試験(タービン)	高	B	2次系ポンプ機能検査 (機組診断-3M)
		2.分装点検	高	52M	
	Aタービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.調整点検(ストレーナ清掃)	高	20M	2次系ポンプ機能検査
		2.分装点検(タービン)	高	B	
		3.分装点検(ポンプ)	高	52M	
		3.分装点検(タービン)	高	52M	2次系ポンプ分装検査

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれ関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	実地機(機器名)	危険及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (○印は適用する設備診断技術)
高素タービン [蒸気タービンに相当する 蒸気タービン及び炉内装置 並びに給外送電設備]	白霧/高圧給水加熱器	1.開閉点検 2.非感電試験 3.漏えい試験	高 高 高	130M 130M 130M	2次系緊急設備検査	
タービン駆動機	タービン駆動機	1.開閉点検 2.非感電試験 3.漏えい試験	高 高 高	60M 130M 65M	2次系緊急設備検査	
高素タービン [蒸気タービンに相当する 蒸気タービン及び炉内装置 並びに給外送電設備]	給水、復水素 補助給水素	1.機能・性能試験 (ポンプ・電動機を含む) 2.非感電試験 (ポンプ・電動機を含む) 3.漏えい試験 (電動機を含む)	高 高 高	1F 1F	高素タービン附属設備検査 補助給水素機能検査	
高素タービン [蒸気タービンに相当する 蒸気タービン及び炉内装置 並びに給外送電設備]	A電磁補助給水ポンプ/電動機	1.分界点検 (ポンプ) 2.分界点検 (電動機) 3.緊急点検 (ポンプ/電動機) 4.緊急点検 (潤滑油入替他) 5.分界点検 (ポンプ)	高 高 高 高 高	52M 78M 20M 20M 52M	補助給水素ポンプ分解検査 (電動機) 補助給水素ポンプ分解検査 (電動機) 補助給水素ポンプ分解検査 (電動機) 補助給水素ポンプ分解検査 (電動機) 補助給水素ポンプ分解検査 (電動機)	(電動機診断-3M)
高素タービン [蒸気タービンに相当する 蒸気タービン及び炉内装置 並びに給外送電設備]	白電磁補助給水ポンプ/電動機	1.分界点検 (ポンプ) 2.分界点検 (電動機) 3.緊急点検 (ポンプ/電動機) 4.緊急点検 (潤滑油入替他) 5.分界点検 (ポンプ)	高 高 高 高 高	52M 78M 20M 20M 52M	補助給水素ポンプ分解検査 (電動機) 補助給水素ポンプ分解検査 (電動機) 補助給水素ポンプ分解検査 (電動機) 補助給水素ポンプ分解検査 (電動機)	(電動機診断-3M)
高素タービン [蒸気タービンに相当する 蒸気タービン及び炉内装置 並びに給外送電設備]	タービン駆動機/タービン	1.機能・性能試験 (タービン)	高	B	2次系ポンプ機能検査	(電動機診断-3M)
高素タービン [蒸気タービンに相当する 蒸気タービン及び炉内装置 並びに給外送電設備]	Aタービン駆動機/タービン	1.緊急・性能試験 (ストローナリ筒筒) (タービン)	高	B	2次系ポンプ機能検査	(電動機診断-3M)
高素タービン [蒸気タービンに相当する 蒸気タービン及び炉内装置 並びに給外送電設備]	タービン駆動機	2.分界点検 (ポンプ) 3.緊急点検 (タービン)	高 高	52M 20M	補助給水素ポンプ分解検査 2次系ポンプ分解検査	

比較のため前項より転記

図104H-1-2 (42/70)

機器又は系統名	実地機(機器名)	危険及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (○印は適用する設備診断技術)
タービン駆動機	タービン駆動機	1.機能・性能試験 (タービン)	高	B	2次系ポンプ機能検査	(電動機診断-3M)
タービン駆動機	タービン駆動機	1.緊急・性能試験 (ストローナリ筒筒) (タービン)	高	B	2次系ポンプ機能検査	(電動機診断-3M)
タービン駆動機	タービン駆動機	2.分界点検 (ポンプ) 3.緊急点検 (タービン)	高 高	52M 20M	補助給水素ポンプ分解検査 2次系ポンプ分解検査	

表付2-65

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系機能検査（2/2） 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系機能検査 要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試原-66</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1151 280 1877 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 324px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1702 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 蒸気タービンの附属設備 検 査 名：2次系ポンプ機能検査 要領書番号：O3-13-121</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第1保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 蒸気タービン 検 査 名：2次系ポンプ機能検査 要領書番号：HT3-121</p> <p style="text-align: center;">prefix-3-PAGE</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="179 191 1008 1364" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1142 279 1870 1236" style="border: 2px solid black; height: 600px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1422 1260 1870 1284" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div> <div data-bbox="1467 1340 1590 1364" style="margin: 10px auto;">prefix-3-PAGE</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要は、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。 ・ 泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 （蒸気タービンの附属設備） 検 査 名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-13-24</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第1保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 （蒸気タービン附属設備） 検 査 名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：HT3-24</p> <p style="text-align: right;">試原-62</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 740px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1318" style="border: 2px solid black; height: 648px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1279 1342 1720 1366" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 740px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1149 284 1872 1313" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1294 1361 1742 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉						
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇印は適用する設備試験法指)
	蓄圧注入系主要弁駆動部	1.分解点検 2.調整点検 (特性点検) 3.開閉点検	高	182M		
	A蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
	B蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
	C蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
	D蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
	燃料貯蔵用ホット	1.外観点検	高	1F		
	A、B格納容器再循環サブシステム	1.外観点検	高	1F		
	A、B格納容器再循環サブシステム	1.外観点検	高	1F		
	原子炉冷却系格納域(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	1.開閉点検 2.調整点検 (特性点検) 3.分解点検 4.調整点検 (グラントパッキン取替) 5.運転・性能試験	高	10Y 高・低 高 高・低 高・低	原子炉格納容器再循環サブシステム クレーン検査 1.次系弁検査 1.次系弁検査 1.次系弁検査 1.次系弁検査	
	原子炉冷却系格納域(非常用炉心冷却)1式 その他の弁駆動部	1.開閉点検 2.調整点検 (特性点検) 3.分解点検	高	85M~200M 高 高		一部BEMあり
	原子炉冷却系格納域(非常用炉心冷却)1式 その他の機器	1.開閉点検 2.調整点検	高	78M~182M 高・低 高・低		

泊発電所3号炉						
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇印は適用する設備試験法指)
	蓄圧注入系主要弁駆動部	1.分解点検 2.調整点検 (特性点検) 3.開閉点検	高	182M		
	A蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
	B蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
	C蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
	D蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
	燃料貯蔵用ホット	1.外観点検	高	1F		
	A、B格納容器再循環サブシステム	1.外観点検	高	1F		
	A、B格納容器再循環サブシステム	1.外観点検	高	1F		
	原子炉冷却系格納域(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	1.開閉点検 2.調整点検 (特性点検) 3.分解点検 4.調整点検 (グラントパッキン取替) 5.運転・性能試験	高	10Y 高・低 高 高・低 高・低	原子炉格納容器再循環サブシステム クレーン検査 1.次系弁検査 1.次系弁検査 1.次系弁検査 1.次系弁検査	
	原子炉冷却系格納域(非常用炉心冷却)1式 その他の弁駆動部	1.開閉点検 2.調整点検 (特性点検) 3.分解点検	高	85M~200M 高 高		一部BEMあり
	原子炉冷却系格納域(非常用炉心冷却)1式 その他の機器	1.開閉点検 2.調整点検	高	78M~182M 高・低 高・低		

別紙-1(1)(2)

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇印は適用する設備試験法指)
	蓄圧注入系主要弁駆動部	1.分解点検 2.調整点検 (特性点検) 3.開閉点検	高	182M		
	A蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
	B蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
	C蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
	D蓄圧タンク	1.開閉点検	高	130M		
	燃料貯蔵用ホット	1.外観点検	高	1F		
	A、B格納容器再循環サブシステム	1.外観点検	高	1F		
	A、B格納容器再循環サブシステム	1.外観点検	高	1F		
	原子炉冷却系格納域(非常用炉心冷却)1式 その他の弁	1.開閉点検 2.調整点検 (特性点検) 3.分解点検 4.調整点検 (グラントパッキン取替) 5.運転・性能試験	高	10Y 高・低 高 高・低 高・低	原子炉格納容器再循環サブシステム クレーン検査 1.次系弁検査 1.次系弁検査 1.次系弁検査 1.次系弁検査	
	原子炉冷却系格納域(非常用炉心冷却)1式 その他の弁駆動部	1.開閉点検 2.調整点検 (特性点検) 3.分解点検	高	85M~200M 高 高		一部BEMあり
	原子炉冷却系格納域(非常用炉心冷却)1式 その他の機器	1.開閉点検 2.調整点検	高	78M~182M 高・低 高・低		

別紙1-13

試原-80

相違理由

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの間違資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査要領書なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 280 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1256 1321 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計である記述の確認資料として建屋配置図に図示している。

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。
 prefix-3-PAGE

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名 計測制御系統設置 [ほろ除注入機能を有する 設備]	実施概(機名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	検査方式 又は程度	検査名	備考 (O:内点検による 設備検査共済) B*:ポンプまたは装置設備の分解 成例にあわせて実施 (推定診断:3M)
Aほろポンプ・電動機	Aほろポンプ・電動機	1.機器・性能試験	高	B*	ほろポンプ機能検査	B*:ポンプまたは装置設備の分解 成例にあわせて実施 (推定診断:3M)
		2.分解点検 (ポンプ)	高	78M	ほろポンプ分解検査	
		3.分解点検	高	52M		
		4.電動機 (電動機)	高	26M		
		4.電動機 (電動機)	高	26M		
		1.機器・性能試験	高	B*	ほろポンプ機能検査	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	78M	ほろポンプ分解検査	
		3.分解点検	高	52M		
		4.電動機 (電動機)	高	26M		
		4.電動機 (電動機)	高	26M		
		1.機器・性能試験	低	B*	1次系ポンプ機能検査	
		2.分解点検 (ポンプ)	低	194M		
3.分解点検	低	78M				
4.電動機 (電動機)	低	26M				
4.電動機 (電動機)	低	26M				
34B11次系補給水ポンプ・電動機	34B11次系補給水ポンプ・電動機	1.機器・性能試験	低	B*	1次系ポンプ機能検査	B*:ポンプまたは装置設備の分解 成例にあわせて実施 (推定診断:3M) 先行実施
2.分解点検 (ポンプ)	2.分解点検	低	194M			
3.分解点検	3.分解点検	低	78M			
4.電動機 (電動機)	4.電動機	低	26M			
4.電動機 (電動機)	4.電動機	低	26M			
34B11次系補給水ポンプ・電動機	34B11次系補給水ポンプ・電動機	1.機器・性能試験	低	B*	1次系ポンプ機能検査	B*:ポンプまたは装置設備の分解 成例にあわせて実施 (推定診断:3M) 先行実施
2.分解点検 (ポンプ)	2.分解点検	低	194M			
3.分解点検	3.分解点検	低	78M			
4.電動機 (電動機)	4.電動機	低	26M			
4.電動機 (電動機)	4.電動機	低	26M			
Aほろタンク	Aほろタンク	1.漏洩点検	高	130M	1次系真空破壊検出検査	先行実施
Aほろタンク真空満かし弁	Aほろタンク真空満かし弁	1.5分解除	高	130M	1次系真空破壊検出検査	先行実施
ほろポンプタンク	ほろポンプタンク	1.5分解除	高	130M	1次系真空破壊検出検査	先行実施
ほろポンプタンク真空満かし弁	ほろポンプタンク真空満かし弁	1.5分解除	高	130M	1次系真空破壊検出検査	先行実施
34A11次系給水タンク	34A11次系給水タンク	1.漏洩点検	高	130M	1次系真空破壊検出検査	先行実施
34A11次系給水タンク/キニュームリリース弁	34A11次系給水タンク/キニュームリリース弁	1.5分解除	高	130M	1次系真空破壊検出検査	先行実施
34A11次系給水タンク/ドモス弁	34A11次系給水タンク/ドモス弁	1.5分解除	高	130M	1次系真空破壊検出検査	先行実施

別紙1-13(3)

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由			
機器又は系統名 計測制御系統設置 [ほろ除注入機能を有する 設備]	実施概(機名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	検査方式 又は程度	検査名	備考 (O:内点検による 設備検査共済) B*:ポンプまたは装置設備の分解 成例にあわせて実施 (推定診断:3M)	
Aほろポンプ・電動機	Aほろポンプ・電動機	1.機器・性能試験	高	B*	ほろポンプ機能検査	B*:ポンプまたは装置設備の分解 成例にあわせて実施 (推定診断:3M)	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	78M	ほろポンプ分解検査		
		3.分解点検	高	52M			
		4.電動機 (電動機)	高	26M			
		4.電動機 (電動機)	高	26M			
		1.機器・性能試験	高	B*	ほろポンプ機能検査		
		2.分解点検 (ポンプ)	2.分解点検	高	78M		ほろポンプ分解検査
		3.分解点検	3.分解点検	高	52M		
		4.電動機 (電動機)	4.電動機	高	26M		
		4.電動機 (電動機)	4.電動機	高	26M		
		1.機器・性能試験	低	B*	1次系ポンプ機能検査		
		2.分解点検 (ポンプ)	2.分解点検	低	194M		
3.分解点検	3.分解点検	低	78M				
4.電動機 (電動機)	4.電動機	低	26M				
4.電動機 (電動機)	4.電動機	低	26M				
34B11次系補給水ポンプ・電動機	34B11次系補給水ポンプ・電動機	1.機器・性能試験	低	B*	1次系ポンプ機能検査	B*:ポンプまたは装置設備の分解 成例にあわせて実施 (推定診断:3M) 先行実施	
2.分解点検 (ポンプ)	2.分解点検	低	194M				
3.分解点検	3.分解点検	低	78M				
4.電動機 (電動機)	4.電動機	低	26M				
4.電動機 (電動機)	4.電動機	低	26M				
34B11次系補給水ポンプ・電動機	34B11次系補給水ポンプ・電動機	1.機器・性能試験	低	B*	1次系ポンプ機能検査	B*:ポンプまたは装置設備の分解 成例にあわせて実施 (推定診断:3M) 先行実施	
2.分解点検 (ポンプ)	2.分解点検	低	194M				
3.分解点検	3.分解点検	低	78M				
4.電動機 (電動機)	4.電動機	低	26M				
4.電動機 (電動機)	4.電動機	低	26M				
Aほろタンク	Aほろタンク	1.漏洩点検	高	130M	1次系真空破壊検出検査	先行実施	
Aほろタンク真空満かし弁	Aほろタンク真空満かし弁	1.5分解除	高	130M	1次系真空破壊検出検査	先行実施	
ほろポンプタンク	ほろポンプタンク	1.5分解除	高	130M	1次系真空破壊検出検査	先行実施	
ほろポンプタンク真空満かし弁	ほろポンプタンク真空満かし弁	1.5分解除	高	130M	1次系真空破壊検出検査	先行実施	
34A11次系給水タンク	34A11次系給水タンク	1.漏洩点検	高	130M	1次系真空破壊検出検査	先行実施	
34A11次系給水タンク/キニュームリリース弁	34A11次系給水タンク/キニュームリリース弁	1.5分解除	高	130M	1次系真空破壊検出検査	先行実施	
34A11次系給水タンク/ドモス弁	34A11次系給水タンク/ドモス弁	1.5分解除	高	130M	1次系真空破壊検出検査	先行実施	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：計測制御系統施設 検査名：ほう酸ポンプ機能検査 要領書番号：O3-16-136</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：計測制御系統設備 検査名：ほう酸ポンプ機能検査 要領書番号：HT3-19</p> <p style="text-align: right;">試原-114</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="217 256 1010 612" style="border: 2px solid black; width: 354px; height: 223px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="371 1326 835 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1151 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; width: 322px; height: 643px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1702 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 油のほう機ポンプ機能検査の定期事業者検査要領書では、試験対象設備がほう機ポンプであることが自明であるため、検査対象機器一覧を作成していないが、検査対象機器一覧は、当該定期事業者検査要領書において対象 SA 設備が含まれることを示す書類である。 ・ 泊では、対象 SA 設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象 SA 設備が定期事業者検査対象として検査実施があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：計測制御系統設備 検 査 名：ほう酸ポンプ分解検査 要領書番号：O3-13-31</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：計測制御系統設備 検 査 名：ほう酸ポンプ分解検査 要領書番号：HT3-31</p> <p style="text-align: center;">-1-</p> <p style="text-align: right;">試原-116</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="224 239 996 1300" style="border: 2px solid black; height: 665px; width: 345px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="358 1324 824 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1142 287 1870 1308" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1254 1324 1702 1348" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉						泊発電所3号炉					
機器又は系統名	実施機(機番名)	点検及び試験の項目	保安方式又は程度	検査名	備考(0以内は適用する試験診断法付)						
再発生抑制器		1.断点試験	高	1次系統交換器検査							
		2.非破壊試験	高	1次系統交換器検査							
		3.漏えい試験	高	1次系統交換器検査							
		4.断点試験	高	1次系統交換器検査							
		5.漏えい試験	高	1次系統交換器検査							
		6.断点試験	高	1次系統交換器検査							
		7.非破壊試験	高	1次系統交換器検査							
		8.漏えい試験	高	1次系統交換器検査							
		9.機能・性能試験	高・低	1次系統交換器	緊急ほう電注入ライン補給弁						
		10.2分精品質検査	高	1次系統交換器							
原子炉冷却系統監視(化学体積制御装置)一式	その他の弁	1.断点試験	高	1次系統交換器							
		2.非破壊試験	高	1次系統交換器							
		3.漏えい試験	高	1次系統交換器							
		4.断点試験	高	1次系統交換器							
		5.漏えい試験	高	1次系統交換器							
		6.断点試験	高	1次系統交換器							
		7.非破壊試験	高	1次系統交換器							
		8.漏えい試験	高	1次系統交換器							
		9.機能・性能試験	高・低	1次系統交換器							
		10.2分精品質検査	高	1次系統交換器							
原子炉冷却系統監視(化学体積制御装置)一式	その他の弁	1.断点試験	高	1次系統交換器							
		2.非破壊試験	高	1次系統交換器							
		3.漏えい試験	高	1次系統交換器							
		4.断点試験	高	1次系統交換器							
		5.漏えい試験	高	1次系統交換器							
		6.断点試験	高	1次系統交換器							
		7.非破壊試験	高	1次系統交換器							
		8.漏えい試験	高	1次系統交換器							
		9.機能・性能試験	高・低	1次系統交換器							
		10.2分精品質検査	高	1次系統交換器							
原子炉冷却系統監視(化学体積制御装置)一式	その他の機器	1.断点試験	高	1次系統交換器							
		2.非破壊試験	高	1次系統交換器							
		3.漏えい試験	高	1次系統交換器							
		4.断点試験	高	1次系統交換器							
		5.漏えい試験	高	1次系統交換器							
		6.断点試験	高	1次系統交換器							
		7.非破壊試験	高	1次系統交換器							
		8.漏えい試験	高	1次系統交換器							
		9.機能・性能試験	高・低	1次系統交換器							
		10.2分精品質検査	高	1次系統交換器							
原子炉冷却系統監視(化学体積制御装置)一式	A.原子炉補給冷却ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	原子炉補給冷却系統検査	日*:ポンプまたは電動機の分解点検に当たって実施(定期診断:G1)						
		2.2分精品質検査	高	原子炉補給冷却系統検査							
		3.3分精品質検査(電機)	高	原子炉補給冷却系統検査							
		4.断点試験	高	原子炉補給冷却系統検査							
		5.漏えい試験	高	原子炉補給冷却系統検査							
		6.断点試験	高	原子炉補給冷却系統検査							
		7.非破壊試験	高	原子炉補給冷却系統検査							
		8.漏えい試験	高	原子炉補給冷却系統検査							
		9.機能・性能試験	高・低	原子炉補給冷却系統検査							
		10.2分精品質検査	高	原子炉補給冷却系統検査							

別紙1-138(1)

機器又は系統名	実施機(機番名)	点検及び試験の項目	保安方式又は程度	検査名	備考(0以内は適用する試験診断法付)
再発生抑制器		1.断点試験	高	1次系統交換器検査	
		2.非破壊試験	高	1次系統交換器検査	
		3.漏えい試験	高	1次系統交換器検査	
		4.断点試験	高	1次系統交換器検査	
		5.漏えい試験	高	1次系統交換器検査	
		6.断点試験	高	1次系統交換器検査	
		7.非破壊試験	高	1次系統交換器検査	
		8.漏えい試験	高	1次系統交換器検査	
		9.機能・性能試験	高・低	1次系統交換器	緊急ほう電注入ライン補給弁
		10.2分精品質検査	高	1次系統交換器	
原子炉冷却系統監視(化学体積制御装置)一式	その他の弁	1.断点試験	高	1次系統交換器	
		2.非破壊試験	高	1次系統交換器	
		3.漏えい試験	高	1次系統交換器	
		4.断点試験	高	1次系統交換器	
		5.漏えい試験	高	1次系統交換器	
		6.断点試験	高	1次系統交換器	
		7.非破壊試験	高	1次系統交換器	
		8.漏えい試験	高	1次系統交換器	
		9.機能・性能試験	高・低	1次系統交換器	
		10.2分精品質検査	高	1次系統交換器	
原子炉冷却系統監視(化学体積制御装置)一式	その他の機器	1.断点試験	高	1次系統交換器	
		2.非破壊試験	高	1次系統交換器	
		3.漏えい試験	高	1次系統交換器	
		4.断点試験	高	1次系統交換器	
		5.漏えい試験	高	1次系統交換器	
		6.断点試験	高	1次系統交換器	
		7.非破壊試験	高	1次系統交換器	
		8.漏えい試験	高	1次系統交換器	
		9.機能・性能試験	高・低	1次系統交換器	
		10.2分精品質検査	高	1次系統交換器	
原子炉冷却系統監視(化学体積制御装置)一式	A.原子炉補給冷却ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	原子炉補給冷却系統検査	日*:ポンプまたは電動機の分解点検に当たって実施(定期診断:G1)
		2.2分精品質検査	高	原子炉補給冷却系統検査	
		3.3分精品質検査(電機)	高	原子炉補給冷却系統検査	
		4.断点試験	高	原子炉補給冷却系統検査	
		5.漏えい試験	高	原子炉補給冷却系統検査	
		6.断点試験	高	原子炉補給冷却系統検査	
		7.非破壊試験	高	原子炉補給冷却系統検査	
		8.漏えい試験	高	原子炉補給冷却系統検査	
		9.機能・性能試験	高・低	原子炉補給冷却系統検査	
		10.2分精品質検査	高	原子炉補給冷却系統検査	

別紙1-38

試原-118

相違理由
 保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図面にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 計測制御系統設備 燃料設備 放射線管理設備 廃棄設備 原子炉格納施設 蒸気タービンの附属設備</p> <p>検 査 名：1次系弁検査 (3/4) 【機械一般弁編】 要領書番号：O3-15-73</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違により、泊では1次系弁検査の定期事業者検査要領書について、大飯のように機械一般弁編と電気編で分割しておらず、専断部も含めて1次系弁検査として要領書を作成している。(後掲の大飯の電気編の要領書と比較している)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 248 1012 890" style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="353 1299 815 1326" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>		<p>保全計画の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全計画の相違により、泊では1次系弁検査の定期事業者検査要領書について、大飯のように機械一般弁編と電気編を分割しておらず、専断部も含めて1次系弁検査として要領書を作成している。（後掲の大飯の電気編の要領書と比較している）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 計測制御系統設備 燃料設備 放射線管理設備 廃棄設備 原子炉格納施設 蒸気タービンの附属設備 検 査 名：1次系弁検査（1/3）[電気編] 要領書番号：O3-13-84</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 計測制御系統設備 原子炉格納施設</p> <p>検 査 名：1次系弁検査 要領書番号：HT3-84</p> <p style="text-align: right;">試原-119</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 236 1012 762" style="border: 2px solid black; height: 330px; width: 359px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="369 1329 833 1356" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px; width: fit-content;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1870 1311" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 323px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1258 1329 1702 1348" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px; width: fit-content;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成してはいるが、設備概要は、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。 ・ 泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実施があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="244 285 947 1286" style="border: 2px solid black; height: 627px; width: 314px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="365 1329 831 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1144 277 1874 1315" style="border: 2px solid black; height: 650px; width: 326px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名 計測制御系統設備 [ほろ除注入機能を有する 設備]	実施概(機器名) Aほろ除注ポンプ・電動機	点検及び試験の項目 1.機能・性能試験 2.分解点検 3.分解点検 4.電動機点検 (潤滑油注入) (ポンプ)	保全の要程度 高	検査方法 又は頻度 B*	検査名 ほろ除注ポンプ機能検査	備考 (O)内線適用する 設備は緑字で 表示する B*：ポンプまたは電動機 の点検にあわせて実施 (推定診断：3M)
	白ほろ除注ポンプ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.分解点検 4.電動機点検 (潤滑油注入) (ポンプ)	高	78M 52M 26M	ほろ除注ポンプ分解検査	
	34A12次系補給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.分解点検 4.電動機点検 (潤滑油注入) (ポンプ)	高	B*	ほろ除注ポンプ機能検査	B*：ポンプまたは電動機 の点検にあわせて実施 (推定診断：3M)
	34B11次系補給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.分解点検 4.電動機点検 (潤滑油注入) (ポンプ)	高	194M 78M 26M	ほろ除注ポンプ分解検査	
	34A11次系補給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.分解点検 4.電動機点検 (潤滑油注入) (ポンプ)	高	B*	1次系ポンプ機能検査	B*：ポンプまたは電動機 の点検にあわせて実施 (推定診断：3M) 先行実施
	Aほろ除注タンク	1.測定点検	高	130M		
	Aほろ除注タンク真空注出し弁	1.分解点検	高	130M	1次系真空確保弁検査	
	Bほろ除注タンク	1.測定点検	高	130M		
	白ほろ除注タンク真空注出し弁	1.分解点検	高	130M	1次系真空確保弁検査	
	34A11次系給水タンク	1.測定点検	高	130M		先行実施
	34A12次系給水タンク/キユームリーフ弁	1.分解検査	高	130M	1次系真空確保弁検査	先行実施
	34A12次系給水タンク/ドモスト弁	1.分解検査	高	130M	1次系真空確保弁検査	先行実施

別紙1-1(2)(3)

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名 計測制御系統設備 [ほろ除注入機能を有する 設備]	実施概(機器名) Aほろ除注ポンプ・電動機	点検及び試験の項目 1.機能・性能試験 2.分解点検 3.分解点検 4.電動機点検 (潤滑油注入) (ポンプ)	保全の要程度 高	検査方法 又は頻度 B*	検査名 ほろ除注ポンプ機能検査	備考 (O)内線適用する 設備は緑字で 表示する B*：ポンプまたは電動機 の点検にあわせて実施 (推定診断：3M)
	白ほろ除注ポンプ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.分解点検 4.電動機点検 (潤滑油注入) (ポンプ)	高	B*	ほろ除注ポンプ機能検査	B*：ポンプまたは電動機 の点検にあわせて実施 (推定診断：3M)
	34A11次系補給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.分解点検 4.電動機点検 (潤滑油注入) (ポンプ)	高	194M 78M 26M	ほろ除注ポンプ分解検査	
	34B11次系補給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.分解点検 4.電動機点検 (潤滑油注入) (ポンプ)	高	B*	1次系ポンプ機能検査	B*：ポンプまたは電動機 の点検にあわせて実施 (推定診断：3M) 先行実施
	Aほろ除注タンク	1.測定点検	高	130M		
	Aほろ除注タンク真空注出し弁	1.分解点検	高	130M	1次系真空確保弁検査	
	Bほろ除注タンク	1.測定点検	高	130M		
	白ほろ除注タンク真空注出し弁	1.分解点検	高	130M	1次系真空確保弁検査	
	34A11次系給水タンク	1.測定点検	高	130M		先行実施
	34A12次系給水タンク/キユームリーフ弁	1.分解検査	高	130M	1次系真空確保弁検査	先行実施
	34A12次系給水タンク/ドモスト弁	1.分解検査	高	130M	1次系真空確保弁検査	先行実施

別紙1-3C

試原-122

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 201 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 728px; width: 367px;"></div> <div data-bbox="383 1366 846 1393" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1149 288 1872 1313" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1256 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <p>油のほう機タンクは、マンホール取付箇所が相違しているため各タンクの構造が異なる。いずれも開放点種が可能な構造であることを示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉

機器又は系統名 (化学体積制御設備)	実地版(機器名)	危険及び試験の項目	安全の 重要性	保全方式 又は周度	検査名	検査適用する 試験設備法則
原子炉常設系試験施設 (化学体積制御設備)	充てんポンプ	1. 駆動機(電動機) (ポンプ) 電圧変動試験 (ポンプ) 電圧変動試験 (ポンプ)	高	1F	充てんポンプ制御系統系充てんポンプ分岐検査 化学体積制御系統系充てんポンプ分岐検査	重要診断-6M
	充てりポンプ、電線機	2. 分岐系統 (電動機) 3. 調整系統 (ポンプ) 4. 調整系統 (ポンプ) 5. 調整系統 (調整油入射) (ポンプ) 6. 調整系統 (調整油入射)	高	78M 91M 20M 20M 13M		
	充てりポンプ、電線機	7. 分岐系統 (電動機) 8. 調整系統 (ポンプ) 9. 調整系統 (調整油入射) (電動機) 10. 調整系統 (調整油入射)	高	78M 91M 20M 20M	化学体積制御系統系充てんポンプ分岐検査	重要診断-6M
	充てりポンプ、電線機	11. 分岐系統 (電動機) 12. 調整系統 (ポンプ) 13. 調整系統 (調整油入射)	高	65M 104M 20M		
	体積制御タンク	1. 調整系統	高	130M		
	冷却材フィルタ	1. 調整系統	高	130M		
	A冷却材流量投入ロフィルタ	1. 調整系統	高	130M		先行業証
	B冷却材流量投入ロフィルタ	1. 調整系統	高	130M		先行業証
	A射水注入フィルタ	1. 調整系統	高	130M		
	B射水注入フィルタ	1. 調整系統	高	130M		

泊発電所3号炉

試験項目(注) 試験設備法則

機器又は系統名	実地版(機器名)	危険及び試験の項目	安全の 重要性	保全方式 又は周度	検査名	検査適用する 試験設備法則
原子炉常設系試験施設 (化学体積制御設備)	充てんポンプ	1. 駆動機(電動機) (ポンプ) 電圧変動試験 (ポンプ) 電圧変動試験 (ポンプ)	高	1F	充てんポンプ制御系統系充てんポンプ分岐検査 化学体積制御系統系充てんポンプ分岐検査	重要診断-6M
	充てりポンプ、電線機	2. 分岐系統 (電動機) 3. 調整系統 (ポンプ) 4. 調整系統 (ポンプ) 5. 調整系統 (調整油入射) (ポンプ) 6. 調整系統 (調整油入射)	高	78M 91M 20M 20M 13M		
	充てりポンプ、電線機	7. 分岐系統 (電動機) 8. 調整系統 (ポンプ) 9. 調整系統 (調整油入射) (電動機) 10. 調整系統 (調整油入射)	高	78M 91M 20M 20M	化学体積制御系統系充てんポンプ分岐検査	重要診断-6M
	充てりポンプ、電線機	11. 分岐系統 (電動機) 12. 調整系統 (ポンプ) 13. 調整系統 (調整油入射)	高	65M 104M 20M		
	体積制御タンク	1. 調整系統	高	130M		
	冷却材フィルタ	1. 調整系統	高	130M		
	A冷却材流量投入ロフィルタ	1. 調整系統	高	130M		先行業証
	B冷却材流量投入ロフィルタ	1. 調整系統	高	130M		先行業証
	A射水注入フィルタ	1. 調整系統	高	130M		
	B射水注入フィルタ	1. 調整系統	高	130M		

別紙1-17

試原-125

相違理由

保全計画の相違

対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。

設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。

定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査記録なし又は検査対象外の場合には設計図面にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

機器又は系統名 〔原子炉常設系統施設 （化学体積制御設備）〕	実地版（機器名）	名称及び試験の項目	安全の 重要性	保全方式 又は構造	検査名	検査 項目 （〇印は適用する 試験設備名称）
原子炉常設系統施設 〔化学体積制御設備〕	充てんポンプ	1. 駆動用電動機 （ポンプ、電動機等系） （ポンプ）	高	1F	充てんポンプ系材料検査施設 検査 化学体積制御系充てんポンプ分 体検査	
	充てんポンプ・電動機	2. 分解放熱 （電動機） 3. 分解放熱 （ポンプ）	高	78M 91M		
		4. 緊急高圧 （潤滑油入射） （ポンプ）	高	20M		
		5. 緊急高圧 （潤滑油入射） （電動機）	高	20M		
		6. 緊急高圧 （潤滑油入射） （ポンプ）	高	13M		
		7. 分解放熱 （ポンプ）	高	78M		化学体積制御系充てんポンプ分 （重要診断-6M）
		8. 分解放熱 （電動機）	高	91M		
		9. カーンカールル装置 （ポンプ）	高	20M		
		10. 緊急高圧 （潤滑油入射） （ポンプ）	高	20M		
		11. 緊急高圧 （潤滑油入射） （電動機）	高	13M		
		12. 分解放熱 （ポンプ）	高	65M		（重要診断-3M）
		13. 分解放熱 （電動機）	高	104M		
		14. 緊急高圧 （潤滑油入射） （ポンプ）	高	20M		
		15. 開放高圧	高	130M		
		冷却材フィルタ	1. 開放高圧	高	130M	
	A. 冷却材経路投入ロフィルタ	1. 開放高圧	高	130M		先行実施
	B. 冷却材経路投入ロフィルタ	1. 開放高圧	高	130M		先行実施
	A. 新鮮水注入フィルタ	1. 開放高圧	高	130M		
	B. 新鮮水注入フィルタ	1. 開放高圧	高	130M		

比較のため前項より転記

別紙1-15A/50

機器又は系統名 〔化学体積制御設備〕	実地版（機器名）	名称及び試験の項目	安全の 重要性	保全方式 又は構造	検査名	検査 項目 （〇印は適用する 試験設備名称）	
原子炉常設系統施設 〔化学体積制御設備〕	充てんポンプ	1. 駆動用電動機 （ポンプ、電動機等系） （ポンプ）	高	1F	充てんポンプ系材料検査施設 検査 化学体積制御系充てんポンプ分 体検査		
	充てんポンプ・電動機	2. 分解放熱 （電動機） 3. 分解放熱 （ポンプ）	高	78M 91M			
		4. 緊急高圧 （潤滑油入射） （ポンプ）	高	20M			
		5. 緊急高圧 （潤滑油入射） （電動機）	高	20M			
		6. 緊急高圧 （潤滑油入射） （ポンプ）	高	13M			
		7. 分解放熱 （ポンプ）	高	78M		化学体積制御系充てんポンプ分 （重要診断-6M）	
		8. 分解放熱 （電動機）	高	91M			
		9. カーンカールル装置 （ポンプ）	高	20M			
		10. 緊急高圧 （潤滑油入射） （ポンプ）	高	20M			
		11. 緊急高圧 （潤滑油入射） （電動機）	高	13M			
		12. 分解放熱 （ポンプ）	高	65M		（重要診断-3M）	
		13. 分解放熱 （電動機）	高	104M			
		14. 緊急高圧 （潤滑油入射） （ポンプ）	高	20M			
		15. 開放高圧	高	130M			
		冷却材フィルタ	1. 開放高圧	高	130M		
		A. 冷却材経路投入ロフィルタ	1. 開放高圧	高	130M		先行実施
		B. 冷却材経路投入ロフィルタ	1. 開放高圧	高	130M		先行実施
		A. 新鮮水注入フィルタ	1. 開放高圧	高	130M		
		B. 新鮮水注入フィルタ	1. 開放高圧	高	130M		

別紙1-18

試原-126

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：充てんポンプ冷却材補給系機能検査 要領書番号：O3-16-307</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：充てんポンプ冷却材補給系機能検査 要領書番号：HT3-69</p> <p style="text-align: right;">試原-127</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1149 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1122 252 1906 1366" style="border: 2px dashed black; padding: 10px; height: 698px; width: 350px;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> <div data-bbox="1368 1369 1682 1433" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 比較のため前項より転記 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：化学体積制御系充てんポンプ分解検査 要領書番号：O3-15-61</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1709 1355" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実 績有無の相違を含む) により、泊では 定期事業者検査要 願書の作成実績が ないため、設計図書 にて試験検査が可 能な設計であるこ とを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1012 1362" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 374px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪では3台の充てんポンプのうち1台について、遠心式ではなく往復動式の定容量ポンプを設置している。 ・泊は、充てんポンプは全て遠心式ポンプを設置しており、往復動式のポンプを設置していないため、比較対象資料はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	実施概(機名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は程度	機名
計測用系統設備(制管用空気設備)	34B1次系配水タンク	1.配管点検	高	130M
	34B1次系配水タンク(キニュームリーフ)	1.5分解除査	高	130M
	34B1次系配水タンク(アトモス)	1.5分解除査	高	130M
	ほう露フィルタ	1.配管点検	高	130M
	計測用系統設備(ほう露注入機検査有する設備)その他の弁	1.機中・性能試験 2.分解点検	高・低 低	B
	制管用空気圧縮機	2.分解点検	高・低	130M
	A制管用空気圧縮機・電動機	1.機中・性能試験 (空気圧縮機、電動機等含む) 2.分解点検	高 高	1F 13M
	B制管用空気圧縮機・電動機	1.機中・性能試験 (電動機) 2.分解点検	高 高	52M 52M
	計測用系統設備(制管用空気設備)その他の弁	1.機中・性能試験 2.分解点検	高・低	B
	計測用系統設備(制管用空気設備)その他の弁駆動部	3.磨損点検 1.機中・性能試験 (グランドパッキン取替)	高・低	13M~182M 130M
	計測用系統設備(制管用空気設備)その他の設備	2.分解点検	高	B
		2.分解点検	高	26M~182M
		3.磨損点検 (物性試験)	高	13M~182M
		1.5分解除査	高	13M~76M
		2.分解点検	低	13M

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	実施概(機名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は程度	機名
計測用系統設備(制管用空気設備)	34B1次系配水タンク	1.配管点検	高	130M
	34B1次系配水タンク(キニュームリーフ)	1.5分解除査	高	130M
	34B1次系配水タンク(アトモス)	1.5分解除査	高	130M
	ほう露フィルタ	1.配管点検	高	130M
	計測用系統設備(ほう露注入機検査有する設備)その他の弁	1.機中・性能試験 2.分解点検	高・低 低	B
	制管用空気圧縮機	2.分解点検	高・低	130M
	A制管用空気圧縮機・電動機	1.機中・性能試験 (空気圧縮機、電動機等含む) 2.分解点検	高 高	1F 13M
	B制管用空気圧縮機・電動機	1.機中・性能試験 (電動機) 2.分解点検	高 高	52M 52M
	計測用系統設備(制管用空気設備)その他の弁	1.機中・性能試験 2.分解点検	高・低	B
	計測用系統設備(制管用空気設備)その他の弁駆動部	3.磨損点検 1.機中・性能試験 (グランドパッキン取替)	高・低	13M~182M 130M
	計測用系統設備(制管用空気設備)その他の設備	2.分解点検	高	B
		2.分解点検	高	26M~182M
		3.磨損点検 (物性試験)	高	13M~182M
		1.5分解除査	高	13M~76M
		2.分解点検	低	13M

別紙1-30(30)

機器又は系統名	実施概(機名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は程度	機名
計測用系統設備(制管用空気設備)	34B1次系配水タンク	1.配管点検	高	130M
	34B1次系配水タンク(キニュームリーフ)	1.5分解除査	高	130M
	34B1次系配水タンク(アトモス)	1.5分解除査	高	130M
	ほう露フィルタ	1.配管点検	高	130M
	計測用系統設備(ほう露注入機検査有する設備)その他の弁	1.機中・性能試験 2.分解点検	高・低 低	B
	制管用空気圧縮機	2.分解点検	高・低	130M
	A制管用空気圧縮機・電動機	1.機中・性能試験 (空気圧縮機、電動機等含む) 2.分解点検	高 高	1F 13M
	B制管用空気圧縮機・電動機	1.機中・性能試験 (電動機) 2.分解点検	高 高	52M 52M
	計測用系統設備(制管用空気設備)その他の弁	1.機中・性能試験 2.分解点検	高・低	B
	計測用系統設備(制管用空気設備)その他の弁駆動部	3.磨損点検 1.機中・性能試験 (グランドパッキン取替)	高・低	13M~182M 130M
	計測用系統設備(制管用空気設備)その他の設備	2.分解点検	高	B
		2.分解点検	高	26M~182M
		3.磨損点検 (物性試験)	高	13M~182M
		1.5分解除査	高	13M~76M
		2.分解点検	低	13M

別紙1-30

試原-130

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="232 280 943 1294" style="border: 2px solid black; height: 635px; width: 317px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="353 1302 817 1329" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1256 1321 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 事業者検査（自主検査） 要領書 【追加保全（追5サイクル）】</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 計測制御系統施設 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 放射線管理施設 放射性廃棄物の廃棄施設 原子炉格納施設 非常用電源設備</p> <p style="text-align: center;">検査名：構造健全性検査 要領書番号：HT3-103</p>	<p>関連資料の相違 ・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																							
	<p style="text-align: center;">HT3-103 構造健全性検査事業者検査（自主検査）要領書 改正0 (3/5)</p> <p style="text-align: center;">構造健全性検査10年計画表（3/5）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系 統</th> <th colspan="10">泊発電所 3号機 検査計画（10サイクル）</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>回数</th> <th>第1回</th> <th>第2回</th> <th>第3回</th> <th>第4回</th> <th>第5回</th> <th>第6回</th> <th>第7回</th> <th>第8回</th> <th>第9回</th> <th>第10回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ほう電回収装置</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全注入設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>除水設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主蒸気設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器APL設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納炉加水設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料リサイクル化処理設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉格納炉加排水設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄物処理設備</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ボイラ設置</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;"> 3. 外観検査（1/3） 検査対象範囲 系 統 1次冷却設備 化学体積制御設備 ほう電回収装置 安全注入設備 余熱除去設備 除水設備 主蒸気設備 原子炉格納容器APL設備 原子炉格納炉加水設備 使用済燃料リサイクル化処理設備 原子炉格納炉加排水設備 気体廃棄物処理設備 ボイラ設置 点検エリア 第3回：原子炉補助建屋（非管理区域）、循環水ポンプ建屋（循環水管理外を含む） 第4回：空調設備エリア、原子炉建屋（非管理区域）、第5回：原子炉格納容器内 第6回：原子炉補助建屋（管理区域）、第7回：原子炉建屋（管理区域）、空調設備エリア </p>	系 統	泊発電所 3号機 検査計画（10サイクル）										備 考	回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	1次冷却設備	-					○	○	○								化学体積制御設備	-					○	○	○								ほう電回収装置	-															安全注入設備	-															余熱除去設備	-															除水設備	-						○									主蒸気設備	-						○									原子炉格納容器APL設備	-															原子炉格納炉加水設備	-						○	○	○	○	○	○	○	○	○	使用済燃料リサイクル化処理設備	-															原子炉格納炉加排水設備	-						○	○	○	○	○	○	○	○	○	気体廃棄物処理設備	-						○	○	○	○	○	○	○	○	○	ボイラ設置	-															<p>関連資料の相違 泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>
系 統	泊発電所 3号機 検査計画（10サイクル）										備 考																																																																																																																																																																																																																														
	回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回		第10回																																																																																																																																																																																																																													
1次冷却設備	-					○	○	○																																																																																																																																																																																																																																	
化学体積制御設備	-					○	○	○																																																																																																																																																																																																																																	
ほう電回収装置	-																																																																																																																																																																																																																																								
安全注入設備	-																																																																																																																																																																																																																																								
余熱除去設備	-																																																																																																																																																																																																																																								
除水設備	-						○																																																																																																																																																																																																																																		
主蒸気設備	-						○																																																																																																																																																																																																																																		
原子炉格納容器APL設備	-																																																																																																																																																																																																																																								
原子炉格納炉加水設備	-						○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																										
使用済燃料リサイクル化処理設備	-																																																																																																																																																																																																																																								
原子炉格納炉加排水設備	-						○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																										
気体廃棄物処理設備	-						○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																										
ボイラ設置	-																																																																																																																																																																																																																																								

prefix-3-PAGE

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：計測制御系統施設 検査名：安全保護系機能検査 要領書番号：O3-16-137</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：計測制御系統設備 検査名：安全保護系機能検査 要領書番号：HT3-33</p> <p style="text-align: right;">試計2</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 217 1010 1337" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 360px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1347 831 1374" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 284 1868 1311" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 320px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
機器又は系統名	蒸気発生機(機名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は程度	機名 (O)内は適用する設備修繕方針)
機器又は系統名	原子炉外部系統施設(原子炉冷却炉)一式 海水設備 その他弁	1.機能・性能試験 2.分解品検	高・低 13M~95M	2次系弁検査
機器又は系統名	原子炉外部系統施設(原子炉冷却炉)一式 海水設備 その他弁	1.機能・性能試験 2.分解品検	高 78M	2次系弁検査
機器又は系統名	原子炉外部系統施設(原子炉冷却炉)一式 海水設備 その他機器	1.機能・性能試験 2.分解品検 3.調整品検 (調整品検)	高 13M~92M	
機器又は系統名	原子炉外部系統施設(原子炉冷却炉)一式 海水設備 その他機器	1.調整品検 2.分解品検	高 13M~95M	
機器又は系統名	原子炉外部系統施設(原子炉冷却炉)一式 海水設備 その他機器	1.調整品検 2.分解品検	低 13M~92M	一部(BMあり)
機器又は系統名	原子炉外部系統施設(原子炉冷却炉)一式 海水設備 その他機器	1.調整品検	高 13M	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置及び燃料容器内液面異常検出装置 調整装置異常検出装置 調整装置異常検出装置
機器又は系統名	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置及び燃料容器内液面異常検出装置 調整装置異常検出装置	2.機能・性能試験	高 1F	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置異常検出装置異常検出装置
機器又は系統名	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置及び燃料容器内液面異常検出装置 調整装置異常検出装置	1.調整品検	高 1F	※:炉心設計による
機器又は系統名	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置及び燃料容器内液面異常検出装置 調整装置異常検出装置	1.調整品検	高 1F	※:炉心設計による
機器又は系統名	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置及び燃料容器内液面異常検出装置 調整装置異常検出装置	1.調整品検	高 1F	※:炉心設計による
機器又は系統名	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置及び燃料容器内液面異常検出装置 調整装置異常検出装置	1.調整品検	高 1F	※:炉心設計による
機器又は系統名	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置及び燃料容器内液面異常検出装置 調整装置異常検出装置	1.調整品検	高 50M	(検査診断:3M)
機器又は系統名	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置及び燃料容器内液面異常検出装置 調整装置異常検出装置	2.調整品検 (調整品検)	高 26M	有効性評価No. 5の反検
機器又は系統名	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置及び燃料容器内液面異常検出装置 調整装置異常検出装置	1.調整品検	高 52M	(探検診断:3M)
機器又は系統名	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置及び燃料容器内液面異常検出装置 調整装置異常検出装置	2.調整品検 (調整品検)	高 26M	有効性評価No. 5の反検
機器又は系統名	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置及び燃料容器内液面異常検出装置 調整装置異常検出装置	1.調整品検	高 26M	(探検診断:3M)
機器又は系統名	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置及び燃料容器内液面異常検出装置 調整装置異常検出装置	2.調整品検 (調整品検)	高 13M~38M	
機器又は系統名	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置及び燃料容器内液面異常検出装置 調整装置異常検出装置	1.調整品検	高 13M~38M	

別紙1-1 (2) (3)

機器又は系統名	設備仕様(機名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は程度	機名 (O)内は適用する設備修繕方針)
燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置及び燃料容器内液面異常検出装置調整装置異常検出装置	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置調整装置異常検出装置	1.調整品検	高 50M	(検査診断:3M)
燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置及び燃料容器内液面異常検出装置調整装置異常検出装置	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置調整装置異常検出装置	2.調整品検 (調整品検)	高 26M	有効性評価No. 5の反検
燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置及び燃料容器内液面異常検出装置調整装置異常検出装置	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置調整装置異常検出装置	1.調整品検	高 52M	(探検診断:3M)
燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置及び燃料容器内液面異常検出装置調整装置異常検出装置	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置調整装置異常検出装置	2.調整品検 (調整品検)	高 26M	有効性評価No. 5の反検
燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置及び燃料容器内液面異常検出装置調整装置異常検出装置	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置調整装置異常検出装置	1.調整品検	高 26M	(探検診断:3M)
燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置及び燃料容器内液面異常検出装置調整装置異常検出装置	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置調整装置異常検出装置	2.調整品検 (調整品検)	高 13M~38M	
燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置及び燃料容器内液面異常検出装置調整装置異常検出装置	燃料容器アンプ水位上昇異常検出装置調整装置異常検出装置	1.調整品検	高 13M~38M	

別紙1-35

表 4-1

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 2</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設 検査名：制御棒駆動系機能検査 要領書番号：O3-16-134</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：計測制御系統設備 検査名：制御棒駆動系機能検査 要領書番号：HT3-30</p> <p style="text-align: right;">試計5</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="192 209 1003 1315" style="border: 2px solid black; height: 693px; width: 362px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1334 824 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1144 285 1872 1315" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1702 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：計測制御系統施設 検査名：制御棒クラスタ動作検査 要領書番号：O3-16-336</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：計測制御系統設備 検査名：制御棒クラスタ動作検査 要領書番号：HT3-106</p> <p style="text-align: right;">試計7</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 209 999 1297" style="border: 2px solid black; height: 682px; width: 355px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="356 1318 824 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1144 288 1872 1313" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設 検査名：制御棒クラスタ検査 要領書番号：O3-16-337</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉本体 検査名：制御棒クラスタ検査 要領書番号：HT3-107</p> <p style="text-align: right;">試計9</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 220 981 1358" style="border: 2px solid black; height: 713px; width: 347px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1362 826 1390" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1702 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

機番又は系統名 [その他設備]	実施概(機番名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度 又は程度	機番名	備考 (O印は適用する 設備を除く)
計測制御系統装置 [その他設備]	原子炉保護系ロジック回路 原子炉トリップ、工学的緊急脱役の動 作、原子炉制御系統保護等を行うため のすべての伝送線、設定書及び保護機 関 *1 安全部材設計系統装置 *2 保護系統 *3 保護系統 *4 保護系統 *5 保護系統 *6 保護系統 *7 保護系統 *8 保護系統 *9 保護系統 *10 保護系統	1.機能・性能試験 1.特性試験	高 高 高 高 高 高 高 高 高 高	安全保護系機能検査 安全保護系設定運轉検査	原子炉トリップしゃ断器
	制御系計測装置 *1 制御系計測装置 *2 制御系計測装置 *3 制御系計測装置 *4 制御系計測装置 *5 制御系計測装置 *6 制御系計測装置 *7 制御系計測装置 *8 制御系計測装置 *9 制御系計測装置 *10 制御系計測装置	1.特性試験	高	プラント状態監視設備機能検査	
	制御系計測装置 *1 制御系計測装置 *2 制御系計測装置 *3 制御系計測装置 *4 制御系計測装置 *5 制御系計測装置 *6 制御系計測装置 *7 制御系計測装置 *8 制御系計測装置 *9 制御系計測装置 *10 制御系計測装置	1.機能・性能試験 1.特性試験	高 高	プラント状態監視設備機能検査 制御系機能検査	一部機設定変更試験
	制御系計測装置 *1 制御系計測装置 *2 制御系計測装置 *3 制御系計測装置 *4 制御系計測装置 *5 制御系計測装置 *6 制御系計測装置 *7 制御系計測装置 *8 制御系計測装置 *9 制御系計測装置 *10 制御系計測装置	1.特性試験	高	制御系機能検査	一部機設定変更試験
	制御系計測装置 *1 制御系計測装置 *2 制御系計測装置 *3 制御系計測装置 *4 制御系計測装置 *5 制御系計測装置 *6 制御系計測装置 *7 制御系計測装置 *8 制御系計測装置 *9 制御系計測装置 *10 制御系計測装置	1.機能・性能試験 2.分解点検	高 高	制御系機能検査	
	制御系計測装置 *1 制御系計測装置 *2 制御系計測装置 *3 制御系計測装置 *4 制御系計測装置 *5 制御系計測装置 *6 制御系計測装置 *7 制御系計測装置 *8 制御系計測装置 *9 制御系計測装置 *10 制御系計測装置	1.特性試験	高	制御系機能検査	
	制御系計測装置 *1 制御系計測装置 *2 制御系計測装置 *3 制御系計測装置 *4 制御系計測装置 *5 制御系計測装置 *6 制御系計測装置 *7 制御系計測装置 *8 制御系計測装置 *9 制御系計測装置 *10 制御系計測装置	1.特性試験	高	制御系機能検査	
	制御系計測装置 *1 制御系計測装置 *2 制御系計測装置 *3 制御系計測装置 *4 制御系計測装置 *5 制御系計測装置 *6 制御系計測装置 *7 制御系計測装置 *8 制御系計測装置 *9 制御系計測装置 *10 制御系計測装置	1.特性試験	高	制御系機能検査	
	制御系計測装置 *1 制御系計測装置 *2 制御系計測装置 *3 制御系計測装置 *4 制御系計測装置 *5 制御系計測装置 *6 制御系計測装置 *7 制御系計測装置 *8 制御系計測装置 *9 制御系計測装置 *10 制御系計測装置	1.特性試験	高	制御系機能検査	
	制御系計測装置 *1 制御系計測装置 *2 制御系計測装置 *3 制御系計測装置 *4 制御系計測装置 *5 制御系計測装置 *6 制御系計測装置 *7 制御系計測装置 *8 制御系計測装置 *9 制御系計測装置 *10 制御系計測装置	1.特性試験	高	制御系機能検査	

泊発電所3号炉

機番又は系統名 [その他設備]	実施概(機番名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度 又は程度	機番名	備考 (O印は適用する 設備を除く)
計測制御系統装置 [その他設備]	原子炉保護系ロジック回路 原子炉トリップ、工学的緊急脱役の動 作、原子炉制御系統保護等を行うため のすべての伝送線、設定書及び保護機 関 *1 安全部材設計系統装置 *2 保護系統 *3 保護系統 *4 保護系統 *5 保護系統 *6 保護系統 *7 保護系統 *8 保護系統 *9 保護系統 *10 保護系統	1.機能・性能試験 1.特性試験	高 高 高 高 高 高 高 高 高 高	安全保護系機能検査 安全保護系設定運轉検査	原子炉トリップしゃ断器
	制御系計測装置 *1 制御系計測装置 *2 制御系計測装置 *3 制御系計測装置 *4 制御系計測装置 *5 制御系計測装置 *6 制御系計測装置 *7 制御系計測装置 *8 制御系計測装置 *9 制御系計測装置 *10 制御系計測装置	1.特性試験	高	プラント状態監視設備機能検査	
	制御系計測装置 *1 制御系計測装置 *2 制御系計測装置 *3 制御系計測装置 *4 制御系計測装置 *5 制御系計測装置 *6 制御系計測装置 *7 制御系計測装置 *8 制御系計測装置 *9 制御系計測装置 *10 制御系計測装置	1.機能・性能試験 1.特性試験	高 高	プラント状態監視設備機能検査 制御系機能検査	一部機設定変更試験
	制御系計測装置 *1 制御系計測装置 *2 制御系計測装置 *3 制御系計測装置 *4 制御系計測装置 *5 制御系計測装置 *6 制御系計測装置 *7 制御系計測装置 *8 制御系計測装置 *9 制御系計測装置 *10 制御系計測装置	1.特性試験	高	制御系機能検査	一部機設定変更試験
	制御系計測装置 *1 制御系計測装置 *2 制御系計測装置 *3 制御系計測装置 *4 制御系計測装置 *5 制御系計測装置 *6 制御系計測装置 *7 制御系計測装置 *8 制御系計測装置 *9 制御系計測装置 *10 制御系計測装置	1.機能・性能試験 2.分解点検	高 高	制御系機能検査	
	制御系計測装置 *1 制御系計測装置 *2 制御系計測装置 *3 制御系計測装置 *4 制御系計測装置 *5 制御系計測装置 *6 制御系計測装置 *7 制御系計測装置 *8 制御系計測装置 *9 制御系計測装置 *10 制御系計測装置	1.特性試験	高	制御系機能検査	
	制御系計測装置 *1 制御系計測装置 *2 制御系計測装置 *3 制御系計測装置 *4 制御系計測装置 *5 制御系計測装置 *6 制御系計測装置 *7 制御系計測装置 *8 制御系計測装置 *9 制御系計測装置 *10 制御系計測装置	1.特性試験	高	制御系機能検査	
	制御系計測装置 *1 制御系計測装置 *2 制御系計測装置 *3 制御系計測装置 *4 制御系計測装置 *5 制御系計測装置 *6 制御系計測装置 *7 制御系計測装置 *8 制御系計測装置 *9 制御系計測装置 *10 制御系計測装置	1.特性試験	高	制御系機能検査	
	制御系計測装置 *1 制御系計測装置 *2 制御系計測装置 *3 制御系計測装置 *4 制御系計測装置 *5 制御系計測装置 *6 制御系計測装置 *7 制御系計測装置 *8 制御系計測装置 *9 制御系計測装置 *10 制御系計測装置	1.特性試験	高	制御系機能検査	
	制御系計測装置 *1 制御系計測装置 *2 制御系計測装置 *3 制御系計測装置 *4 制御系計測装置 *5 制御系計測装置 *6 制御系計測装置 *7 制御系計測装置 *8 制御系計測装置 *9 制御系計測装置 *10 制御系計測装置	1.特性試験	高	制御系機能検査	

別紙1-39

prefix-3-PAGE

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：計測制御系統施設 検査名：安全保護系機能検査 要領書番号：O3-16-137</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：計測制御系統設備 検査名：安全保護系機能検査 要領書番号：HT3-33</p> <p style="text-align: center;">設計2</p> <p style="text-align: center;">prefix-3-PAGE</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="219 209 1003 1334" style="border: 2px solid black; height: 705px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1342 844 1369" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 285 1863 1305" style="border: 2px solid black; height: 639px; width: 320px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1420 1313 1861 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 prefix-3-PAGE </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

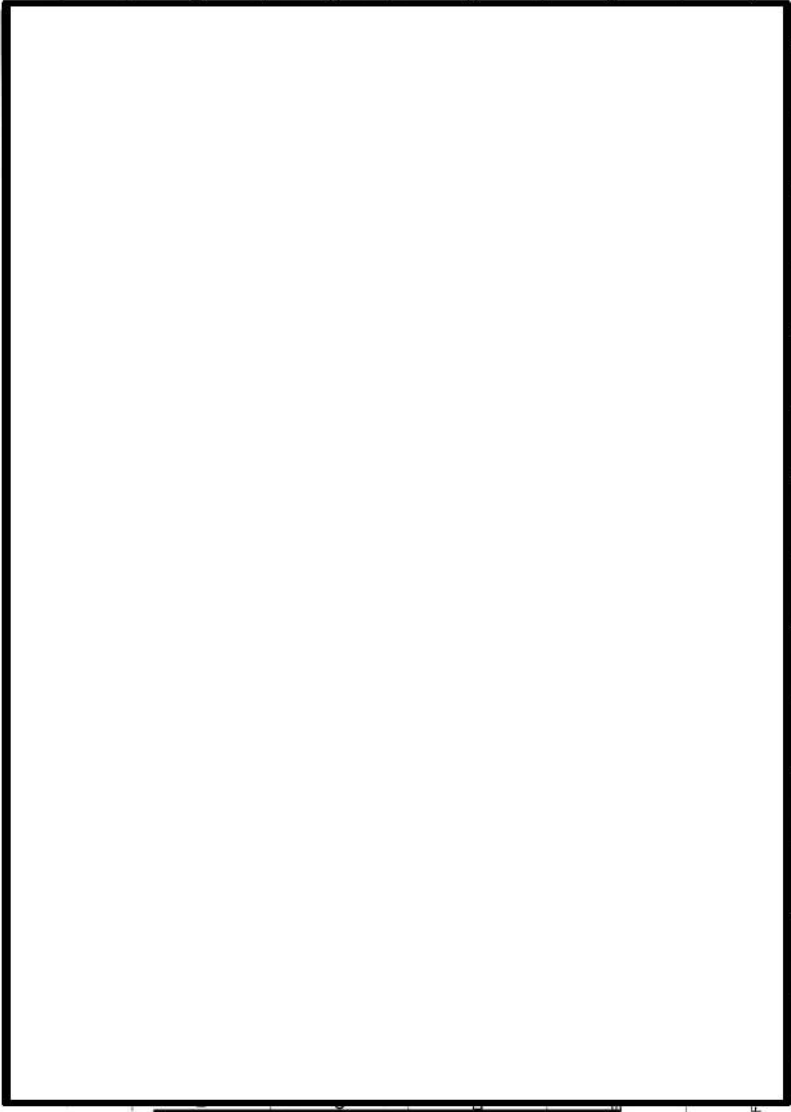
第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>図44-1-1 ATNS 緊急停止機能 (代替制御系) の構成及び概要</p> <p>図44-1-2 ATNS 緊急停止機能 (代替原子炉制御システム) の構成及び概要</p> <p>図44-1-3 ATNS 緊急停止機能 (自動減圧系) の構成及び概要</p> <p>凡例</p> <p>① 緊急停止時に機能しない場合、緊急停止の設計仕様を参照 ② 緊急停止時に機能しない場合、緊急停止の設計仕様を参照 ③ 緊急停止時に機能しない場合、緊急停止の設計仕様を参照 ④ 緊急停止時に機能しない場合、緊急停止の設計仕様を参照 ⑤ 緊急停止時に機能しない場合、緊急停止の設計仕様を参照</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; height: 600px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川審査実績の反映による試験検査資料の追加 大飯と同様の資料がなく比較対象として女川の資料を参考掲載する。
<p>比較対象として女川補足説明資料より転記</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>関連資料の相違 ・機密入力にて試験 検査が可能な設計 であることは、前 出のロジック図に て示しており、大 飯が原子炉構造図 よりも適切な試験 検査の関連資料を 付している（最新 審査結果の反映）。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>		<p>関連資料の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械入力にて試験検査が可能な設計であることは、前出のロジック図で示しており、大飯が原子炉構造図よりも適切な試験検査の関連資料を付している（最新審査図説の反映）。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>44-4(2) ATWS緩和設備の試験に対する考え方について</p>		<p>■資料番号の相違 ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。</p>

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉			泊発電所3号炉			相違理由
<p>A T W S緩和設備の試験に対する考え方について</p> <p>1. 概要</p> <p>重大事故等対処設備の試験・検査については、第43条3項に要求されており、解釈には、第12条（安全施設）4項の解釈に準ずるものと規定されている。</p> <p>このうち、A T W S緩和設備については、以下の理由により原子炉の停止中（定期検査時）に試験を行う設計としている。</p> <p>2. 12条第4項の要求に対する適合性の整理</p> <p>12条第4項の要求</p> <p>「安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。」</p>			<p>参考資料1</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(A T W S緩和設備)の試験に対する考え方について</p> <p>1. 概要</p> <p>重大事故等対処設備の試験・検査については、第43条第3項に要求されており、解釈には、第12条（安全施設）第4項の解釈に準ずるものと規定されている。</p> <p>このうち、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(A T W S緩和設備)については、以下の理由により原子炉の停止中（定期検査時）に試験を行う設計としている。</p> <p>2. 第12条第4項の要求に対する適合性の整理</p> <p>第12条第4項の要求</p> <p>「安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。」</p>			<p>■名称の相違(共通要因故障対策盤(自動制御盤)(A T W S緩和設備))</p> <p>・注は、実際の盤名称を用いた設備名称としている。(伊方同様)</p> <p>・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。</p> <p>■記載表現の相違</p>
12条解釈	要求事項	適合性の整理	12条解釈	要求事項	適合性の整理	
7	第4項に規定する「発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる」とは、実システムを用いた試験又は検査が不適当な場合には、試験用のバイパス系を用いること等を許容することを意味する。	使用前検査及び停止中（定期検査時）は、実システムを用いた試験を実施する。	7	第4項に規定する「発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる」とは、実システムを用いた試験又は検査が不適当な場合には、試験用のバイパス系を用いること等を許容することを意味する。	使用前検査及び停止中（定期検査時）は、実システムを用いた試験を実施する。	
8-1	発電用原子炉の運転中に待機状態にある安全施設は、運転中に定期的に試験又は検査ができること。ただし、運転中の試験又は検査によって発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合は、この限りでない。また、多重性又は多様性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができること。	A T W S緩和設備は、タービントリップ、補助給水ポンプ起動、主蒸気隔離の各信号を発信するため、誤操作等によりプラントに外乱を与える可能性がある。	8-1	発電用原子炉の運転中に待機状態にある安全施設は、運転中に定期的に試験又は検査ができること。ただし、運転中の試験又は検査によって発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合は、この限りでない。また、多重性又は多様性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができること。	共通要因故障対策盤(自動制御盤)(A T W S緩和設備)は、タービントリップ、補助給水ポンプ起動、主蒸気隔離の各信号を発信するため、誤操作等によりプラントに外乱を与える可能性がある。	
8-2	運転中における安全保護系の各チャンネルの機能確認試験にあっては、その実施中においても、その機能自体が維持されていると同時に、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しないこと。	A T W S緩和設備は、多重性を有していないため、運転中に試験を実施すると、その間は、機能自体が維持されない。また、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しない。	8-2	運転中における安全保護系の各チャンネルの機能確認試験にあっては、その実施中においても、その機能自体が維持されていると同時に、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しないこと。	共通要因故障対策盤(自動制御盤)(A T W S緩和設備)は、多重性を有していないため、運転中に試験を実施すると、その間は、機能自体が維持されない。また、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しない。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
8-3	発電用原子炉の停止中に定期的に行う試験又は検査は、原子炉等規正法及び技術基準規則に規定される試験又は検査を含む。	停止中に定期的に行う試験等は、「重大事故時安全停止回路機能検査」を含む。	8-3	発電用原子炉の停止中に定期的に行う試験又は検査は、原子炉等規制法及び技術基準規則に規定される試験又は検査を含む。	停止中に定期的に行う試験等は、「重大事故時安全停止回路機能検査」を含む。	■記載表現の相違
9	第4項について、下表の左欄に掲げる施設に対しては右欄に示す要求事項を満たさなければならない。「安全保護系」原則として原子炉の運転中に、定期的に試験ができるとともに、その健全性及び多重性を確認するため、各チャンネルが独立に試験できる設計であること。	ATWS緩和設備は、重大事故対処設備であることから、多重性を有しておらず、設計基準事故対処設備である安全保護系のような対応はできない。	9	第4項について、下表の左欄に掲げる施設に対しては右欄に示す要求事項を満たさなければならない。「安全保護系」原則として原子炉の運転中に、定期的に試験ができるとともに、その健全性及び多重性を確認するため、各チャンネルが独立に試験できる設計であること。	共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)は、重大事故等対処設備であることから、多重性を有しておらず、設計基準事故対処設備である安全保護系のような対応はできない。	■記載表現の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対処設備であるATWS緩和設備は、工学的安全施設の補機等に対して作動信号を発信する設備であり、運転中に試験を実施する場合には、誤操作等によりプラントに外乱を与える可能性があり、かつ、試験中は機能自体が維持できない状態となる。</p> <p>3. ATWS緩和設備の試験間隔の検討</p> <p>(1) ATWS緩和設備は、安全保護設備による原子炉非常停止機能が喪失した時に期待される設備である。ATWS緩和設備に関する信頼性評価においては、試験頻度を定期検査毎として評価し、ATWSが発生し、かつATWS緩和設備の故障により緩和機能が動作しない状態が発生する頻度は [] と十分に低いことを確認しており、定期検査毎の試験度としても信頼性は十分確保できる。</p> <p>(2) 原子力安全委員会が定めている安全目標案に対する性能目標（発電用軽水型原子炉施設の性能目標について—安全目標案に対する性能目標について—、平成18年3月）では、内的事象と外的事象の両者を含む炉心損傷発生頻度の目安として、10^{-4}/炉年程度が指標となっているが、この目安を十分に下回っている。</p> <p>以上のことから、ATWS緩和設備は、表2-1に示す重大事故等対処設備の試験性に関する設置許可基準規則（第四十三条）及び技術基準規則（第五十四条）に基づいて、停止中（定期検査時）に試験を実施することをもって対応するものとする。</p> <p>表2-1 ATWS緩和設備（重大事故等対処設備）の試験性に関する基準規則</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>設置許可基準規則 （重大事故等対処設備） 第四十三条 三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>技術基準規則 （重大事故等対処設備） 第五十四条 三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができること。</p> </div>	<p>重大事故等対処設備である共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)は、工学的安全施設の補機等に対して作動信号を発信する設備であり、発電用原子炉の運転中に試験を実施する場合には、誤操作等によりプラントに外乱を与える可能性があり、かつ、試験中は機能自体が維持できない状態となる。</p> <p>3. 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の試験間隔の検討</p> <p>(1) 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)は、安全保護設備による原子炉非常停止機能が喪失した時に期待される設備である。共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)に関する信頼性評価においては、試験頻度を定期検査毎として評価し、ATWSが発生し、かつ共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の故障により緩和機能が動作しない状態が発生する頻度は [] と十分に低いことを確認しており、定期検査毎の試験度としても信頼性は十分確保できる。</p> <p>(2) 原子力安全委員会が定めている安全目標案に対する性能目標（発電用軽水型原子炉施設の性能目標について—安全目標案に対する性能目標について—、平成18年3月）では、内的事象と外的事象の両者を含む炉心損傷発生頻度の目安として、10^{-4}/炉年程度が指標となっているが、この目安を十分に下回っている。</p> <p>以上のことから、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)は、表2-1に示す重大事故等対処設備の試験性に関する設置許可基準規則（第四十三条）及び技術基準規則（第五十四条）に基づいて、発電用原子炉の停止中（定期検査時）に試験を実施することをもって対応するものとする。</p> <p>表2-1 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)（重大事故等対処設備）の試験性に関する基準規則</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>設置許可基準規則 （重大事故等対処設備） 第四十三条 三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>技術基準規則 （重大事故等対処設備） 第五十四条 三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができること。</p> </div>	<p>■記載表現の相違</p> <p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p> <p>■記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>なお、安全保護設備については、旧安全設計審査指針（指針40）及び旧技術基準省令（第二十二條）の要求により、運転中の試験を実施しており、これは表2-2に示す現行の設置許可基準規則（第十二條）及び技術基準規則（第十五條、第三十五條）にも対応するものである。</p> <p>表2-2 安全保護設備の試験性に関する基準規則</p> <table border="1" data-bbox="152 363 969 788"> <tr> <td data-bbox="152 363 969 496"> 設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。 </td> <td data-bbox="1070 363 1888 496"> 設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 496 969 655"> 技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。 </td> <td data-bbox="1070 496 1888 655"> 技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 655 969 788"> （安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。 </td> <td data-bbox="1070 655 1888 788"> （安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。 </td> </tr> </table>	設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。	設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。	技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。	技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。	（安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。	（安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。	<p>なお、安全保護設備については、旧安全設計審査指針（指針40）及び旧技術基準省令（第二十二條）の要求により、運転中の試験を実施しており、これは表2-2に示す現行の設置許可基準規則（第十二條）及び技術基準規則（第十五條、第三十五條）にも対応するものである。</p> <p>表2-2 安全保護設備の試験性に関する基準規則</p> <table border="1" data-bbox="1070 363 1888 788"> <tr> <td data-bbox="1070 363 1888 496"> 設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。 </td> <td data-bbox="1070 363 1888 496"> 設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 496 1888 655"> 技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。 </td> <td data-bbox="1070 496 1888 655"> 技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 655 1888 788"> （安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。 </td> <td data-bbox="1070 655 1888 788"> （安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。 </td> </tr> </table>	設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。	設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。	技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。	技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。	（安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。	（安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。	
設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。	設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。													
技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。	技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。													
（安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。	（安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。													
設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。	設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。													
技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。	技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。													
（安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。	（安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">44-5 系統図</p>	<p style="text-align: center;">44-4 系統図</p>	

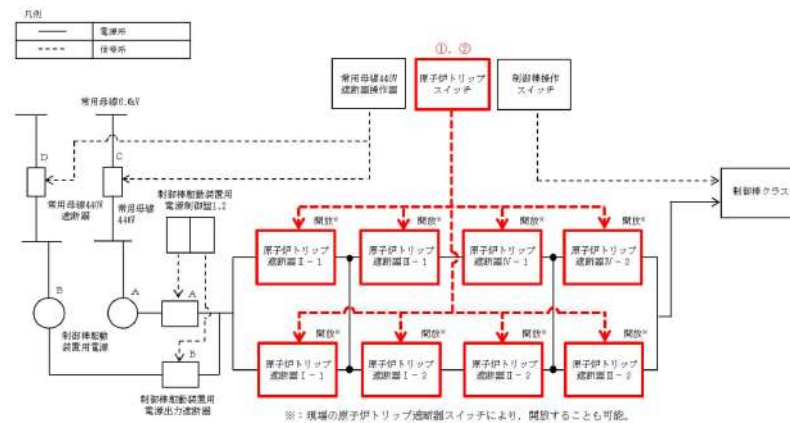
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	原子炉トリップ (1)	中立→トリップ	中央制御室	スイッチ操作	うち 1 台使用
②	原子炉トリップ (2)	中立→トリップ	中央制御室	スイッチ操作	

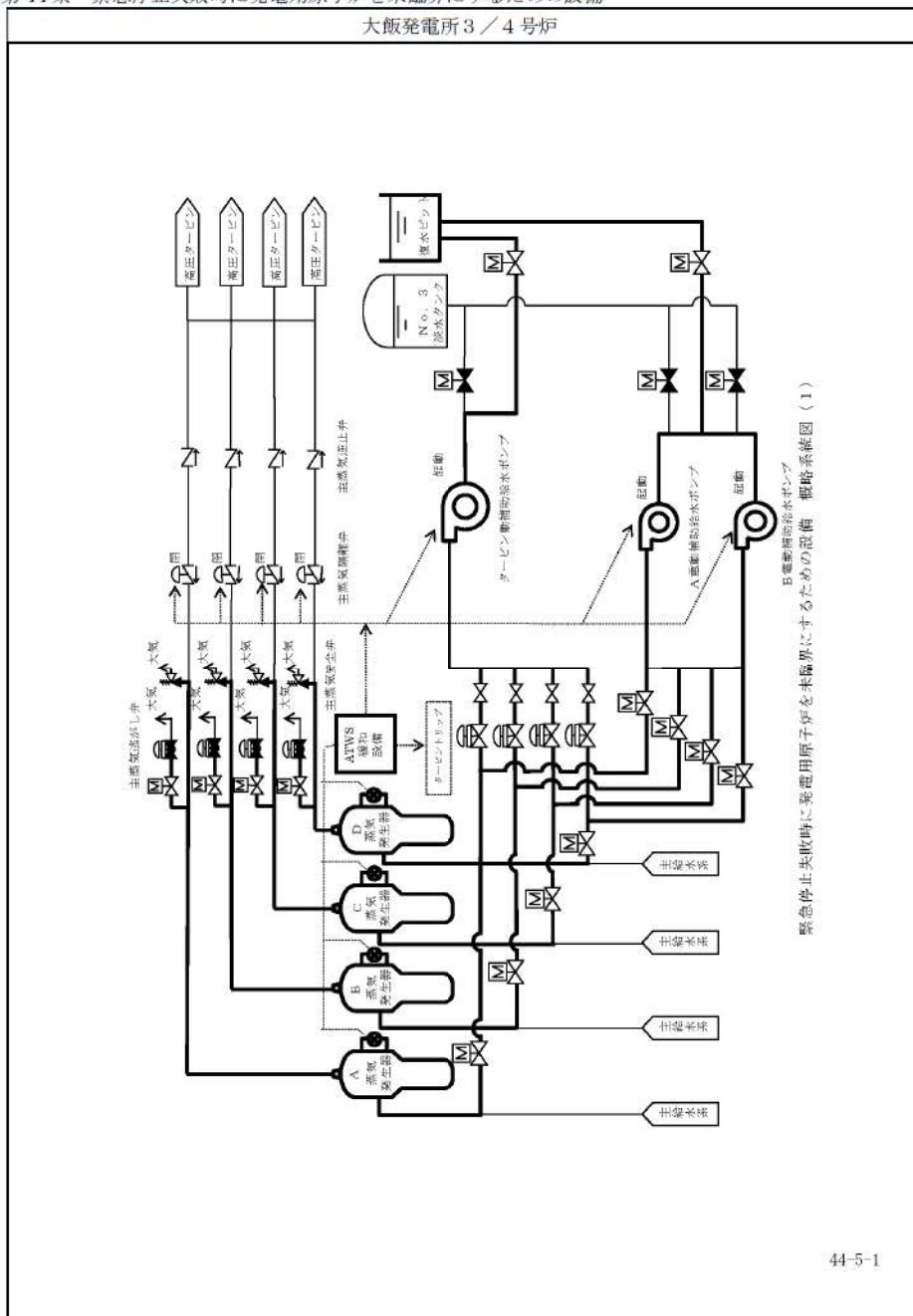


■ 記載方針の相違
 (女川審査実績の反
 例)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>図 44-4-2 原子炉出力抑制 (1)</p>	<p>■記載方針の相違 (注)</p> <p>□審査記録の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



44-5-1

泊発電所 3 号炉

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	タービントリップ	作動	-	自動動作	-
②	A-主蒸気隔離弁	全開→全閉	中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気
③	B-主蒸気隔離弁	全開→全閉	中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気
④	C-主蒸気隔離弁	全開→全閉	中央制御室	遠動	直流電源 制御用空気
⑤	A-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑥	B-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑦	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源
⑧	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源
⑨	タービン動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	遠動	-
⑩	A-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源
⑪	B-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源
⑫	C-主蒸気逃がし弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源
⑬	A-主蒸気安全弁	全閉→全開	-	-	-
⑭	B-主蒸気安全弁	全閉→全開	-	-	-
⑮	C-主蒸気安全弁	全閉→全開	-	-	-

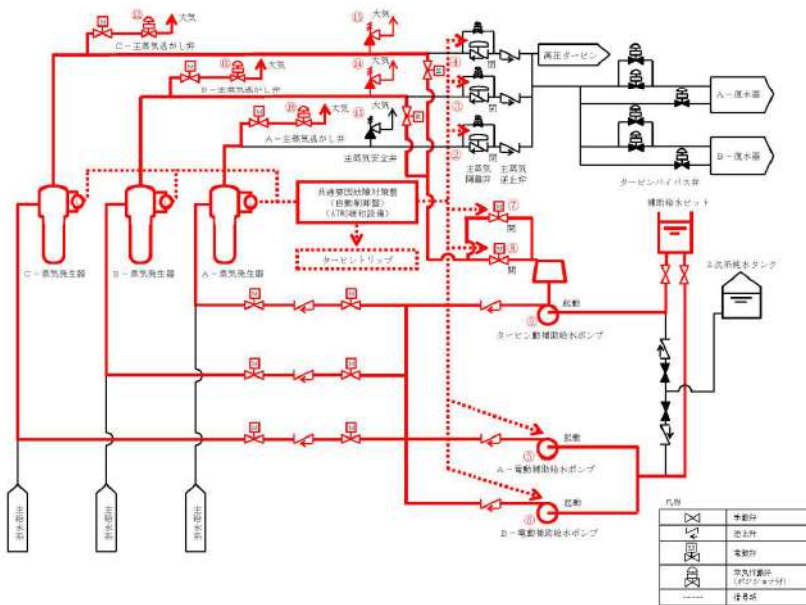
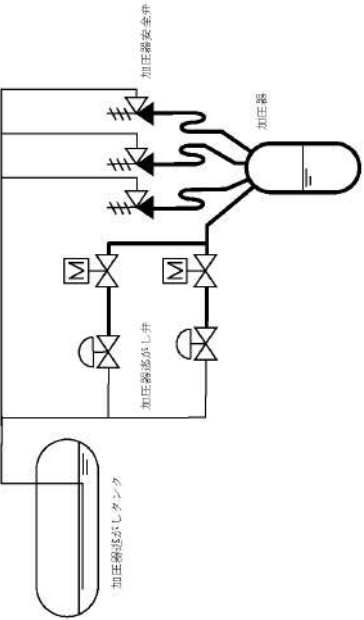
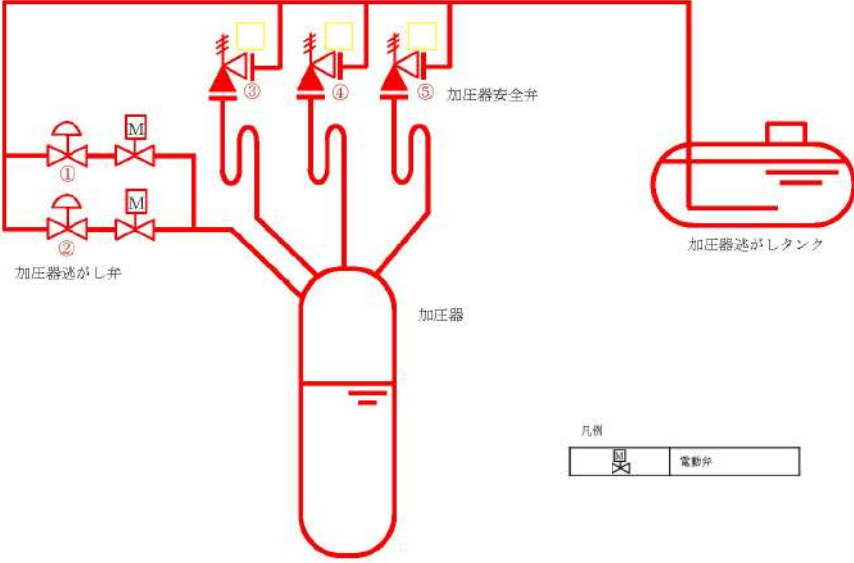


図 44-4-3 原子炉出力抑制 (2)

相違理由

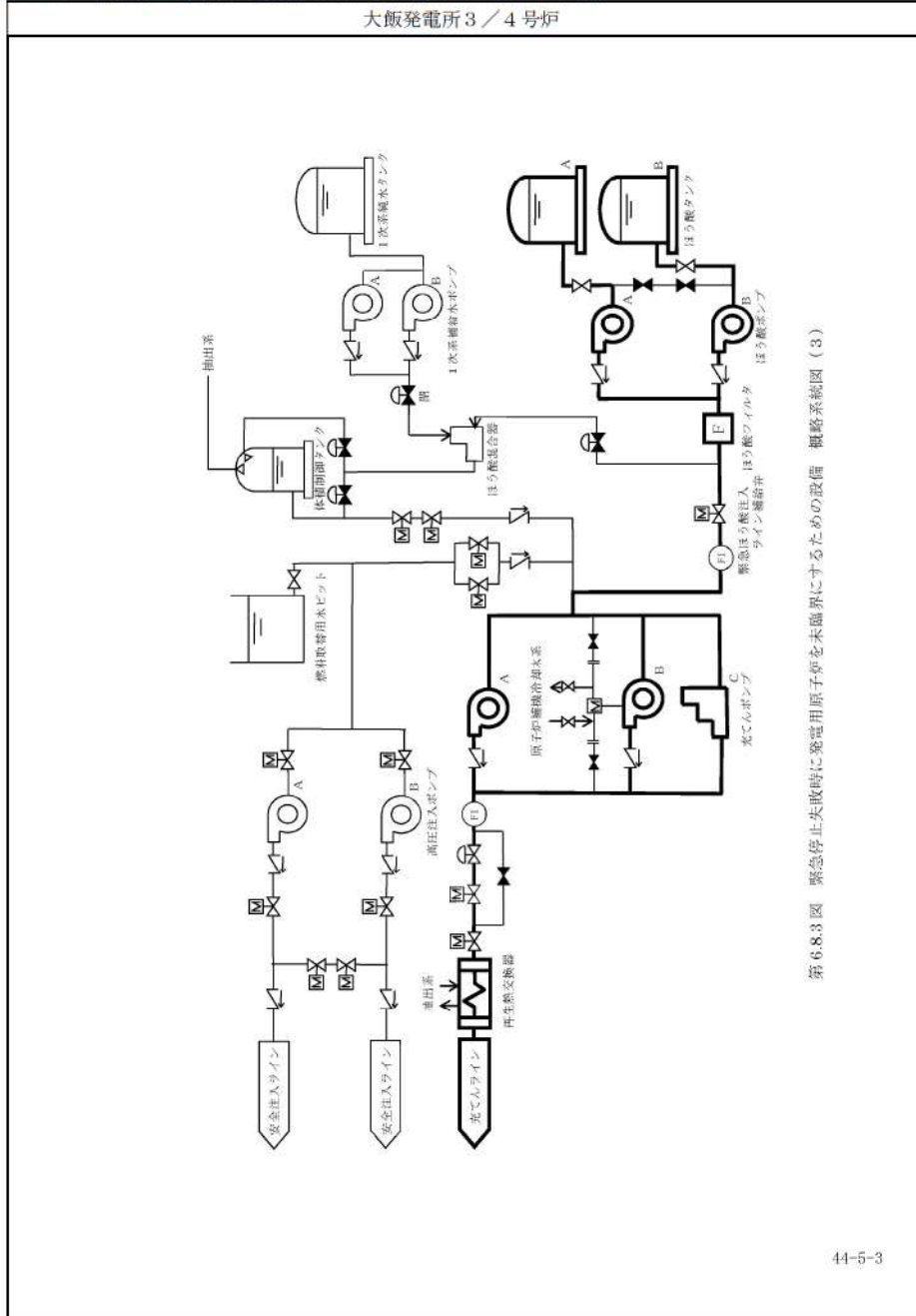
■ 記載方針の相違
 (女川審査実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																				
 <p style="text-align: center;">緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 概略系統図（2）</p>	<table border="1" data-bbox="1077 312 1944 504"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A-加圧器逃がし弁</td> <td>全閉⇔全開</td> <td>中央制御室</td> <td>自動動作</td> <td>直流電源制御用空気</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B-加圧器逃がし弁</td> <td>全閉⇔全開</td> <td>中央制御室</td> <td>自動動作</td> <td>直流電源制御用空気</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A-加圧器安全弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>—</td> <td>自動動作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>B-加圧器安全弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>—</td> <td>自動動作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>C-加圧器安全弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>—</td> <td>自動動作</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;">図 44-4-4 原子炉出力抑制（3）</p>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A-加圧器逃がし弁	全閉⇔全開	中央制御室	自動動作	直流電源制御用空気	②	B-加圧器逃がし弁	全閉⇔全開	中央制御室	自動動作	直流電源制御用空気	③	A-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—	④	B-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—	⑤	C-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—	<p>■ 記載方針の相違 (女子部実装の反映)</p>
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																	
①	A-加圧器逃がし弁	全閉⇔全開	中央制御室	自動動作	直流電源制御用空気																																	
②	B-加圧器逃がし弁	全閉⇔全開	中央制御室	自動動作	直流電源制御用空気																																	
③	A-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—																																	
④	B-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—																																	
⑤	C-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—																																	
44-5-2	44-4-5																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

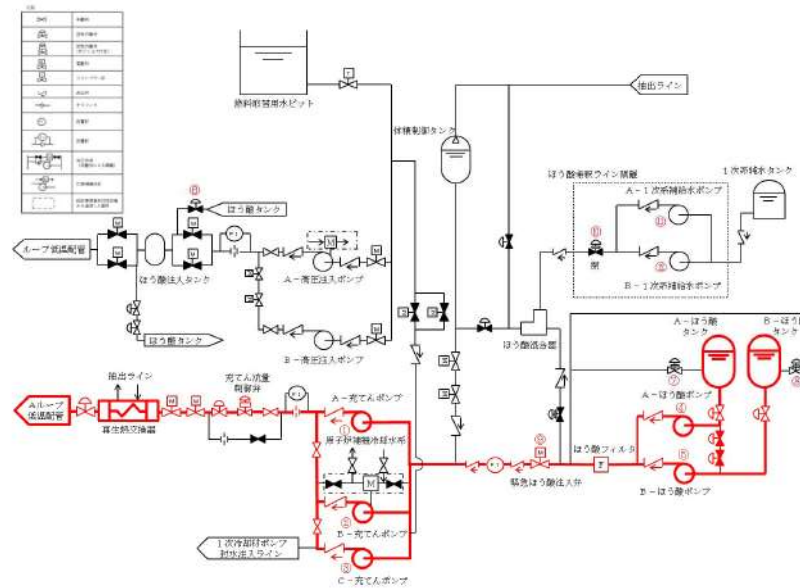
第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備



44-5-3

泊発電所3号炉

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	A-充てんポンプ	起動確認	中央制御室	操作器操作	うち1台使用
②	B-充てんポンプ	起動確認	中央制御室	操作器操作	交流電源
③	C-充てんポンプ	起動確認	中央制御室	操作器操作	
④	A-ほう酸ポンプ	起動→停止 →起動	中央制御室	操作器操作	うち1台使用
⑤	B-ほう酸ポンプ	起動→停止 →起動	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑥	ほう酸注入タンク循環ライン入口止め弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
⑦	A-ほう酸タンク循環ライン流量調節弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	A系使用時 直流電源 制御用空気
⑧	B-ほう酸タンク循環ライン流量調節弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	B系使用時 直流電源 制御用空気
⑨	緊急ほう酸注入弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑩	1次系純水補給ライン流量制御弁	全閉確認	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
⑪	A-1次系補給水ポンプ	起動→停止	中央制御室	操作器操作	うち1台使用
⑫	B-1次系補給水ポンプ	起動→停止	中央制御室	操作器操作	交流電源



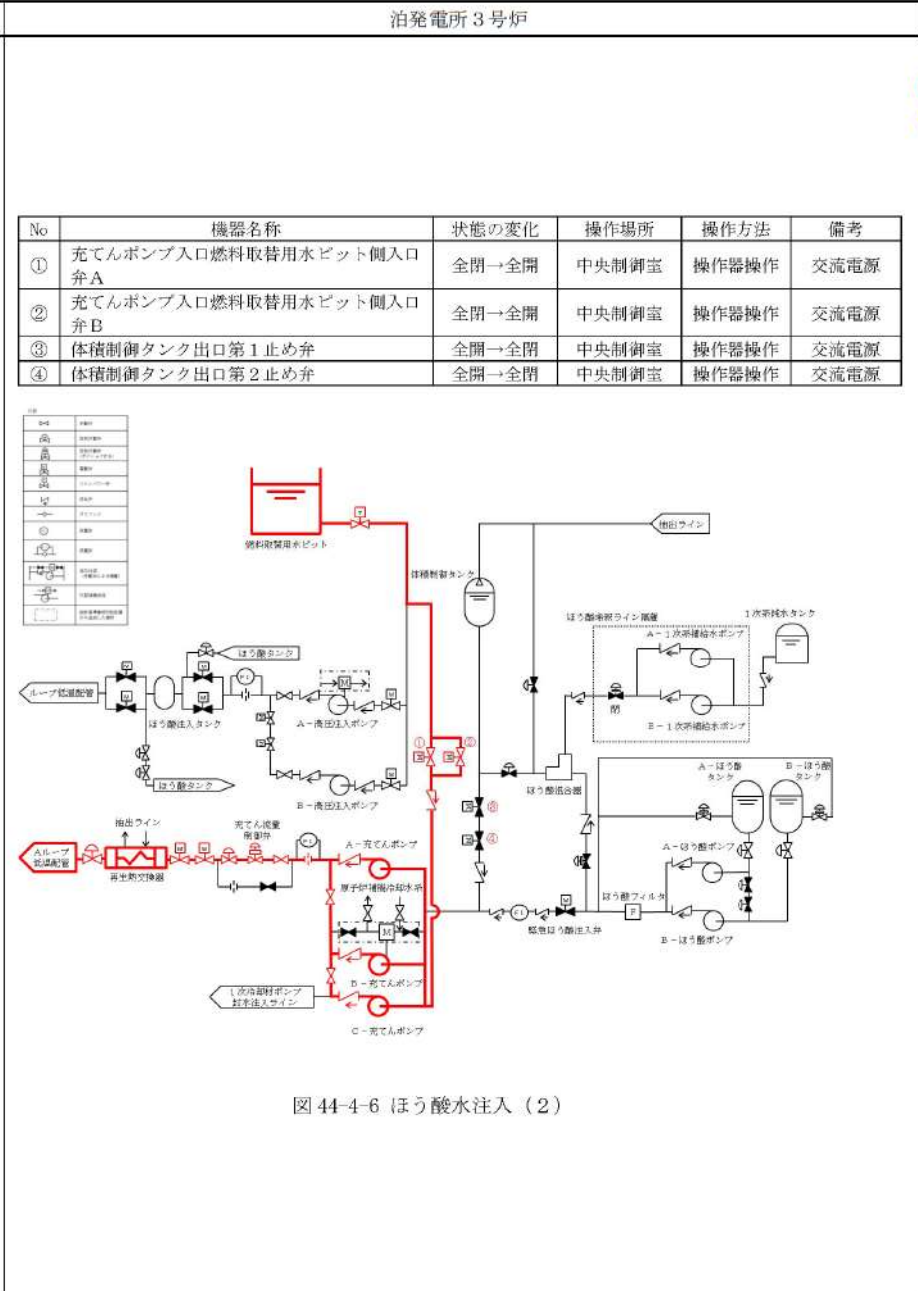
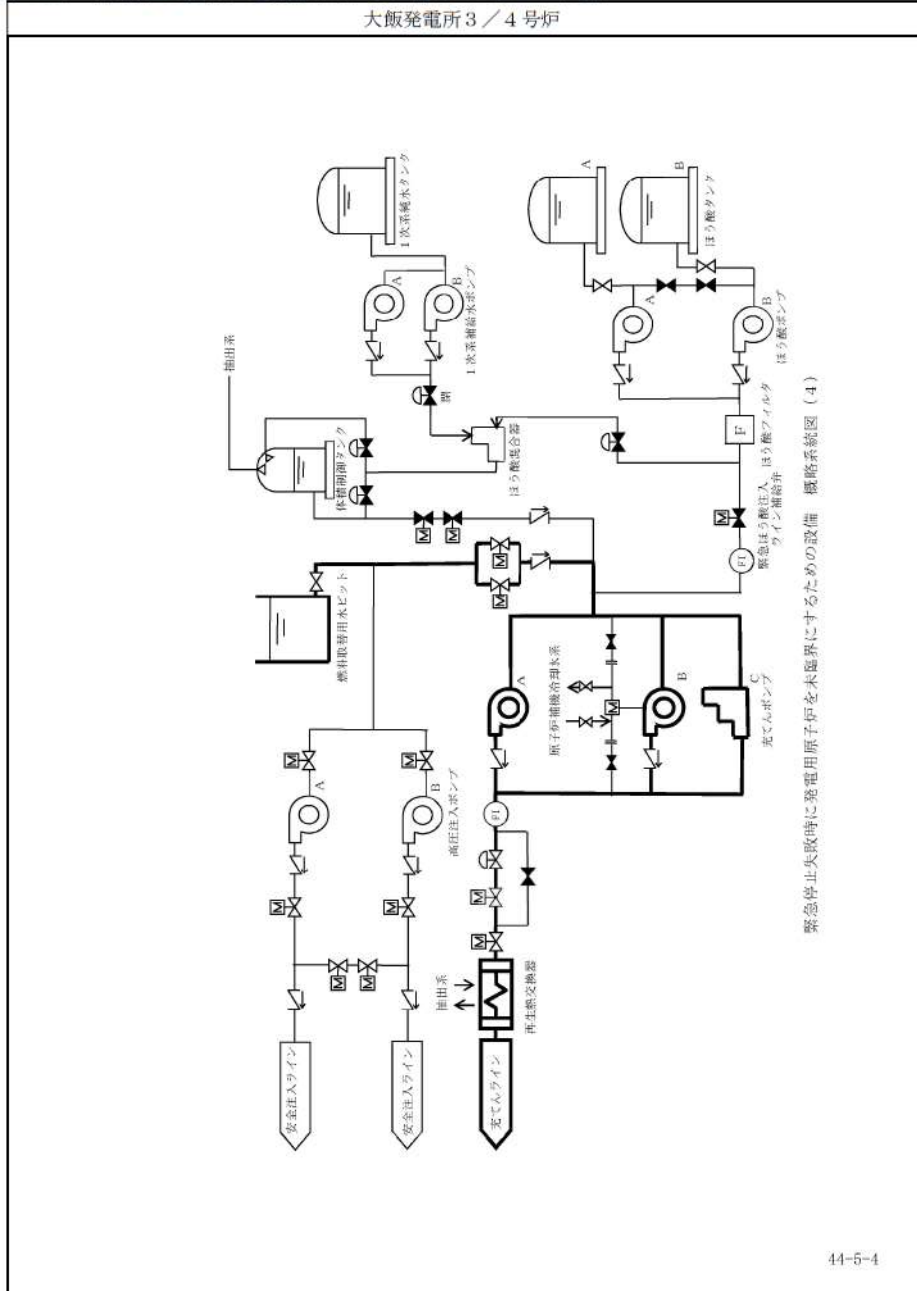
44-4-5

相違理由

■ 記載方針の相違
 (女川審査実績の反
 例)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>44-5 容量設定根拠</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>2. 水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス 【全交流動力電源喪失＋原子炉補機冷却機能喪失＋RCP シール LOCA】及び 【全交流動力電源喪失＋原子炉補機冷却機能喪失＋RCP シール LOCA が発生しない場合】</p> <p>○水源 補助給水ピット：570m³（有効水量）</p> <p>○水使用パターン 補助給水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器への必要注水量を以下に示す。 【必要注水量内訳】注水温度 40℃</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去 : 11.6m³ （原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他） ② 高温停止状態から冷却維持温度（170℃）までの顕熱除去 : 158.5m³ （1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の顕熱） ③ 蒸気発生器水位回復 : 104.4m³ <p style="text-align: right;">上記①～③の合計 : 249.3m³</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 崩壊熱除去 : 320.7m³ <div data-bbox="1205 751 1861 1161"> </div> <p>補助給水ピットの有効水量 570m³ から、1 次冷却材システムを出力運転状態から 170℃まで減温するために必要な給水量等（249.3m³）を引いた量（320.7m³）の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、7.4 時間後となる。</p> <p>7.4 時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>補助給水ピットへの補給は、海から取水する。</p>	<p>■ 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>○水源評価結果</p> <p>事故後、7.4 時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより、対応可能である。</p> <p>7.4 時間までに、可搬型大型送水ポンプ車により補給が可能なのは成立性評価（所要時間）にて確認した。</p>	<p>■ 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p style="text-align: right;">容-2(1/8)</p> <table border="1" data-bbox="1077 264 1944 437"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>燃料取替用水ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/個</td> <td>□以上(2,000)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は公称値を示す。</p> <p>計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）及びその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備と兼用。</p> <p>最高使用圧力及び温度は、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）に使用する場合の記載事項であり、重大事故等対処設備としての値。</p> <p>【設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準対象施設 <p>設計基準対象施設の燃料取替用水ピットの概要、容量、個数の設定根拠については、平成15年11月21日付け平成15・07・22原第25号にて認可された工事計画の参考資料1-1「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系統設備）」による。</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器内で火災が発生した際、消火要員による消火活動が困難である場合に、原子炉格納容器内にスプレイすることにより、原子炉格納容器全体の雰囲気水を水滴で覆い消火を行うために設置する。</p> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> 	名 称		燃料取替用水ピット	容 量	m ³ /個	□以上(2,000)	最高使用圧力	MPa	大気圧	最高使用温度	℃	95	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>
名 称		燃料取替用水ピット												
容 量	m ³ /個	□以上(2,000)												
最高使用圧力	MPa	大気圧												
最高使用温度	℃	95												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(2/8)</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、加圧器逃がし弁を開操作することでフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第60条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、格納容器再循環サンプ水位が再循環切替可能水位に到達後、格納容器再循環サンプを水源とした高圧注入ポンプは、再循環により炉心へほう酸水の注水を継続することで1次冷却系統をフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第61条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p>	<p>■ 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(3/8)</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とする充てんポンプは、化学体積制御系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ビットを水源とするB-格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p>	<p>■ 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(4/8)</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-充てんポンプは、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、化学体積制御系により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする余熱除去ポンプは、低圧注入系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第62条系統図」による。</p>	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(5/8)</p> <p>燃料取替用水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第66条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる補助給水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次系のフィードアンドブリードの水源として、代替水源である非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p>	<p>■ 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(6/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために設置する。</p> <p>系統構成は、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプは、化学体積制御系統により、炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。さらに、充てんポンプが使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした高压注入ポンプは、ほう酸注入タンクを介して炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第59条系統図」による。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> </div>	<p>■ 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(7/8)</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象時に格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合並びに全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第64条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第65条系統図」による。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設のその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ピットの容量は、原子炉冷却系等施設としての設計基準対象施設と同仕様で設計し、 以上とする。</p>	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(8/8)</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプ等による炉心注入の水源として使用する場合の容量は、有効性評価において格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転又は高圧注入ポンプによる高圧再循環運転、可搬型大型送水ポンプ車及び格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 $\square \text{m}^3$ (注1) が確認されている。</p> <p>また、燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイの水源として使用する場合の容量は、有効性評価において可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給と合わせて、事故後24時間までに可搬型大型送水ポンプ車、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 $\square \text{m}^3$ (注1) が確認されている。</p> <p>以上より、燃料取替用水ピットを重大事故等時に使用する場合の容量は、$\square \text{m}^3$/個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量 $\square \text{m}^3$/個を上回る$2,000 \text{m}^3$/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合の圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度 設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30°Cであるため、これを上回る温度として95°Cとする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合の温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30°Cであることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、30°Cを上回る95°Cとする。</p> <p>(注1) 燃料取替用水ピットの有効水量</p>	<p>■ 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>44-6(1) 工学的安全施設等の作動信号の設定根拠について</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、運転時の異常な過渡変化時の原子炉トリップ失敗事象（ATWS）の兆候を検知した場合又は発生した場合、原子炉を未臨界にするための設備を作動させる信号の設定値の根拠、及び、作動回路の説明図についてまとめたものであり、構成としては緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の概要、作動信号の設定値の設定方法、作動信号の設定値根拠、作動回路の説明図からなっている。</p> <p>2. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の概要</p> <p>ATWS緩和設備は、ATWSが発生するおそれがある場合又は発生した場合に、設計基準事故対処設備により原子炉が停止しない場合には、自動でタービントリップ及び主蒸気隔離を行い、また、補助給水ポンプが起動しない場合には、自動で補助給水ポンプを起動させ、炉心の著しい損傷を防止する設計とする。</p> <p>また、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備によって、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで原子炉を未臨界にする。</p> <p>3. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の設定値の設定方法について</p> <p>緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動信号は、実際のセット値に対して計装誤差を差し引いた値から、実際のセット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲を設定範囲とする。本設定方法により、計装誤差を考慮して規定した設定範囲における緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動が保証される。</p> <p>なお、設定値、セット値等の用語の定義は以下のとおりである。</p>	<p>参考資料1</p> <p>工学的安全施設等の作動信号の設定根拠について</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、運転時の異常な過渡変化時の原子炉トリップ失敗事象（ATWS）の兆候を検知した場合又は発生した場合、発電用原子炉を未臨界にするための設備を作動させる信号の設定値の根拠、及び、作動回路の説明図についてまとめたものであり、構成としては緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の概要、作動信号の設定値の設定方法、作動回路の説明図からなっている。</p> <p>2. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の概要</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は、ATWSが発生するおそれがある場合又は発生した場合に、設計基準事故対処設備により原子炉が停止しない場合には、自動でタービントリップ及び主蒸気ライン隔離を行い、また、補助給水ポンプが起動しない場合には、自動で補助給水ポンプを起動させ、炉心の著しい損傷を防止する設計とする。</p> <p>また、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備によって、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで発電用原子炉を未臨界にする。</p> <p>3. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の設定値の設定方法について</p> <p>緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動信号は、実際のセット値に対して計装誤差を差し引いた値から、実際のセット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲を設定範囲とする。本設定方法により、計装誤差を考慮して規定した設定範囲における緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動が保証される。</p> <p>なお、設定値、セット値等の用語の定義は以下のとおりである。</p>	<p>■資料番号の相違</p> <p>・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>■名称の相違（共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）</p> <p>・泊は、実際の盤名称を用いた設備名称としている。（伊方同様）</p> <p>・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。</p> <p>■名称の相違</p> <p>・主蒸気ライン隔離</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>・泊は、検出器に限らず、アイソ</p>																
<p>表1 設定値根拠の用語の説明</p>	<p>表1 設定値根拠の用語の説明</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設定値 (設定範囲)</td> <td>緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の作動値の許容範囲を表す。セット値に対して計装誤差を差し引いた値から、セット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲とする。</td> </tr> <tr> <td>セット値</td> <td>実機の計装設備にセットする値。</td> </tr> <tr> <td>計装誤差</td> <td>検出器の計器誤差に余裕を加算したもの。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	説明	設定値 (設定範囲)	緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の作動値の許容範囲を表す。セット値に対して計装誤差を差し引いた値から、セット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲とする。	セット値	実機の計装設備にセットする値。	計装誤差	検出器の計器誤差に余裕を加算したもの。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設定値 (設定範囲)</td> <td>緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の作動値の許容範囲を表す。セット値に対して計装誤差を差し引いた値から、セット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲とする。</td> </tr> <tr> <td>セット値</td> <td>実機の計装設備にセットする値。</td> </tr> <tr> <td>計装誤差</td> <td>検出器等の計器誤差に余裕を加算したもの。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	説明	設定値 (設定範囲)	緊急停止失敗時に 発電用 原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の作動値の許容範囲を表す。セット値に対して計装誤差を差し引いた値から、セット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲とする。	セット値	実機の計装設備にセットする値。	計装誤差	検出器等の計器誤差に余裕を加算したもの。	
用語	説明																	
設定値 (設定範囲)	緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の作動値の許容範囲を表す。セット値に対して計装誤差を差し引いた値から、セット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲とする。																	
セット値	実機の計装設備にセットする値。																	
計装誤差	検出器の計器誤差に余裕を加算したもの。																	
用語	説明																	
設定値 (設定範囲)	緊急停止失敗時に 発電用 原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の作動値の許容範囲を表す。セット値に対して計装誤差を差し引いた値から、セット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲とする。																	
セット値	実機の計装設備にセットする値。																	
計装誤差	検出器等の計器誤差に余裕を加算したもの。																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	相違理由
計装誤差	検出器などの計器誤差に余裕を加算したもの。		レーションカードやバイステープルカードによる誤差も含むことを表現している。(伊方同様)
伊方の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載			

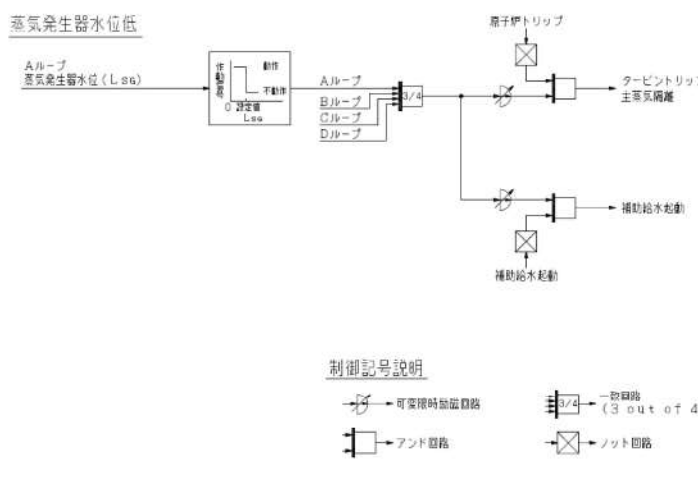
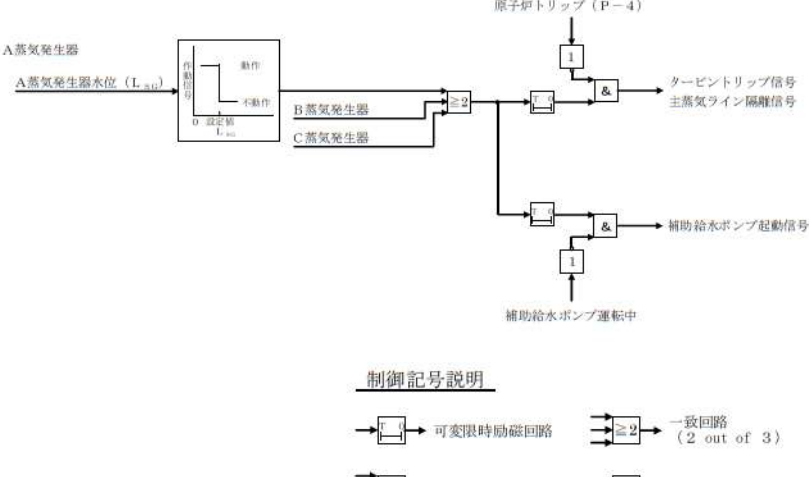
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
4. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の設定値根拠		4. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の設定値根拠		■記載表現の相違
名称	蒸気発生器水位低	名称	蒸気発生器水位低	
目的/機能	原子炉トリップ失敗時に蒸気発生器の水位が低下した場合には、原子炉を安全に停止するため、3 ループ以上の蒸気発生器の水位低の信号で補助給水ポンプを起動させ、タービントリップさせるとともに、主蒸気隔離を行う。	目的/機能	原子炉トリップ失敗時に蒸気発生器の水位が低下した場合には、原子炉を安全に停止するため、2 ループ以上の蒸気発生器の水位低の信号で補助給水ポンプを起動させ、タービントリップさせるとともに、主蒸気ライン隔離を行う。	■設備の相違(ループ数 伊方同様) ・泊(3ループ)と大飯(4ループ)にてループ数が異なるが、「蒸気発生器水位低」信号にてATWS緩和設備を動作する構成と同様。(伊方同様)
設定値	計器スパンの7%以上、かつ、11%以下 (計器スパンの9% ± 2%以内)	設定値	計器スパンの7%以上、かつ、11%以下 (計器スパンの9% ± 2%以内)	
<p>【設定根拠】</p> <p>ATWS緩和設備から発信する作動信号のセット値は、「蒸気発生器水位低」による原子炉トリップに対して本設備からの不必要な作動信号発信を防止するため、「蒸気発生器水位低」原子炉トリップ信号のセット値である13%から、原子炉トリップ信号を発信する安全保護系計装設備の計装誤差(2%)および本設備の計装誤差(2%)を差し引き、9%に設定する。</p> <p>設定値は、セット値から計装誤差である2%を差し引いても確実に作動する7%以上、かつ、セット値に計装誤差である2%を加算しても本設備の不必要な動作を防止できる11%以下とする。</p>		<p>【設定根拠】</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)から発信する作動信号のセット値は、「蒸気発生器水位低」による原子炉トリップに対して本設備からの不必要な作動信号発信を防止するため、「蒸気発生器水位低」原子炉トリップ信号のセット値である13%から、原子炉トリップ信号を発信する安全保護系計装設備の計装誤差(2%)および本設備の計装誤差(2%)を差し引き、9%に設定する。</p> <p>設定値は、セット値から計装誤差である2%を差し引いても確実に作動する7%以上、かつ、セット値に計装誤差である2%を加算しても本設備の不必要な動作を防止できる11%以下とする。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動回路の説明図</p> <p>緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動回路の説明図を図1に示す。</p>  <p>図1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動回路の説明図</p>	<p>5. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動回路の説明図</p> <p>緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動回路の説明図を図1に示す。</p>  <p>図1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動回路の説明図</p>	<p>相違理由</p> <p>■記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">44-6 単線結線図</p>	<p>■ 記載方針の相違 (女川審査実績の反 照)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">図 4-4-6-1 交流電源単線結線図</p> <p style="text-align: right;">*1：常設代替交流電源設備の主要設備 *2：可搬型代替交流電源設備の主要設備 *3：代替所内電気設備の主要設備</p>	<p>■ 記載方針の相違 (女川審査実績の反 映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■ 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

図4-6-2 直流電源単線結線図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>44-6(2) ATWS緩和設備について</p> <div data-bbox="159 839 981 927" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>44-5(2) 多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）について</p> <p>伊方の設置許可SA44条まとめ資料より参考掲載</p> </div>	<p>44-7 共通要因故障対策盤（自動制御盤）(ATWS緩和設備)について</p>	<p>■資料番号の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■名称の相違(共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備))</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、実際の盤名称を用いた設備名称としている。(伊方同様) 以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、運転時の異常な過渡変化時において、原子炉を緊急に停止することができない事象（ATWS）が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合において、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために必要な設備について説明する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>原子炉を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合において、自動的にタービントリップ及び主蒸気隔離させることにより1次冷却材温度を上昇させ、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を低下させるとともに、補助給水ポンプを自動起動し、蒸気発生器2次側保有水量の減少を抑制し、低下した原子炉出力に相当する発生熱を蒸気発生器を介して除去することで、原子炉冷却材圧力バウダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持し、炉心の著しい損傷を防止するための設備（以下、ATWS緩和設備）を設置する。</p> <p>また、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備の操作により、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで原子炉を未臨界にする。</p> <p>3. ATWS緩和設備の設計方針</p> <p>ATWS緩和設備の設計方針を以下に示す。自動作動設備について主要設備の構成を5章に示す。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、運転時の異常な過渡変化時において、原子炉を緊急に停止することができない事象（ATWS）が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合において、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために必要な設備について説明する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>原子炉を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合において、自動的にタービントリップ及び主蒸気ライン隔離させることにより1次冷却材温度を上昇させ、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を低下させるとともに、補助給水ポンプを自動起動し、蒸気発生器2次側保有水量の減少を抑制し、低下した原子炉出力に相当する発生熱を蒸気発生器を介して除去することで、原子炉冷却材圧力バウダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持し、炉心の著しい損傷を防止するための設備（以下、共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備））を設置する。</p> <p>また、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備の操作により、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで原子炉を未臨界にする。</p> <p>3. 共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）の設計方針</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）の設計方針を以下に示す。また、主要設備の構成を5章に示す。</p>	<p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 既許可を踏襲し、泊は〈法令引用箇所を除き〉読点を「。」としている。 以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 主蒸気ライン隔離
<p>多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）の設計方針を以下に示す。また、主要設備の構成を5章に示す。</p> <p style="text-align: right;">伊方の設置許可 SA44条まとめ資料より参考掲載</p>		<p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、名称に「自動」の意味を含むため、「自動作動設備」との読み替えは不要（伊方同様）
<p>(1)環境条件</p> <p>ATWS緩和設備は、想定する重大事故（ATWS）が発生した場合における環境条件下において、必要な機能を果たすことができる設計とする。</p> <p>自動作動設備については、具体的には以下の条件で所定の機能を維持する設計とする。</p>	<p>(1)環境条件</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は、想定する重大事故（ATWS）が発生した場合における環境条件下において、必要な機能を果たすことができる設計とする。</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）については、具体的には以下の条件で所定の機能を維持する設計とする。</p>	<p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、名称に「自動」の意味を含むため、「自動作動設備」との読み替えは不要（伊方同様）
<p>多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）については、具体的には以下の条件で所定の機能を維持する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">伊方の設置許可 SA44条まとめ資料より参考掲載</p>		
<p>温度：0～50℃ 圧力：大気圧</p>	<p>温度：0～50℃ 圧力：大気圧</p>	
<p>(2)操作性</p> <p>ATWS緩和設備は、必要な信号を自動的に発信する設計としており、操作性に関する設</p>	<p>(2)操作性</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は、必要な信号を自動的に発信する設</p>	

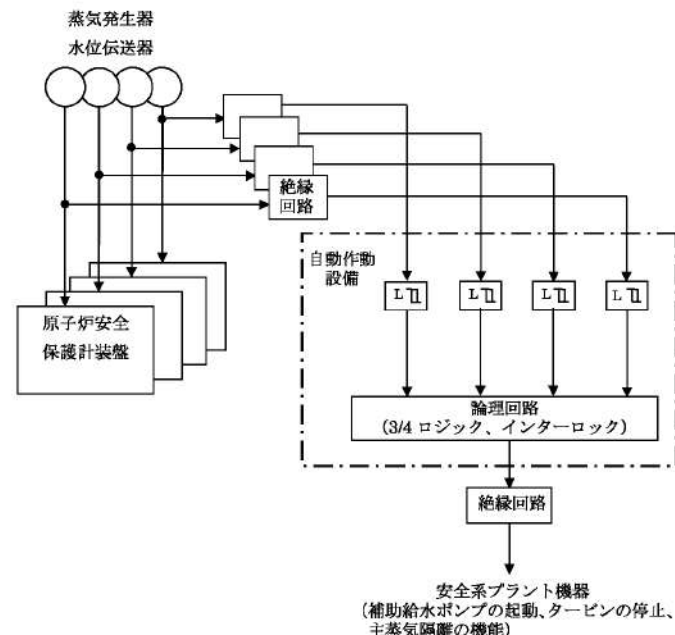
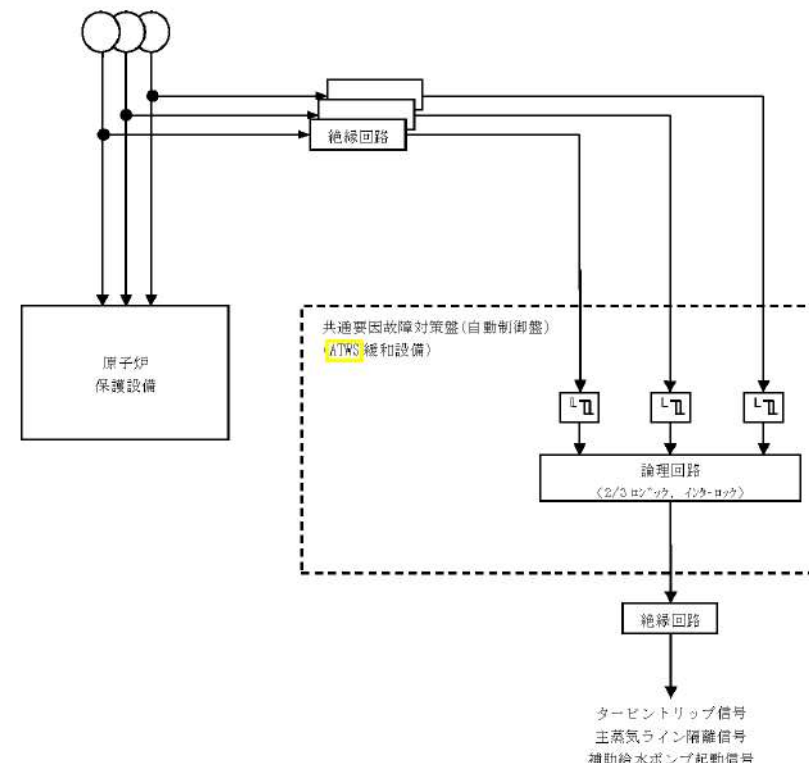
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>計上の考慮は不要である。</p> <p>(3) 悪影響防止 A T W S緩和設備の自動作動機能は、万が一故障が生じて、設計基準事故対処設備の安全保護系に悪影響を与えないように、安全保護系とは電気的に分離を図る設計とする。</p> <p>(4) 耐震性 A T W S緩和設備は、耐震Sクラスの耐震性を有する設計とする。</p> <p>(5) 耐津波性 A T W S緩和設備は、津波の影響を受けない場所に設置するものとする。</p> <p>(6) 多様性 A T W S緩和設備は、検出器信号の出力から自動作動信号の出力までを原子炉停止機能を有する安全保護系とは独立した回路で実現することにより、原子炉停止機能を有する安全保護系とは多様性を有する設計とする。</p> <p>4. 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備 化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備の操作により、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで原子炉を未臨界にする。 化学体積制御設備のほう酸ポンプ及び充てんポンプを必要に応じて、手動起動し、ほう酸タンクのほう酸水を1次冷却材管を経て、炉心に注入する。 化学体積制御設備の充てんポンプを中央制御室の操作スイッチにより手動起動し、非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットのほう酸水を1次冷却材管を経て、炉心に注入する。 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備は、耐震Sクラスの耐震性を有するものとし、また、津波の影響を受けない場所への配置とする。 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備は、通常時、設計基準事故時及び重大事故時において、使用するものと同一の機能、系統構成であり、他の設備に対して悪影響を及ぼすことはない。</p>	<p>計としており、操作性に関する設計上の考慮は不要である。</p> <p>(3) 悪影響防止 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)の自動作動機能は、万が一故障が生じて、設計基準事故対処設備の安全保護系に悪影響を与えないように、安全保護系とは電気的に分離を図る設計とする。</p> <p>(4) 耐震性 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)は、耐震Sクラスの耐震性を有する設計とする。</p> <p>(5) 耐津波性 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)は、津波の影響を受けない場所に設置するものとする。</p> <p>(6) 多様性 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)は、検出器信号の出力から自動作動信号の出力までを原子炉停止機能を有する安全保護系とは独立した回路で実現することにより、原子炉停止機能を有する安全保護系とは多様性を有する設計とする。</p> <p>4. 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備 化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備の操作により、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで原子炉を未臨界にする。 化学体積制御設備のほう酸ポンプ及び充てんポンプを必要に応じて、手動起動し、ほう酸タンクのほう酸水を1次冷却材管を経て、炉心に注入する。 化学体積制御設備の充てんポンプを中央制御室の操作スイッチにより手動起動し、非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットのほう酸水を1次冷却材管を経て、炉心に注入する。 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備は、耐震Sクラスの耐震性を有するものとし、また、津波の影響を受けない場所への配置とする。 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備は、通常時、設計基準事故時及び重大事故時において、使用するものと同一の機能、系統構成であり、他の設備に対して悪影響を及ぼすことはない。</p>	<p></p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. ATWS緩和設備の構成</p> <p>タービントリップ、主蒸気隔離、補助給水ポンプ起動の自動作動について、主要な設備構成を図1に示す。</p>  <p>図1 ATWS 緩和設備の構成</p>	<p>5. 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の構成</p> <p>タービントリップ、主蒸気ライン隔離、補助給水ポンプ起動の自動作動について、主要な設備構成を図1に示す。</p>  <p>図1 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の構成</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ■名称の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離 ■設備の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・泊(3ループ)と大阪(4ループ)にてループ数が異なるが、「蒸気発生器水位低」信号にてATWS緩和設備を作動する構成は同様。(伊方同様)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>蒸気発生器 水位伝送器</p> <p>絶縁回路</p> <p>原子炉 保護設備</p> <p>多様化自動作動装置 (ATWS緩和設備)</p> <p>論理回路 (2/3ロジック、インターロック)</p> <p>絶縁回路</p> <p>タービントリップ信号 主蒸気ライン隔離信号 補助給水ポンプ起動信号</p> <p>伊方の設置許可SA44条まとめ資料より参考掲載</p>		

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>44-6(3) ATWS緩和設備に関する健全性について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>44-5(3) 多様化自動作動盤(ATWS緩和設備)に関する健全性について</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">伊方の設置許可 SA44条まとめ資料より参考掲載</p> </div>	<p>44-8 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)に関する健全性について</p>	<p>■資料番号の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■名称の相違(共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、実際の盤名称を用いた設備名称としている。(伊方同様) ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 設計方針</p> <p>(1) 設置目的</p> <p>ATWS緩和設備は、「運転時の異常な過渡変化」時に原子炉トリップに失敗し制御棒が緊急挿入できない事象（以下、ATWSという。）が発生した場合に、炉心の著しい損傷を防止し、原子炉冷却材圧力パウンダリの健全性を確保することを目的とする。</p> <p>(2) ATWSの発生要因</p> <p>ATWSの発生要因としては、安全保護系における以下の共通要因故障の想定および、以下理由により、原子炉トリップ信号が発信しても原子炉トリップしゃ断器の開放に失敗し、制御棒落下機能が喪失することを想定する。</p> <p>① デジタル安全保護系の機能喪失</p> <p>② 原子炉トリップしゃ断器開失敗による制御棒落下機能喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップしゃ断器は多重性・独立性を有した設計としているが、機械的な要因により動作不良が発生する可能性は否定できない。 海外で原子炉トリップしゃ断器の不具合によりATWSが発生した事例がある。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ATWSの発生要因としては、安全保護系（原子炉緊急停止系）の故障により、原子炉緊急停止系作動回路によるトリップ信号が発信せず、原子炉スクラムに失敗することを想定する。</p> <p style="text-align: right;">柏崎の設置許可SA44条まとめ資料より参考掲載</p> </div> <p>(3) ATWS緩和設備に要求される機能</p> <p>ATWS緩和設備には、①原子炉出力を抑制する、②1次系の過圧を防止することが求め</p>	<p>1. 設計方針</p> <p>(1) 設置目的</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)は、「運転時の異常な過渡変化」時に原子炉トリップに失敗し制御棒が緊急挿入できない事象（以下、ATWSという。）が発生した場合に、炉心の著しい損傷を防止し、原子炉冷却材圧力パウンダリの健全性を確保することを目的とする。</p> <p>(2) ATWSの発生要因</p> <p>ATWSの発生要因としては、安全保護系における以下の故障の想定及び、以下理由により、原子炉トリップ信号が発信しても原子炉トリップ遮断器の開放に失敗し、制御棒落下機能が喪失することを想定する。</p> <p>① 原子炉保護設備の機能喪失</p> <p>② 原子炉トリップ遮断器開失敗による制御棒落下機能喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップ遮断器は多重性・独立性を有した設計としているが、機械的な要因により動作不良が発生する可能性は否定できない。 海外で原子炉トリップ遮断器の不具合によりATWSが発生した事例がある。 <p>(3) 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)に要求される機能</p> <p>ATWS緩和設備には、①原子炉出力を抑制する、②1次冷却系の過圧を防止することが求</p>	<p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 既許可を踏襲し、泊は（法令引用箇所を除き）読点を「、」としている。 以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■記載表現の相違（及び）</p> <ul style="list-style-type: none"> 以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップ遮断器 <p>■設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全保護系のうちデジタル計算機の範囲が、泊(原子炉安全保護器、工学的安全施設作動盤、安全系現場制御監視盤)と大飯(原子炉安全保護計装盤)とで異なる。 ここで、ATWSの発生要因としては、技術的能力1.1に記載のとおり、安全保護系のうち原子炉トリップに係る機能を有する範囲の故障を想定している。 大飯は、当該の故障想定範囲とデジタル安全保護系の範囲とが一致しているが、泊は異なるため、当該の故障想定範囲を示す用語である「原子炉保護設備」と記載している。 なお、炉型の相違により設備構成は異なるが、安全保護系のデジタル化範囲が泊と同等である柏崎も、同様に「原子炉緊急停止系」と記載している。

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>られており、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の第44条2(2)a)に従い、以下の機能を設けている。</p> <p>①原子炉出力の抑制</p> <p>タービントリップをさせることにより1次系から2次系への除熱を過渡的に悪化させ、1次冷却材温度を上昇させることで減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を低下させる。</p> <p>さらに、本機能を強化するため、主蒸気隔離弁も閉止させる。</p> <p>②1次系の過圧防止</p> <p>低下した原子炉出力に相当する発生熱を、蒸気発生器（以下、SGという。）を介して除去する必要があるため、SG2次側保有水量の減少を抑制することを目的に、補助給水ポンプを起動させる。</p> <p>(4) ATWS緩和設備の作動ロジック</p> <p>ATWS発生時は原子炉トリップ不能であるため、1次系原子炉出力は比較的高い状態を維持するものの、SG2次側保有水量が十分に確保されている限り、1次系から2次系への除熱がバランスする状態で過渡変化は収束する。</p> <p>一方、SG2次側保有水量が確保できない事象発生時に原子炉トリップが失敗した場合、SG水位の低下に伴い、SGを介した1次系から2次系への除熱が急激に悪化するため、1次系が過度に過熱されることとなる。</p> <p>この場合は、SGの水位が低下するため、ATWS緩和設備の作動信号として「蒸気発生器水位低」を選定する。</p> <p>具体的には、ATWS緩和設備の作動ロジックとしては、「蒸気発生器水位低」信号の全ループの一致(4/4ロジック(1ch/SG))となるが、運転中の検出器の故障による不動作を考慮して3/4ロジックとしている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>多様化自動作動盤(ATWS緩和設備)の作動ロジックとしては、「蒸気発生器水位低」信号の全ループの一致(3/3ロジック(1ch/SG))となるが、運転中の検出器の故障による不動作を考慮して2/3ロジックとする。伊方の設置許可SA44条まとめ資料より参考掲載</p> </div> <p>ATWS緩和設備は、設計基準事故対処設備の不動作時に期待される機能であり、ATWS緩和設備の不必要な作動を防止する観点から、正常に原子炉トリップしている場合は主蒸気隔離信号とタービントリップ信号の発信を阻止し、また、正常に補助給水ポンプが起動している場合は補助給水起動信号の発信を阻止することとする。</p>	<p>められており、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の第44条2(2)a)に従い、以下の機能を設けている。</p> <p>①原子炉出力の抑制</p> <p>タービントリップをさせることにより1次冷却系から2次冷却系への除熱を過渡的に悪化させ、1次冷却材温度を上昇させることで減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を低下させる。</p> <p>さらに、本機能を強化するため、主蒸気隔離弁も閉止させる。</p> <p>②1次冷却系の過圧防止</p> <p>低下した原子炉出力に相当する発生熱を、蒸気発生器（以下、SGという。）を介して除去する必要があるため、SG2次側保有水量の減少を抑制することを目的に、補助給水ポンプを起動させる。</p> <p>(4) 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の作動ロジック</p> <p>ATWS発生時は原子炉トリップ不能であるため、原子炉出力は比較的高い状態を維持するものの、SG2次側保有水量が十分に確保されている限り、1次冷却系から2次冷却系への除熱がバランスする状態で過渡変化は収束する。</p> <p>一方、SG2次側保有水量が確保できない事象発生時に原子炉トリップが失敗した場合、SG水位の低下に伴い、SGを介した1次冷却系から2次冷却系への除熱が急激に悪化するため、1次冷却系が過度に過熱されることとなる。</p> <p>この場合は、SGの水位が低下するため、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の作動信号として「蒸気発生器水位低」を選定する。</p> <p>具体的には、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の作動ロジックとしては、「蒸気発生器水位低」信号の全ループの一致(3/3ロジック(1ch/SG))となるが、運転中の検出器の故障による不動作を考慮して2/3ロジックとしている。</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)は、設計基準事故対処設備の不動作時に期待される機能であり、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の不必要な作動を防止する観点から、正常に原子炉トリップしている場合は主蒸気ライン隔離信号とタービントリップ信号の発信を阻止し、また、正常に補助給水ポンプが起動している場合は補助給水ポンプ起動信号の発信を阻止することとする。</p>	<p>相違理由</p> <p>■記載表現の相違(1次冷却系、2次冷却系)</p> <p>・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。</p> <p>■①設備の相違(ループ数、伊方同線)</p> <p>・泊(3ループ)と大飯(4ループ)にてループ数が異なるが、「蒸気発生器水位低」信号にてATWS緩和設備を作動する構成は同様、(伊方同線)</p> <p>・以降、同様の相違は「■①設備の相違(ループ数、伊方同線)」のみ記載し、相違理由の詳細を省略する。</p> <p>■名称の相違</p> <p>・主蒸気ライン隔離</p> <p>・補助給水ポンプ起動信号</p>

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) ATWS緩和設備の不具合による安全保護系への影響防止対策</p> <p>ATWS緩和設備（安全保護アナログ盤を含む。以下同じ。）の故障による安全保護系の誤動作を防止するため、以下の対策を設計上考慮している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>多様化自動作動盤（ATWS 緩和設備）故障による安全保護系の誤動作を防止するため、以下の対策を考慮した設計としている。</p> <p style="text-align: center;">伊方の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載</p> </div> <p>a. ATWS緩和設備の内部構成を多重化し、単一故障により誤動作しない設計としている。</p> <p>b. 本設備は作動信号を発信する際に出力を出す設計をしており、駆動源である電源の喪失が生じた場合に誤信号を発信しない。なお、本設備が電源喪失した場合は中央制御室に警報を発信することから、故障を早期に把握し、復旧対応を行うことが可能である。</p> <p>c. ATWS緩和設備は安全保護系からSG水位等の信号を取り込み、作動信号を安全保護系に出力しているが、安全保護系に対して電気的、物理的分離を図ることにより、不具合の波及を防止する設計とする。</p> <p>(6) ATWS緩和設備の信頼性評価</p> <p>ATWS緩和設備（安全保護アナログ盤を含む。以下同じ。）の信頼性評価結果として、プラント稼動性に影響を与えるような誤動作率、および不動作となる発生頻度を表1に示す。表1より、本設備の誤動作によりプラント外乱が発生する頻度は、PRAにおける過渡事象の発生頻度である 1.1×10^{-1} / 炉年に比べ十分小さく、また、不動作の発生頻度も十分に小さいことから、高い信頼性を有している。</p> <p>なお、誤動作率、不動作の発生頻度の評価の詳細は、表1に示す。</p>	<p>(5) 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS 緩和設備)の不具合による安全保護系への影響防止対策</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS 緩和設備)の故障による安全保護系の誤動作を防止するため、以下の対策を設計上考慮している。</p> <p>a. 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS 緩和設備)の内部構成を多重化し、単一故障により誤動作しない設計としている。</p> <p>b. 本設備は作動信号を発信する際に出力を出す設計をしており、駆動源である電源の喪失が生じた場合に誤信号を発信しない。なお、本設備が電源喪失した場合は中央制御室に警報を発信することから、故障を早期に把握し、復旧対応を行うことが可能である。</p> <p>c. 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS 緩和設備)は安全保護系からSG水位等の信号を取り込み、作動信号を安全保護系に出力しているが、安全保護系に対して電気的、物理的分離を図ることにより、不具合の波及を防止する設計とする。</p> <p>(6) 共通要因故障対策盤(自動制御盤)の信頼性評価</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS 緩和設備)の信頼性評価結果として、プラント稼動性に影響を与えるような誤動作率、及び不動作となる発生頻度を表1に示す。表1より、本設備の誤動作によりプラント外乱が発生する頻度は、PRAにおける過渡事象の発生頻度である 1.1×10^{-1} / 炉年に比べ十分小さく、また、不動作の発生頻度も十分に小さいことから、高い信頼性を有している。</p> <p>なお、誤動作率、不動作の発生頻度の評価の詳細は、表1に示す。</p>	<p>■②記載表現の相違(ATWS緩和設備、伊方同様)</p> <p>・泊は、設備名称から「共通要因故障対策盤(自動制御盤)」（大阪の安全保護アナログ盤と同様の機能）を含むことが自明のため、「(共通要因故障対策盤(自動制御盤)を含む)は記載しない。(伊方同様)」</p> <p>・以降、同様の相違は「②記載表現の相違(ATWS緩和設備、伊方同様)」のみ記載し、相違理由の詳細を省略する。</p> <p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 100px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p style="text-align: center;">表1 ATWS緩和設備の信頼性評価結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>ATWS緩和設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誤動作率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不動作の発生頻度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主蒸気隔離、タービントリップ、原子炉トリップ、主給水隔離のいずれかが誤動作する頻度</p> <p>※2：ATWSが発生し、且つATWS緩和機能が不動作である事象が発生する頻度</p>		ATWS緩和設備	誤動作率		不動作の発生頻度		<p style="text-align: center;">表1 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の信頼性評価結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誤動作率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不動作の発生頻度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主蒸気ライン隔離、タービントリップ、原子炉トリップ、主給水隔離のいずれかが誤動作する頻度</p> <p>※2：ATWSが発生し、かつATWS緩和機能が不動作である事象が発生する頻度</p>		共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)	誤動作率		不動作の発生頻度		<p>・以降、同様の相違は「■③設備の相違(信頼性評価結果)」のみ記載し、相違理由の詳細を省略する。</p>
	ATWS緩和設備													
誤動作率														
不動作の発生頻度														
	共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)													
誤動作率														
不動作の発生頻度														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表


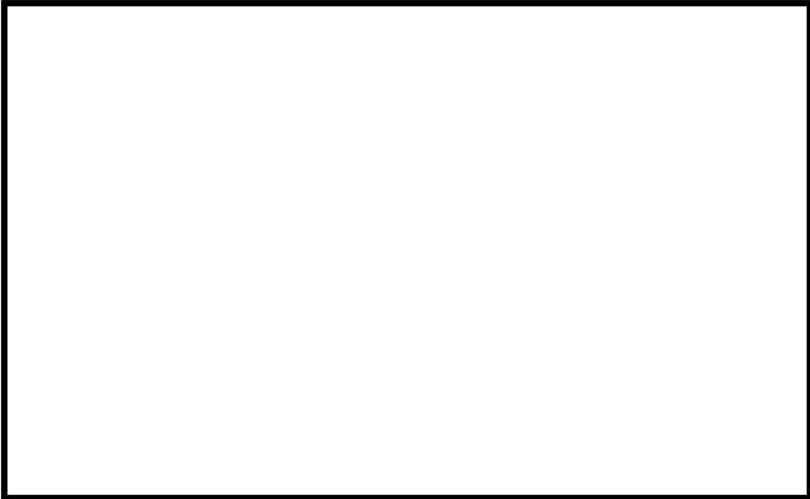

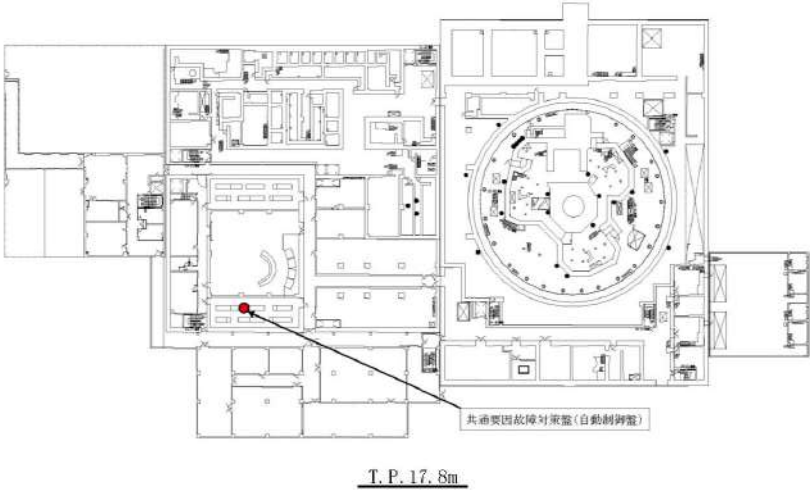
第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(7) ATWS緩和設備が作動する事象及び設備作動時のプラント挙動</p> <p>表2に、添付十で想定されている「運転時の異常な過渡変化」事象に対して、ATWSが発生した場合のプラント挙動、ATWS緩和設備に期待する機能、ATWS緩和設備作動に伴って期待する機能以外が作動することによる事象への影響及び長期的な運転員操作を整理した。</p> <p>表2に示すとおり、「運転時の異常な過渡変化」事象のうち「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」、「原子炉冷却材流量の部分喪失」、「外部電源喪失」、「主給水流量喪失」及び「負荷の喪失」において、ATWSが発生した場合には、事象発生後の主蒸気流量と主給水流量のミスマッチに伴い、蒸気発生器水位が低下し、ATWS緩和設備が作動する。それに伴い①主蒸気隔離信号、②タービントリップ及び③補助給水ポンプ起動信号が発信する。ATWS緩和設備が作動する全事象において、③の機能は期待しているが、「主給水流量喪失」以外の事象は、①及び②の機能を期待していない。しかしながら、その機能の動作による影響は、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により出力を抑制する方向となるため、プラントへ悪影響を及ぼすものではない。</p> <p>また、上で挙げた以外の「運転時の異常な過渡変化」事象は、ATWS緩和設備が作動しない。これらの事象は、主給水流量が喪失していないため、蒸気発生器水位の低下に時間的余裕があり、また、ある出力状態でプラントはバランスするため、運転員による手動原子炉トリップ、補助給水ポンプ起動及びほう酸注入で対応が可能である。</p> <p>以上より、「運転時の異常な過渡変化」時においてATWSが発生した場合でも、ATWS緩和設備によりプラントに著しい影響を与えることにはならない。また、ATWS緩和設備が作動しない事象についても、運転員操作により、プラントに著しい影響を与えることにはならない。</p>	<p>(7) 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)が作動する事象及び設備作動時のプラント挙動</p> <p>表2に、添付十で想定されている「運転時の異常な過渡変化」事象に対して、ATWSが発生した場合のプラント挙動、ATWS緩和設備に期待する機能、ATWS緩和設備作動に伴って期待する機能以外が作動することによる事象への影響及び長期的な運転員操作を整理した。</p> <p>表2に示すとおり、「運転時の異常な過渡変化」事象のうち「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」、「原子炉冷却材流量の部分喪失」、「外部電源喪失」、「主給水流量喪失」及び「負荷の喪失」において、ATWSが発生した場合には、事象発生後の主蒸気流量と主給水流量のミスマッチに伴い、蒸気発生器水位が低下し、ATWS緩和設備が作動する。それに伴い①主蒸気ライン隔離信号、②タービントリップ信号及び③補助給水ポンプ起動信号が発信する。ATWS緩和設備が作動する全事象において、③の機能は期待しているが、「主給水流量喪失」以外の事象は、①及び②の機能を期待していない。しかしながら、その機能の動作による影響は、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により出力を抑制する方向となるため、プラントへ悪影響を及ぼすものではない。</p> <p>また、上で挙げた以外の「運転時の異常な過渡変化」事象は、ATWS緩和設備が作動しない。これらの事象は、主給水流量が喪失していないため、蒸気発生器水位の低下に時間的余裕があり、また、ある出力状態でプラントはバランスするため、運転員による手動原子炉トリップ、補助給水ポンプ起動及びほう酸注入で対応が可能である。</p> <p>以上より、「運転時の異常な過渡変化」時においてATWSが発生した場合でも、ATWS緩和設備によりプラントに著しい影響を与えることにはならない。また、ATWS緩和設備が作動しない事象についても、運転員操作により、プラントに著しい影響を与えることにはならない。</p>	<p>■記載表現の相違</p> <p>■名符の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離 ・タービントリップ信号

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉				泊発電所3号炉				相違理由
現象名	運転交代時での原子炉トリップ番号	トリップ発作継続時間	A.TWS緊急停止時中のプラント挙動	A.TWS感知設備が検知する作動している機器	A.TWS緊急停止後より作動している機器	A.TWS緊急停止後より作動している機器	表題中のプラント現象のために必要な運転員操作	
原子炉炉心温度の異常な過渡変化	原子炉圧力高	約8秒後 (加圧蒸気圧力制御系作動) 約6秒後 (加圧蒸気圧力制御系不動作)	<p>＜安全解析上の現象概要＞ 過渡変化発生とともに主給水の流量を確保するため、蒸気発生炉2次側保水が確保し、主給水からの流量が低下するため、1次側冷却水圧力上昇により、原子炉炉心温度の異常な過渡変化が認められることとなる。</p> <p>＜原因＞ 蒸気発生炉2次側保水の確保が不十分であることとなる。</p> <p>＜安全解析上の現象概要＞ 原子炉圧力の低下により、DNBRが低下することとなる。DNBRが低下すると、炉心での沸騰が促進し、原子炉圧力が低下することとなる。DNBRが低下すると、炉心での沸騰が促進し、原子炉圧力が低下することとなる。DNBRが低下すると、炉心での沸騰が促進し、原子炉圧力が低下することとなる。</p> <p>＜対策＞ 原子炉圧力の低下により、DNBRが低下することとなる。DNBRが低下すると、炉心での沸騰が促進し、原子炉圧力が低下することとなる。DNBRが低下すると、炉心での沸騰が促進し、原子炉圧力が低下することとなる。</p>	<p>①制御系水ポンプ ②給排水ポンプ</p>	<p>本現象は、蒸気発生炉2次側保水の確保が不十分であることとなる。蒸気発生炉2次側保水の確保が不十分であることとなる。蒸気発生炉2次側保水の確保が不十分であることとなる。</p>	<p>プラントの過渡停止後には、原子炉圧力が低下することとなる。DNBRが低下することとなる。DNBRが低下すると、炉心での沸騰が促進し、原子炉圧力が低下することとなる。</p>	<p>プラントの過渡停止後には、原子炉圧力が低下することとなる。DNBRが低下することとなる。DNBRが低下すると、炉心での沸騰が促進し、原子炉圧力が低下することとなる。</p>	
出力運転中の炉心温度の異常な過渡変化	過大温度AT高	約55秒後	<p>＜安全解析上の現象概要＞ 原子炉圧力の低下により、DNBRが低下することとなる。DNBRが低下すると、炉心での沸騰が促進し、原子炉圧力が低下することとなる。DNBRが低下すると、炉心での沸騰が促進し、原子炉圧力が低下することとなる。</p> <p>＜原因＞ 原子炉圧力の低下により、DNBRが低下することとなる。DNBRが低下すると、炉心での沸騰が促進し、原子炉圧力が低下することとなる。DNBRが低下すると、炉心での沸騰が促進し、原子炉圧力が低下することとなる。</p> <p>＜対策＞ 原子炉圧力の低下により、DNBRが低下することとなる。DNBRが低下すると、炉心での沸騰が促進し、原子炉圧力が低下することとなる。DNBRが低下すると、炉心での沸騰が促進し、原子炉圧力が低下することとなる。</p>	<p>蒸気発生炉2次側保水ポンプが作動しない。</p>	<p>蒸気発生炉2次側保水ポンプが作動しない。</p>	<p>蒸気発生炉2次側保水ポンプが作動しない。</p>	<p>蒸気発生炉2次側保水ポンプが作動しない。</p>	
原子炉炉心温度の異常な過渡変化	原子炉圧力低	約81秒後	<p>＜安全解析上の現象概要＞ 原子炉圧力の低下により、DNBRが低下することとなる。DNBRが低下すると、炉心での沸騰が促進し、原子炉圧力が低下することとなる。DNBRが低下すると、炉心での沸騰が促進し、原子炉圧力が低下することとなる。</p> <p>＜原因＞ 原子炉圧力の低下により、DNBRが低下することとなる。DNBRが低下すると、炉心での沸騰が促進し、原子炉圧力が低下することとなる。DNBRが低下すると、炉心での沸騰が促進し、原子炉圧力が低下することとなる。</p> <p>＜対策＞ 原子炉圧力の低下により、DNBRが低下することとなる。DNBRが低下すると、炉心での沸騰が促進し、原子炉圧力が低下することとなる。DNBRが低下すると、炉心での沸騰が促進し、原子炉圧力が低下することとなる。</p>	<p>蒸気発生炉2次側保水ポンプが作動しない。</p>	<p>蒸気発生炉2次側保水ポンプが作動しない。</p>	<p>蒸気発生炉2次側保水ポンプが作動しない。</p>	<p>蒸気発生炉2次側保水ポンプが作動しない。</p>	

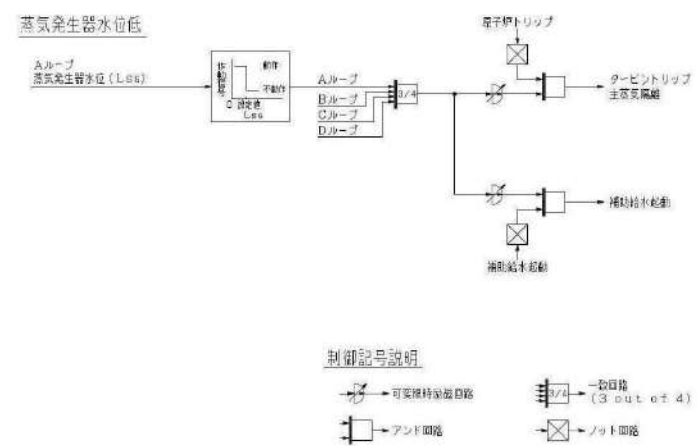
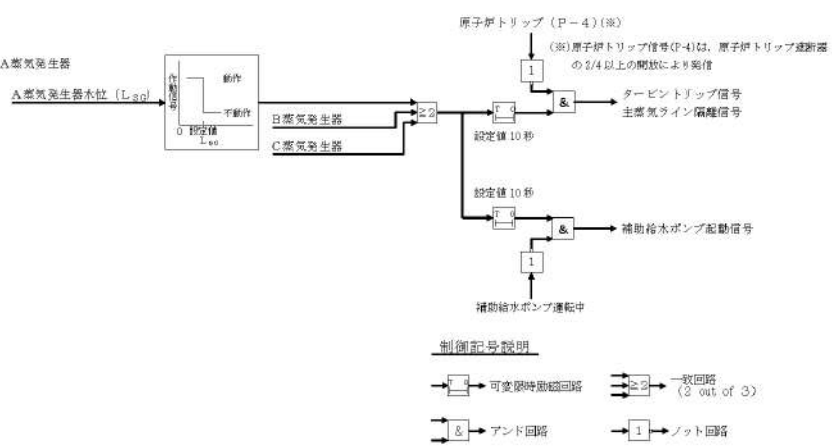
大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 設備概要</p> <p>(1) 機器仕様</p> <p>a. 概要</p> <p>個 数 : 1面/ユニット</p> <p>取付箇所 : 制御建屋 E.L. +21.8m</p> <p>設備概要 : <u>ATWS緩和設備</u></p> <p>ATWS緩和設備は、原子炉停止機能喪失時に、原子炉出力を抑制するための設備の作動信号を、自動的に発信する設備である。ATWS緩和設備の機能は以下のとおり。</p> <p>①蒸気発生器水位低による主蒸気隔離</p> <p>②蒸気発生器水位低によるタービントリップ</p> <p>③蒸気発生器水位低による補助給水起動</p> <p><u>安全保護アナログ盤</u></p> <p>また、ATWS緩和設備が設置される安全保護アナログ盤は、デジタル安全保護系の共通要因故障に対する多様性を備えたバックアップ機能として、上記以外にも以下を有している。</p> <p>④蒸気発生器水位低による原子炉トリップ</p> <p>⑤蒸気発生器水位低による主給水隔離</p> <p>⑥蒸気発生器水位異常高による水位異常高警報発信</p> <p>⑦手動原子炉トリップ等の主要な手動操作器（従来のハード操作器）</p> <p>b. ATWS緩和設備作動信号</p> <p>作動に要する信号 : 蒸気発生器水位低信号 “3 out of 4”</p> <p>設定値 : 計器スパンの 7%以上かつ 11%以下（セット値 : 9%）</p> <p>作動信号（※） : ①主蒸気隔離信号</p> <p>②タービントリップ信号</p> <p>③補助給水起動信号</p> <p>（※）有効性評価では、①主蒸気隔離信号および③補助給水起動信号による機器の動作を想定。</p> <p>作動信号を発信させない条件 : 正常に原子炉トリップしている場合、作動信号①、②の発信を阻止。タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプのいずれかが正常に起動している場合、作動信号③の発信を阻止。</p>	<p>2. 設備概要</p> <p>(1) 機器仕様</p> <p>a. 概要</p> <p>個 数 : 1面/ユニット</p> <p>取付箇所 : 原子炉補助建屋 T.P. 17.8m</p> <p>設備概要 : <u>ATWS緩和設備</u></p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備) は、原子炉停止機能喪失時に、原子炉出力を抑制するための設備の作動信号を、自動的に発信する設備である。ATWS緩和設備の機能は以下のとおり。</p> <p>①蒸気発生器水位低による主蒸気ライン隔離</p> <p>②蒸気発生器水位低によるタービントリップ</p> <p>③蒸気発生器水位低による補助給水ポンプ起動</p> <p><u>共通要因故障対策盤(自動制御盤)</u></p> <p>また、共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備) は、デジタル安全保護系の共通要因故障に対する多様性を備えたバックアップ機能として、上記以外にも以下を有している。</p> <p>④蒸気発生器水位低による原子炉トリップ</p> <p>⑤蒸気発生器水位低による主給水隔離</p> <p>⑥蒸気発生器水位異常高による水位異常高警報発信</p> <p>⑦手動原子炉トリップ等の主要な手動操作器（従来のハード操作器）</p> <p>b. 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備) 作動信号</p> <p>作動に要する信号 : 蒸気発生器水位低信号 “2 out of 3”</p> <p>設定値 : 計器スパンの 7%以上かつ 11%以下（セット値 : 9%）</p> <p>作動信号（※） : ①主蒸気ライン隔離信号</p> <p>②タービントリップ信号</p> <p>③補助給水ポンプ起動信号</p> <p>（※）有効性評価では、①主蒸気ライン隔離信号及び③補助給水ポンプ起動信号による機器の動作を想定。</p> <p>作動信号を発信させない条件 : 正常に原子炉トリップしている場合、作動信号①、②の発信を阻止。タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプのいずれかが正常に起動している場合、作動信号③の発信を阻止。</p>	<p>相違理由</p> <p>■建屋及び立地の相違</p> <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通要因故障対策盤(自動制御盤) ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■記載表現の相違 (デジタル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「技術基準規則 第三十五条(安全保護装置 解除)」に基づき、「デジタル」と記載している。 ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■①設備の相違(ループ数、伊方同称)</p> <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動信号 <p>■記載表現の相違 (又は)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 設定値根拠</p> <p>ATWS緩和設備から発信する作動信号のセット値は、「蒸気発生器水位低」による原子炉トリップに対して本設備からの不必要な作動信号発信を防止するため、「蒸気発生器水位低」原子炉トリップ信号のセット値である13%から、原子炉トリップ信号を発信する安全保護系計装設備の計装誤差(2%) および本設備の計装誤差(2%)を差し引き、9%に設定する。</p>  <p>※セット値：実機の計装設備にセットする値。 計装誤差：検出器などの計器誤差に余裕を加算したもの。</p> <p>(3) 設備概要 a. 設置場所</p> 	<p>(2) 設定値根拠</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS 緩和設備)から発信する作動信号のセット値は、「蒸気発生器水位低」による原子炉トリップに対して本設備からの不必要な作動信号発信を防止するため、「蒸気発生器水位低」原子炉トリップ信号のセット値である13%から、原子炉トリップ信号を発信する安全保護系計装設備の計装誤差(2%)及び本設備の計装誤差(2%)を差し引き、9%に設定する。</p>  <p>※セット値：実機の計装設備にセットする値。 計装誤差：検出器等の計器誤差に余裕を加算したもの。</p> <p>(3) 設備概要 a. 設置場所</p>  <p>■ 建屋及び立地の相違</p>	

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>b. 回路構成</p> <p>(a) ATWS緩和設備・安全保護系設備の回路構成概略および設計上の考慮</p> <p>蒸気発生器 狭域 水位検出器</p> <p>原子炉安全保護計装盤 (CH. I ~ IV)</p> <p>原子炉トリップシヤ断器</p> <p>安全保護アナログ盤</p> <p>安全保護シーケンス盤</p> <p>ハードウェア回路</p> <p>デジタル制御装置</p>	<p>b. 回路構成</p> <p>(a) 共通要因故障対策盤(自動制御盤) ATWS緩和設備・安全保護系設備の回路構成概略及び設計上の考慮</p> <p>S/G狭域水位伝送器</p> <p>原子炉安全保護盤(I)</p> <p>原子炉トリップ遮断器</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)</p> <p>ハードウェア回路</p> <p>デジタル制御装置</p>	<p>相違理由</p> <p>■①設備の相違(ループ数、伊方同設)</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>設計上の考慮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ATWS緩和設備</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計4台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した3/4ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 </td> </tr> <tr> <td>検出部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器ごとに各4台(計16台)設置し、それぞれが独立した構成としている。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護系設備</td> <td>信号処理・ロジック部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 4チャンネルで独立した構成としている。 </td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。 </td> </tr> </tbody> </table>			設計上の考慮	ATWS緩和設備		<ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計4台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した3/4ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 	検出部	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器ごとに各4台(計16台)設置し、それぞれが独立した構成としている。 	安全保護系設備	信号処理・ロジック部	<ul style="list-style-type: none"> 4チャンネルで独立した構成としている。 	電源	<ul style="list-style-type: none"> 各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>設計上の考慮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共通要因故障対策盤(自動制御盤)</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計3台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した2/3ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 </td> </tr> <tr> <td>検出部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器ごとに各4台(計12台)設置し、それぞれが独立した構成としている。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護系設備</td> <td>信号処理・ロジック部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 4チャンネルで独立した構成としている。 </td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。 </td> </tr> </tbody> </table>			設計上の考慮	共通要因故障対策盤(自動制御盤)		<ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計3台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した2/3ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 	検出部	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器ごとに各4台(計12台)設置し、それぞれが独立した構成としている。 	安全保護系設備	信号処理・ロジック部	<ul style="list-style-type: none"> 4チャンネルで独立した構成としている。 	電源	<ul style="list-style-type: none"> 各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。 	<p>相違理由</p> <p>■①設備の相違(ループ数、伊方同設)</p>
		設計上の考慮																										
ATWS緩和設備		<ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計4台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した3/4ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 																										
	検出部	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器ごとに各4台(計16台)設置し、それぞれが独立した構成としている。 																										
安全保護系設備	信号処理・ロジック部	<ul style="list-style-type: none"> 4チャンネルで独立した構成としている。 																										
	電源	<ul style="list-style-type: none"> 各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。 																										
		設計上の考慮																										
共通要因故障対策盤(自動制御盤)		<ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計3台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した2/3ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 																										
	検出部	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器ごとに各4台(計12台)設置し、それぞれが独立した構成としている。 																										
安全保護系設備	信号処理・ロジック部	<ul style="list-style-type: none"> 4チャンネルで独立した構成としている。 																										
	電源	<ul style="list-style-type: none"> 各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。 																										

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>(b)原子炉出力を抑制する設備の作動信号の回路図</p>  <p>蒸気発生器水位低</p> <p>原子炉トリップ</p> <p>タービントリップ 主蒸気隔離</p> <p>補助給水起動</p> <p>制御記号説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 可変遅延回路 アンド回路 一般回路 (3 out of 4) ノット回路 <p><タイマー設定根拠></p> <p>本設備は、安全保護系が不動作時に期待される機能であるため、不要な動作を回避する観点から、作動信号の発信に対してタイマーを設置している。</p> <p>タイマーとしては、安全保護系の作動遅れに余裕を見込んで10秒に設定している。ここで、安全保護系の作動遅れとは、安全保護系により正常に原子炉トリップした場合にATWS緩和設備の動作が抑制されるまでの時間であり、安全保護系の信号遅れ、原子炉トリップしゃ断器の開時間および原子炉トリップ信号(P-4)により、ATWS緩和設備の動作が抑制されるまでの信号遅れを想定した約2秒を考慮したものである。</p> <p style="text-align: center;">表3 ATWS緩和設備作動遅れ時間</p> <table border="1" data-bbox="168 1101 974 1220"> <thead> <tr> <th></th> <th>主蒸気隔離</th> <th>補助給水起動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信号遅れ</td> <td>2秒^{※1}</td> <td>2秒^{※1}</td> </tr> <tr> <td>ATWS緩和設備タイマ</td> <td>10秒^{※2}</td> <td>10秒^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 安全解析上の設計要求 ※2 ATWS緩和設備の設計要求</p>		主蒸気隔離	補助給水起動	信号遅れ	2秒 ^{※1}	2秒 ^{※1}	ATWS緩和設備タイマ	10秒 ^{※2}	10秒 ^{※2}	<p>(b)原子炉出力を抑制する設備の作動信号の回路図</p>  <p>A蒸気発生器</p> <p>原子炉トリップ (P-4) (※)</p> <p>タービントリップ信号 主蒸気ライン隔離信号</p> <p>補助給水起動</p> <p>補助給水ポンプ運転中</p> <p>制御記号説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 可変遅延回路 アンド回路 一般回路 (2 out of 3) ノット回路 <p><タイマー設定根拠></p> <p>本設備は、安全保護系が不動作時に期待される機能であるため、不要な動作を回避する観点から、作動信号の発信に対してタイマーを設置している。</p> <p>タイマーとしては、安全保護系の作動遅れに余裕を見込んで10秒に設定している。ここで、安全保護系の作動遅れとは、安全保護系により正常に原子炉トリップした場合に共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)の動作が抑制されるまでの時間であり、安全保護系の信号遅れ、原子炉トリップ遮断器の開時間及び原子炉トリップ信号(P-4)により、共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)の動作が抑制されるまでの信号遅れを想定した約2秒を考慮したものである。</p> <p style="text-align: center;">表3 ATWS緩和設備作動遅れ時間</p> <table border="1" data-bbox="1030 1085 1836 1220"> <thead> <tr> <th></th> <th>主蒸気ライン隔離</th> <th>補助給水ポンプ起動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信号遅れ</td> <td>2秒^{※1}</td> <td>2秒^{※1}</td> </tr> <tr> <td>ATWS緩和設備タイマ</td> <td>10秒^{※2}</td> <td>10秒^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 安全解析上の設計要求 ※2 ATWS緩和設備の設計要求</p>		主蒸気ライン隔離	補助給水ポンプ起動	信号遅れ	2秒 ^{※1}	2秒 ^{※1}	ATWS緩和設備タイマ	10秒 ^{※2}	10秒 ^{※2}	<p>相違理由</p> <p>■①設備の相違(ループ数、伊方同形)</p> <p>■名称の相違</p> <p>・原子炉トリップ遮断器</p>
	主蒸気隔離	補助給水起動																		
信号遅れ	2秒 ^{※1}	2秒 ^{※1}																		
ATWS緩和設備タイマ	10秒 ^{※2}	10秒 ^{※2}																		
	主蒸気ライン隔離	補助給水ポンプ起動																		
信号遅れ	2秒 ^{※1}	2秒 ^{※1}																		
ATWS緩和設備タイマ	10秒 ^{※2}	10秒 ^{※2}																		

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 安全保護アナログ盤の機能</p> <p>(1) 安全保護アナログ盤の機能について</p> <p>デジタル安全保護系は、ソフトウェアの品質に対する考慮を満足させることにより、多重化された設備が共通の要因で同時に故障を生じる可能性は十分に小さいと考えるが、より一層の信頼性向上を目的として、大飯発電所3号及び4号炉では安全保護系にデジタル設備を適用するにあたり、安全機能を合理的にバックアップするハードウェアを用いた設備として、安全保護アナログ盤を設置している。</p> <p>また、ATWS緩和設備は、安全保護系と同時に安全機能が損なわれることがないように安全保護アナログ盤に設置している。</p> <p>(2) 安全保護アナログ盤の共通要因故障対策機能について</p> <p>a. 共通要因故障対策機能の設計方針</p> <p>安全保護アナログ盤には共通要因故障対策として、デジタル化された安全保護設備が全てフリーズし、安全保護機能の自動作動、手動操作、監視が全て不能となった状態において、「運転時の異常な過渡変化」又は「事故」が発生することを想定して、環境への大量の放射性物質の放出を防止することを目標とした機能を設置している。</p> <p>比較的発生頻度の高い事象（運転時の異常な過渡変化）に対しては、事象進展の防止を図り（異常な過渡変化の段階で事象進展を防止し、原子炉冷却材圧力バウンダリの損傷まで事象を進展させない）、また、発生頻度の低い事象（事故）に対しては炉心損傷を防止することにより、最終的な放射性物質の閉じ込めを行うこととしている。ただし、発生頻度の極めて小さい大中破断LOCAについては、共通要因故障との重ね合わせは対象外としている。（但し、放射性物質の放出防止のため、「閉じ込める」機能は設ける。）</p> <p>具体的には、起因事象の発生頻度と必要な安全機能（「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」）に事象進展速度を考慮して、デジタル安全保護系の共通要因故障が発生した場合にも深層防護の観点から適切な安全機能を確保できる必要最小限の対策を抽出し、それらの機能を有するデジタル安全保護系とは独立の設備（共通要因故障対策設備）を設置している。</p> <p>b. 共通要因故障対策として自動起動が必要な機能</p> <p>起因事象の発生頻度と「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の安全機能の観点から、運転時の異常な過渡変化又は事故と共通要因故障が重畳して発生する場合に、特に早期の作動を要する以下の機能について共通要因故障対策設備から自動起動させることとした。</p>	<p>3. 共通要因故障対策盤（自動制御盤）の機能</p> <p>(1) 共通要因故障対策盤（自動制御盤）の機能について</p> <p>デジタル安全保護系は、ソフトウェアの品質に対する考慮を満足させることにより、多重化された設備が共通の要因で同時に故障を生じる可能性は十分に小さいと考えるが、より一層の信頼性向上を目的として、泊発電所3号炉では安全保護系にデジタル設備を適用するにあたり、安全機能を合理的にバックアップするハードウェアを用いた設備として、共通要因故障対策盤（自動制御盤）を設置している。</p> <p>また、ATWS緩和設備は、安全保護系と同時に安全機能が損なわれることがないように共通要因故障対策盤（自動制御盤）に設置している。</p> <p>(2) 共通要因故障対策盤（自動制御盤）の共通要因故障対策機能について</p> <p>a. 共通要因故障対策機能の設計方針</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）には共通要因故障対策として、デジタル化された安全保護設備がすべてフリーズし、安全保護機能の自動作動、手動操作、監視がすべて不能となった状態において、「運転時の異常な過渡変化」又は「事故」が発生することを想定して、環境への大量の放射性物質の放出を防止することを目標とした機能を設置している。</p> <p>比較的発生頻度の高い事象（運転時の異常な過渡変化）に対しては、事象進展の防止を図り（異常な過渡変化の段階で事象進展を防止し、原子炉冷却材圧力バウンダリの損傷まで事象を進展させない）、また、発生頻度の低い事象（事故）に対しては炉心損傷を防止することにより、最終的な放射性物質の閉じ込めを行うこととしている。ただし、発生頻度の極めて小さい大中破断LOCAについては、共通要因故障との重ね合わせは対象外としている。（但し、放射性物質の放出防止のため、「閉じ込める」機能は設ける。）</p> <p>具体的には、起因事象の発生頻度と必要な安全機能（「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」）に事象進展速度を考慮して、デジタル安全保護系の共通要因故障が発生した場合にも深層防護の観点から適切な安全機能を確保できる必要最小限の対策を抽出し、それらの機能を有するデジタル安全保護系とは独立の設備（共通要因故障対策設備）を設置している。</p> <p>b. 共通要因故障対策として自動起動が必要な機能</p> <p>起因事象の発生頻度と「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の安全機能の観点から、運転時の異常な過渡変化又は事故と共通要因故障が重畳して発生する場合に、特に早期の作動を要する以下の機能について共通要因故障対策設備から自動起動させることとした。</p>	<p>■申請プラントの相違</p>

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【選定した自動起動が必要な機能】 原子炉トリップ、タービントリップ、主給水隔離、補助給水起動</p> <p>c. 共通要因故障対策として自動起動が必要な機能の作動信号 共通要因故障対策として自動起動させる各機能の作動信号を検討するにあたり、添付十の全事象を事象の進展（圧力の上昇等）の観点から以下のように分類した。</p> <p>◇1次系減圧事象：1次系弁の誤開または1次系の破損により、1次系が減圧する事象であり、1次系インベントリの減少により、炉心の健全性が悪化する。</p> <p>◇1次系加圧事象：出力上昇または2次側除熱異常により、1次系が加圧/加熱する事象であり、1次系圧力上昇、DNBRの観点で厳しい。</p> <p>◇2次冷却材喪失事象：2次系弁の誤開または2次系の破損により、1次系が冷却され反応度添加となる事象で、DNBR低下にはつながるものの、炉心健全性の観点では比較的問題は小さい。</p> <p>これらの3つの分類に対し、それぞれ以下の信号で事象を検知するとともに、自動停止（原子炉トリップ/タービントリップ）を行う。</p> <p>◎1次系減圧事象：「加圧器圧力低」 ◎1次系加圧事象：「加圧器圧力高」 ◎2次冷却材喪失事象：「蒸気発生器水位低」</p> <p>また、本信号で自動停止した場合に、主給水が継続して蒸気発生器が満水となると、事象判別が難しくなるため、同時に主給水隔離を行う。（例えば、主給水隔離が遅れて1次系が過冷却となり、加圧器圧力や加圧器水位が低下していくと、1次系の異常な減圧または原子炉冷却材喪失といった事象との判別が難しくなる。）</p> <p>さらに、自動停止後、高温停止状態を維持するには補助給水が必要となるため、安全保護系と同様に、「蒸気発生器水位低」信号により補助給水を自動起動する。</p> <p>なお、「蒸気発生器への過剰給水」については、上述の3つの分類に当てはまらないが、本事象に対しては「蒸気発生器水位異常高」警報を設けることにより事象を検知し、運転員による手動での原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離により事象収束を行うこととしている。</p> <p>以上を整理すると、共通要因故障対策としての安全保護アナログ盤の自動作動信号は下記の通りとなる。</p>	<p>【選定した自動起動が必要な機能】 原子炉トリップ、タービントリップ、主給水隔離、補助給水ポンプ起動</p> <p>c. 共通要因故障対策として自動起動が必要な機能の作動信号 共通要因故障対策として自動起動させる各機能の作動信号を検討するに当たり、添付十の全事象を事象の進展（圧力の上昇等）の観点から以下のように分類した。</p> <p>◇1次冷却系減圧事象：1次冷却系弁の誤開又は1次冷却系の破損により、1次冷却系が減圧する事象であり、1次冷却系インベントリの減少により、炉心の健全性が悪化する。</p> <p>◇1次冷却系加圧事象：出力上昇又は2次側除熱異常により、1次冷却系が加圧/加熱する事象であり、1次冷却系圧力上昇、DNBRの観点で厳しい。</p> <p>◇2次冷却材喪失事象：2次冷却系弁の誤開又は2次冷却系の破損により、1次冷却系が冷却され反応度添加となる事象で、DNBR低下にはつながるものの、炉心健全性の観点では比較的問題は小さい。</p> <p>これらの3つの分類に対し、それぞれ以下の信号で事象を検知するとともに、自動停止（原子炉トリップ/タービントリップ）を行う。</p> <p>◎1次冷却系減圧事象：「加圧器圧力低」 ◎1次冷却系加圧事象：「加圧器圧力高」 ◎2次冷却材喪失事象：「蒸気発生器水位低」</p> <p>また、本信号で自動停止した場合に、主給水が継続して蒸気発生器が満水となると、事象判別が難しくなるため、同時に主給水隔離を行う。（例えば、主給水隔離が遅れて1次冷却系が過冷却となり、加圧器圧力や加圧器水位が低下していくと、1次冷却系の異常な減圧又は原子炉冷却材喪失といった事象との判別が難しくなる。）</p> <p>さらに、自動停止後、高温停止状態を維持するには補助給水が必要となるため、安全保護系と同様に、「蒸気発生器水位低」信号により補助給水ポンプを自動起動する。</p> <p>なお、「蒸気発生器への過剰給水」については、上述の3つの分類に当てはまらないが、本事象に対しては「蒸気発生器水位異常高」警報を設けることにより事象を検知し、運転員による手動での原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離により事象収束を行うこととしている。</p> <p>以上を整理すると、共通要因故障対策としての共通要因故障対策盤（自動制御盤）の自動作動信号は下記の通りとなる。</p>	<p>■名称の相違 ・補助給水ポンプ起動</p> <p>■名称の相違 ・補助給水ポンプ起動</p>

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【安全保護アナログ盤の共通要因故障対策機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①加圧器圧力低による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離 ②加圧器圧力高による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離 ③蒸気発生器水位低による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/補助給水起動 ④蒸気発生器水位異常高による警報発信 <p>(3) 安全保護アナログ盤のATWS緩和機能について</p> <p>安全保護アナログ盤に設置しているATWS緩和設備は、「運転時の異常な過渡変化」発生時の原子炉トリップ失敗時に原子炉出力の抑制及び1次系の過圧を防止する設備を作動させることにより、ATWS事象を緩和するものであり、同設備が有する以下の機能について、有効性を確認している。</p> <p>【安全保護アナログ盤のATWS緩和機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①蒸気発生器水位低によるタービントリップ ②蒸気発生器水位低による主蒸気隔離 ③蒸気発生器水位低による補助給水系起動 <p>2. 安全保護アナログ盤の自動作動機能について</p> <p>前述の通り、多様化自動作動設備には共通要因故障対策機能及びATWS緩和機能を設置している。</p> <p>これらの共通要因故障対策機能とATWS緩和機能を整理すると以下の通りとなる。</p> <p>・安全保護アナログ盤の主な自動作動機能</p> <p>【要素】①蒸気発生器水位低</p> <ul style="list-style-type: none"> ②加圧器圧力低 ③加圧器圧力高 ④蒸気発生器水位異常高 <p>【作動信号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①【要素】①、②、③いずれかによる主蒸気隔離 ②【要素】①、②、③いずれかによるタービントリップ ③【要素】①、②、③いずれかによる原子炉トリップ ④【要素】①、②、③いずれかによる主給水隔離 ⑤【要素】①による補助給水起動 ⑥【要素】④による蒸気発生器水位異常高警報発信 	<p>【共通要因故障対策盤（自動制御盤）の共通要因故障対策機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①加圧器圧力低による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離 ②加圧器圧力高による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離 ③蒸気発生器水位低による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/補助給水ポンプ起動 ④蒸気発生器水位異常高による警報発信 <p>(3) 共通要因故障対策盤（自動制御盤）のATWS緩和機能について</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）に設置しているATWS緩和設備は、「運転時の異常な過渡変化」発生時の原子炉トリップ失敗時に原子炉出力の抑制及び1次冷却系の過圧を防止する設備を作動させることにより、ATWS事象を緩和するものであり、同設備が有する以下の機能について、有効性を確認している。</p> <p>【共通要因故障対策盤（自動制御盤）のATWS緩和機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①蒸気発生器水位低によるタービントリップ ②蒸気発生器水位低による主蒸気ライン隔離 ③蒸気発生器水位低による補助給水ポンプ起動 <p>4. 共通要因故障対策盤（自動制御盤）の自動作動機能について</p> <p>前述の通り、共通要因故障対策盤（自動制御盤）には共通要因故障対策機能及びATWS緩和機能を設置している。</p> <p>これらの共通要因故障対策機能とATWS緩和機能を整理すると以下の通りとなる。</p> <p>・共通要因故障対策盤（自動制御盤）の主な自動作動機能</p> <p>【要素】①蒸気発生器水位低</p> <ul style="list-style-type: none"> ②加圧器圧力低 ③加圧器圧力高 ④蒸気発生器水位異常高 <p>【作動信号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①【要素】①、②、③いずれかによる主蒸気ライン隔離 ②【要素】①、②、③いずれかによるタービントリップ ③【要素】①、②、③いずれかによる原子炉トリップ ④【要素】①、②、③いずれかによる主給水隔離 ⑤【要素】①による補助給水ポンプ起動 ⑥【要素】④による蒸気発生器水位異常高警報発信 	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ■名称の相違 ・補助給水ポンプ起動 <ul style="list-style-type: none"> ■名称の相違 ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動 <ul style="list-style-type: none"> ■名称の相違 ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. ATWS事象時における共通要因故障対策機能作動時のプラント挙動</p> <p>「運転時の異常な過渡変化」事象に対して、ATWSが発生した場合に、ATWS緩和設備作動以外に共通要因故障対策機能が作動する場合がある。その場合のプラントへの影響を整理した。</p> <p>「運転時の異常な過渡変化」事象のうち、「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」、「原子炉冷却材流量の部分喪失」、「外部電源喪失」、「主給水流量喪失」及び「負荷の喪失」については、ATWSが発生した場合に、蒸気発生器の水位が低下するため、ATWS緩和設備が作動する事象である。また、事象発生後の主蒸気流量及び主給水流量のミスマッチに伴う蒸気発生器での除熱の悪化により、1次冷却材温度及び原子炉圧力が上昇するため、共通要因故障対策機能の「加圧器圧力高」信号が発信する可能性がある。しかし、共通要因故障対策機能により作動する機能（原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/主蒸気隔離）は、ATWS緩和設備と同等であるため、作動のタイミングに相違はあるものの、基本的に事象が緩和される方向となり、プラントへの悪影響はない。その後、蒸気発生器水位の低下に伴い補助給水が起動することで安定状態に整定することから、事象が厳しくなることはない。</p> <p>また、「運転時の異常な過渡変化」事象のうち、ATWS緩和設備が作動する事象ではないが、加圧器圧力が低下する事象（「制御棒の落下」、「原子炉冷却材系の異常な減圧」及び「出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動」）については、ATWSが発生した場合に、共通要因故障対策機能の「加圧器圧力低」信号が発信する可能性がある。これらの事象では、原子炉圧力低下による1次冷却材密度低下等により炉心に負の反応度が追加されるため、事象発生後原子炉出力は低下していく。その後、共通要因故障対策機能による「加圧器圧力低」信号により発信する機能（原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/主蒸気隔離）が作動すれば、主蒸気/主給水流量が零となり蒸気発生器での除熱能力が低下するため、一時的に1次冷却材温度が上昇するが、原子炉出力はさらに低下傾向となるため、プラントへの悪影響はない。さらに、蒸気発生器水位の低下に伴い補助給水が起動することで安定状態に整定することから、事象が厳しくなることはない。</p> <p>その他の事象では、ATWS緩和機能及び共通要因故障対策機能が作動することなく、安定状態に落ち着くことから、共通要因故障対策機能による影響はない。</p> <p>以上より、ATWS発生時に共通要因故障対策機能が作動したとしても、プラントに悪影響を及ぼすことはない。</p>	<p>5. ATWS事象時における共通要因故障対策機能作動時のプラント挙動</p> <p>「運転時の異常な過渡変化」事象に対して、ATWSが発生した場合に、ATWS緩和設備作動以外に共通要因故障対策機能が作動する場合がある。その場合のプラントへの影響を整理した。</p> <p>「運転時の異常な過渡変化」事象のうち、「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」、「原子炉冷却材流量の部分喪失」、「外部電源喪失」、「主給水流量喪失」及び「負荷の喪失」については、ATWSが発生した場合に、蒸気発生器の水位が低下するため、ATWS緩和設備が作動する事象である。また、事象発生後の主蒸気流量及び主給水流量のミスマッチに伴う蒸気発生器での除熱の悪化により、1次冷却材温度及び原子炉圧力が上昇するため、共通要因故障対策機能の「加圧器圧力高」信号が発信する可能性がある。しかし、共通要因故障対策機能により作動する機能（原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/主蒸気ライン隔離）は、ATWS緩和設備と同等であるため、作動のタイミングに相違はあるものの、基本的に事象が緩和される方向となり、プラントへの悪影響はない。その後、蒸気発生器水位の低下に伴い補助給水ポンプが起動することで安定状態に整定することから、事象が厳しくなることはない。</p> <p>また、「運転時の異常な過渡変化」事象のうち、ATWS緩和設備が作動する事象ではないが、加圧器圧力が低下する事象（「制御棒の落下」、「原子炉冷却材系の異常な減圧」及び「出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動」）については、ATWSが発生した場合に、共通要因故障対策機能の「加圧器圧力低」信号が発信する可能性がある。これらの事象では、原子炉圧力低下による1次冷却材密度低下等により炉心に負の反応度が追加されるため、事象発生後原子炉出力は低下していく。その後、共通要因故障対策機能による「加圧器圧力低」信号により発信する機能（原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/主蒸気ライン隔離）が作動すれば、主蒸気/主給水流量が零となり蒸気発生器での除熱能力が低下するため、一時的に1次冷却材温度が上昇するが、原子炉出力はさらに低下傾向となるため、プラントへの悪影響はない。さらに、蒸気発生器水位の低下に伴い補助給水ポンプが起動することで安定状態に整定することから、事象が厳しくなることはない。</p> <p>その他の事象では、ATWS緩和機能及び共通要因故障対策機能が作動することなく、安定状態に落ち着くことから、共通要因故障対策機能による影響はない。</p> <p>以上より、ATWS発生時に共通要因故障対策機能が作動したとしても、プラントに悪影響を及ぼすことはない。</p>	<p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動 <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p style="text-align: center;">ATWS緩和設備の信頼性評価について</p> <p>a. ATWS緩和設備の誤動作率の算出方法</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p style="text-align: center;">共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)の信頼性評価について</p> <p>a. 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)の誤動作率の算出方法</p>	<p>相違理由</p> <p>■名称の相違（共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)内ロジック回路）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違に伴い、回路名称も異なる。 ・以降、同様の相違は相違理由欄に記載を省略する。 <p>■設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表


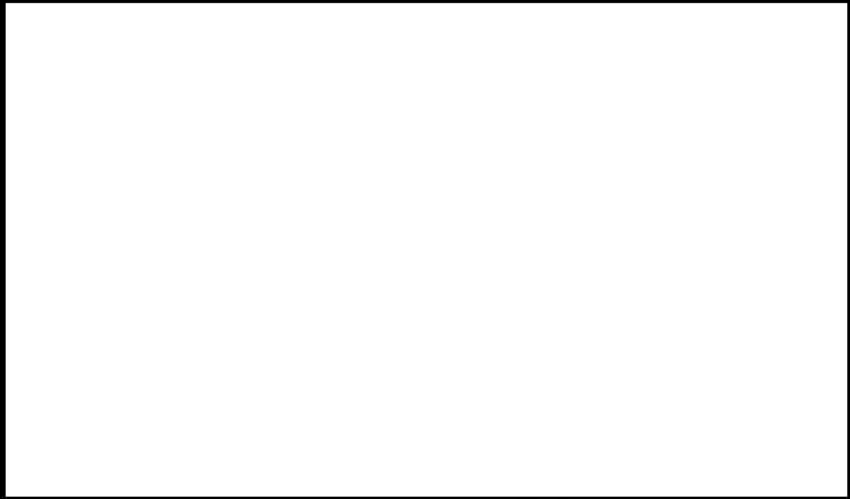

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■名称の相違（共通要因故障対策整（自動制御盤）(ATBS 緩衝設備)内トリップ/補機作動回路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違に伴い、回路名称も異なる。 ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p>
		<p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■①設備の相違(ループ数、伊方同級)</p>
<p>図1 ATWS緩和設備の誤動作評価モデル（概略）</p>	<p>図1 共通要因故障対策設備の誤動作率評価モデル（概略）</p>	
		
<p>図2 誤動作フォルトツリー（概略）</p>	<p>図2 誤動作率評価フォルトツリー（概略）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2. 不動作の発生頻度	b. 不動作の発生頻度	
		<p>■設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■名称の相違（共通要因故障対策（自動制御盤）(ATCS) (緩衝設備)内補機作動回路)</p> <p>・設備名称の相違はあり、回路名称も異なるが、実際の回路構成は同様。</p> <p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p> <p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p> <p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p> <p>■記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■①設備の相違(ループ数、伊方同様の)</p>
<p>図3 ATWS緩和設備のアンアベイラビリティ評価モデル（概略）</p>	<p>図3 アンアベイラビリティ評価モデル（概略）</p>	
		
<p>図4 アンアベイラビリティ評価フォルトツリー（概略）</p>	<p>図4 アンアベイラビリティ評価フォルトツリー（概略）</p>	